

便、小包郵便又ハ使送ヲ以テ之ヲ發送スヘシ

第二十九條

成案文書ノ發送ヲ了シタルトキハ發送日附印ヲ當該成案文書ニ押捺シタル上之ヲ主務課ニ返付スヘシ

第三十條

文書發送ニ際シ郵便料金又ハ電報料金ヲ要スヘキモノニ就テハ郵便局ヨリ除買ノ手續ニ依リ郵便切手ヲ受取り之ヲ貼付シテ差出スヘシ

郵便切手ヲ除買セムトスルトキハ除買請求書ヲ調製シテ郵便局ニ提出スヘシ

第三十一條

文書課ニ於テハ有料郵便及電報發送簿ヲ設備シ發送ノ都度之ヲ登記スヘシ

郵便局ヨリ除買切手代金ノ請求ヲ受ケタルトキハ前項ノ發送簿ト對照シ其ノ數量ヲ證明シテ之ヲ支出官ニ回付スヘシ

第三十二條

執務時間外及休暇日ニ於ケル文書ノ取扱ハ文書課宿直員ヲシテ之ヲ取扱ハシムヘシ

第三十三條

緊急處理ヲ要スルモノ又ハ重要若ハ機密ヲ要スルモノノ外省内各局課長(貯金簡易保險局ハ)間ニ於ケル文書ノ送達ハ文書給仕ヲシテ左記各號ニ依リ之ヲ取扱ハシムヘシ

一 收受文書ハ之ヲ主務課長ニ送達スルコト

二 課長(官房課長) 調査濟成案文書中其ノ專決施行ニ係ルモノハ文書課ヘ、同一局内ノ他課ヘ合議スヘキモノハ其ノ被合議課長ヘ、他課ノ合議ヲ要セサルモノニ付テハ當該局長ヘ送達スルコト

三 局長及官房課長調査濟成案文書中他局課ヘ合議スヘキモノハ其ノ被合議局課長ヘ其ノ他ハ總テ文書課ヘ送達スルコト

文書給仕ニ於テ取扱ノヘキ文書ノ送達ハ出勤時間ヨリ退廳時間マテ四十五分間毎トス

第三十四條

局課長室及各課若ハ係ニ於テハ一定ノ文書箱又ハ戸棚ヲ設備シ處理中若ハ處理未濟文書整理ノ用ニ供スヘシ

第三十五條

文書處理ニ用ユル各局課ノ記號ハ左ノ區別ニ依ルヘシ

- | | | | |
|----|-----------|----|------------|
| 秘 | (大臣官房秘書課) | 文 | (大臣官房文書課) |
| 健 | (大臣官房保健課) | 察 | (大臣官房監察課) |
| 練 | (遞信官吏練習所) | 博 | (遞信博物館) |
| 郵 | (郵務局) | 郵業 | (郵務局業務課) |
| 郵規 | (郵務局規畫課) | 外郵 | (郵務局外國郵便課) |
| 電務 | (電務局) | 電業 | (電務局業務課) |

電規	(電務局規畫課)	外信	(電務局外國電信課)
電無	(電務局無線課)	工	(工務局)
庶	(工務局庶務課)	線	(工務局線路課)
機	(工務局機械課)	無	(工務局無線課)
電	(電氣局)	監	(電氣局監理課)
業	(電氣局業務課)	檢	(電氣局檢査課)
技	(電氣局技術課)	水	(電氣局水力課)
船	(管船局)	船庶	(管船局庶務課)
船監	(管船局監理課)	船	(管船局船舶課)
海	(管船局海員課)	船試	(管船局船舶試驗所)
空	(航空局)	空監	(航空局監理課)
空技	(航空局技術課)	經	(經理局)
計	(經理局主計課)	需	(經理局需品課)
營	(經理局營繕課)	查	(經理局監査課)
試	(電氣試驗所)	貯	(貯金局)
保	(簡易保險局)	審	(高等海員審判所)

第三十六條

各局課 (電氣試驗所、貯金局) 及簡易保險局ヲ除クニ於テハ其ノ局課在勤者 (雇員以上) ノ住所氏名ヲ文書課ニ通知シ置クヘシ

爾後異動アリタルトキハ其ノ都度之ヲ通知スヘシ

第三十七條

本則ニ依リ設備スヘキ器具機械及式紙帳簿類ハ別冊ニ定ムルトコロノ様式及雛形ニ依ルヘシ

附則

本細則中電氣試驗所、貯金局及簡易保險局ニ施行シ得ヘキモノハ總テ之ヲ電氣試驗所、貯金局及簡易保險局ニ準用ス

本細則ハ大正六年十一月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年一月官文達第三六五號ハ之ヲ廢止ス

⑤ 遞信省公文書式 (明治四十三年十二月一日) 官文第三五七號

○上奏書進達書式 (用紙和紙毛筆)

何第 號
別紙何々ノ件上奏書進達ス

年 月 日

内閣總理大臣宛

遞 信 大 臣

○上奏式 (同)

何々謹テ上奏ス
件 名

年 月 日

遞 信 大 臣

何第 號
○閣議稟請及報告書式 (同)

件 名

遞信省公文書式

三五九

年 月 日

何々規則

附 則

本令ハ昭和何年何月何日ヨリ之ヲ施行ス

昭和何年月何日ヨリ何々規則ハ之ヲ廢止ス

遞信省令第 號

何々規則中左ノ通改正ス

本令ハ昭和何年何月何日ヨリ(公布ノ日ヨリ)之ヲ施行ス

年 月 日

第 條第 項中「、、、」ヲ削ル

第 條第 項中「、、、」ヲ「、、、」ニ改ム

第 條第 項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

遞 信 大 臣

第 條第 項中「、、、」ノ下ニ「、、、」ヲ加フ

遞信省令第 號

何々規則第何條第何項及第何項中「、、、」ヲ「
本令ハ、、、、(前例)」ニ改ム

年 月 日

遞信省訓令第 號

何令、、、、、、、、、、、、、、、、、

年 月 日

遞信省告示第 號

何、、、、、、、、、、、、、、、、、

年 月 日

遞信省告示第 號

遞信省公文書式

遞 信 大 臣

應 府 縣何々ヲ
除ク

遞 信 大 臣

遞 信 大 臣

昭和何年月何遞信省告示第何號「何々」中左ノ通改正(追加)シ(、、、、)ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加へ(、、、、)ノ項ヲ削リ(何年月日ヨリ之ヲ施行ス(本日ヨリ之ヲ施行ス))

遞信大臣

遞信省告示第 號

何年(來)何月何日ヨリ左記「何」局(ヲ設置ス)ニ何々事務ヲ閉始(シ何々規則第何條ニ依ル、、、ヲモ取扱フ)ス但シ「何」局ニ於テハ何々事務ヲ取扱ハス

年 月 日

遞信大臣

名稱、、、、、 位置、、、、、

又

名稱 位置

、、、、、

遞信省告示第 號

來何月何日ヨリ左記「何」局ヲ移轉改稱ス

年 月 日

遞信大臣

現名稱

現在位置

改稱

移轉位置

、、、、、

、、、、、

、、、、、

、、、、、

遞信省告示第 號

何年(來)何月(本月)何日限り左記「何」局ヲ廢止ス但シ當該「何」局ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記「何」局之ヲ承繼ス

年 月 日

遞信大臣

名稱、、、、、 位置、、、、、

承繼局、、、、、

又

名稱 位置 承繼局

、、、、、

遞信省告示第 號

來何月何日ヨリ左記「何」局ニ於ケル何々事務ヲ廢止ス(但シ當該事務ハ下記「何」局之ヲ承繼ス)

年 月 日

遞信大臣

遞信省公文書式

遞信省公文書式

、、、(左記前例)

遞信省告示第 號

何年月勅令第何號ニ基ク請願ニ依リ來何月何日ヨリ左記「何」局ニ何々事務ヲ開始ス

年 月 日

遞 信 大 臣

、、、(左記前例)

遞信省告示第 號

何月何日ヨリ左記「何」局ノ特設電話加入申請ヲ受理ス希望者ハ明治四十一年九月遞信省令第
四十三號特設電話規則ニ依リ加入申請書ヲ差出スヘシ但シ電話交換業務開始ノ日ハ追テ之ヲ
告示ス

年 月 日

遞 信 大 臣

遞信省告示第 號

何年月遞信省告示第何號ハ何年月何日限り之ヲ廢止ス

年 月 日

遞 信 大 臣

、、、(左記前例)

○公達、訓示式

公達第 號

遞信部内一般(又ハ)
地方遞信官署(等)

何、、、(左記前例)
本公達ハ何年月何日ヨリ之ヲ施行ス

年 月 日

遞 信 大 臣

○官房文書課長ヨリ官房各課、館、所長並各局長へ通牒(大正二年九月二十五日)
遞信公報掲載令達改廢等ノ場合參照記入方ノ件(官文第二三三九號)

省令、公達等改正廢止ノ場合ニ於テ其題號ナキモノニ對シテハ遞信公報ニ掲載セララルル
ニ方リ參照トシテ件名ノ記入ナキトキハ規定事項ノ判明ヲ缺キ處理上不便少ナカラス延
テハ公報保存年限ニモ多大ノ關係ヲ有スヘキニ依リ爾今右ノ場合ニ於テ公報掲載ノ爲當
課へ送付ノ原議ニハ必ス左ノ例ニ依リテ參照記入相成度右依命

例

遞信省令(公達等)第 號

遞信省公文書式

何年月何遞信省令(公達等)第何號ハ之ヲ廢止ス(改正、追加、削條等ノ場合亦倣之)

本令(公達等)ハ何日ヨリ之ヲ施行ス

大臣

(參照)

何年省令(公達等)第何號ハ何々ノ件ナリ

訓示第 號

遞信部内一般(又ハ)地方遞信官署(等)

何、、、、

年月日

遞信大臣

何第 號

○達、内達、内訓式

何々局

何、、、、

年月日

遞信大臣

何第 號

何、、、、

何々局長

右内達ス

年月日

遞信大臣

何第 號

何、、、、

何々局長

右内訓ス

年月日

遞信大臣

何第 號

○指令書式

昭和何年何月何日附第、號(上申)(申請)(出願)(稟請)(稟申)(伺)何々ノ件(認可ス)(許可

ス)(聽届)(難聽届)(難認可)(別紙ノ通)左ノ通(心得ヘシ)

年月日

遞信大臣

遞信省公文書式

(注意)

- 一 指令文ハ之ヲ一定シ「聽許」「認許」等區々ヨ涉ラサル様注意ヲ要ス
- 二 遞信局若ハ地方廳ヲ經由シテ交付スヘキ指令書ハ格別ナル條件ヲ要スル場合ハ主務局ノ通牒ヲ添付スヘシト雖單ニ經由ニ止ルモノニシテ提出ノ節經由シタル地方廳へ發送スルモノノ如キハ單ニ封皮ヲ經由應ニ宛テ發送シ添書ノ煩ヲ避クヘシ
- 三 二應ヲ經由スヘキ場合ニ於テ一方へ主務局ヨリ指令文ノ謄本ヲ回付スルカ如キハ便宜タルヘキモ甲應ヲ經テ乙應へ回送セシムル場合ニハ左ノ簡單ナル附箋ヲ指令ニ貼付スヘシ

附箋

何々縣(局)經由ヲ要ス

月 日

遞 信 省

- 四 從來申請書ヲ返付スル場合ニハ一々主務局長ヨリ經由應ニ向ケ通牒ヲ添付セリ例へハ「別紙何年何月何日何會社ヨリ申出ニ依リ及回付候條返付方可然御取計相成度候也」等トス然レトモ成ルヘク已ムヲ得サル場合ノ外ハ附箋ヲ以テ以テ返付シ之カ添

書ヲ略スヘシ

附箋

何第 號

依願「何々ニ依リ」返付ス

年 月 日

遞 信 省

○成案書式 (西洋紙)

一般ノ心得

- 一 公文ハ成ルヘク文例用語ヲ一定シ務メテ繁文ヲ略シ縛禮ヲ省キ事務ノ簡捷ヲ圖ルト共ニ書類ノ量ヲ減少スルコトヲ期スヘシ
- 二 回議用紙及常用封紙ヲ西洋紙トシ特ニ形式ヲ要スルモノ、外ハ西洋紙「ペン」「インキ」ヲ使用スヘシ
- 三 公文ハ簡單ニシテ意義ノ通暢スルヲ旨トシ出版物等ヲ寄贈スル場合ノ如キハ添書ヲ略シ表紙又ハ包裝ニ(寄贈)ノ二字ヲ記載スレハ足ルヘシ
- 四 既定ノ届書式類中末文「此段及御届候也」等ノ文字アレトモ表目ニ何々届トアル以

遞信省公文書式

- 上ハ末文ハ之ヲ省略スルヲ可トス願、伺、稟申ノ亦同シ
- 五 從來大臣ヨリ指揮セラルヘキ事項ヲ局長ノ通牒トナス向アレトモ事件ノ性質上命令體ヲ用ウルノ不穩當ナルモノノ外ハ總テ指令達示等大臣名ノ命令體ニ據ルヘシ
- 六 成案ハ務メテ理由ヲ簡明ニ記載シ冗長ナル前議ヲ省略スヘシ
- 七 成案ノ文字ハ草書體ニ流レテ判讀シ難キトキハ自然誤謬遲滯ノ基タルヲ以テ楷行書體ヲ以テ明瞭ニ書記スヘシ
- 八 若成案ニ誤字脱字アルトキハ其ノ結果往々容易ナラサルコトヲ惹起ス幸ニ之カ訂正ヲナスヲ得ルモ其ノ間往復ヲ累ネ其ノ處分ハ如何ニ迅速ニ了ルモ其ノ效果ヲ睹サルノミナラス反テ遲延ヲ來スヘキニ付淨書主任者ノ注意ヲ要スルハ勿論先草案ニ於テ充分ナル注意ヲ拂フヘシ
- 九 電報ノ成案ハ其ノ料金ヲ要スルト否トニ拘ラス務メテ簡明ナルヲ要ス且其ノ事件ノ緩急ヲ斟酌シ局報濫用ノ弊ヲ根絶スヘシ若受領シタル電報中不急ノモノヲ發見シタルトキハ其ノ發信局長ニ向ケ注意ヲ喚起スヘシ
- 一〇 本書式ノ外曩ニ定メタル文例、用字例及遞信公報第五千四百六十五號文書課通牒ヲ參照スヘシ

遞信公報第五千四百六十五號文書課通牒

官文第九七號

明治四十三年三月

遞信部内一般

官房文書課

文書往復及立案等ヲ簡捷ニナスノ件

- 一 文書往復上支障ナキ限リハ開披ノ儘受授シ封皮ヲ使用セサルコト
- 二 回議文書ノ例文ニ依ルモノハ一々回議用紙ノ立案ヲ省略シ一定ノ形式ヲ備ヘタル帳簿ニ依ルコト
- 三 受收文書ニ對スル立案ニシテ輕易簡單ナルモノハ其ノ受收文書ノ餘白ヲ利用シテ立案ヲナスコト
- 四 輕易事項ニシテ保存ヲ要セサル一時限リノ回答文ノ類ハ其ノ照會書ニ附箋ヲナシ又ハ其ノ餘白ニ記入シテ返送スルモ支障ナキコト
- 五 督促ノ如キ輕易事項ハ其ノ回數ニ制限ヲ設ケテ主任限リ取計ハシメ特ニ立案ヲナサス原議ニ其ノ年月日及要旨ヲ記入シ置クコト
- 六 發送文書ノ年月日ニ日附印ヲ用キテ筆書ニ代用スルカ如キハ便宜タルヘキコト
- 七 同一局内ニ於ケル各部局課相互間ノ照會通牒ハ努メテ口頭ヲ以テ處辨シ文書ヲ用キ

遞信省公文書式

遞信省公文書式

サルコト

八 法規上特ニ書類ヲ必要トスル場合ノ外官廳相互若ハ公衆トノ交渉ハ口頭ニテ處辨スルコト

但シ之カ爲特ニ公衆ヲ召喚スルカ如キコトナキ様注意ヲ要ス

九 特ニ形式ヲ要スルモノノ外輕易ニシテ複本ヲ要スルモノハ炭酸紙ヲ使用スルモ支障ナキコト

一〇 公文ノ文體モ亦特ニ形式ヲ要セサル限リ讀書體ト時文體トヲ選ハス簡單明瞭ナルコトヲ期スルコト

一一 局長印又ハ局印ノ外成ルヘク印類減少ヲ計ルコト

一二 部内又ハ區内ニ往復スル普通文書ニハ局課長印又ハ局課印ノ押捺ヲ省略シ單ニ契印ノミ使用スルモ支障ナキコト

○官房文書課長ヨリ遞信局長、分掌局長へ通牒(大正六年十一月二十一日)
文 第 一 一 一 號

爾今貴局ヨリ發セラルル局報ハ従前ノ「局報第何號ノ答若ハ局報何號照會ノ件」トセス總テ其ノ件名ヲ記入アリタシ

○官房文書課長ヨリ遞信局長、分掌局長へ通牒

(大正七年三月二十七日)
文 第 一 一 一 六 號

客年十一月文第一號ヲ以テ局報處理方ニ關シ通牒致候處以後件名簡易ニシテ略號使用ヨリ字數減少スルモノニ限り件名ヲ記載スルコトトシ其ノ他ハ總テ略號使用セラレタシ

○本省往復文書式

明治四十三年十二月一日
公達第九百五十號

第 號(稟申)(照會)(通牒)(報告)等 年 月 日

宛 名 官(職)名

何、、、、、、、ノ件

何々

第 號(回答)

年 月 日

宛 名 官(職)名

何、、、、、、、ノ件

第 號(年月日)照會前照會ノ號數
月日ヲ記ス

右了承ス

遞信省公文書式

別冊何部送付ス

右貴需ニ應シ難シ(何々ニ付云々)

右調査候處別紙ノ通(左ノ通)

右ハ何々

追テ云々

備考

- 一 本省部内ニ往復スルモノハ發受者ノ氏名ヲ省略スルコトヲ得
- 二 發受者ヲ一行ニ收メ難キトキハ宛名ヲ次行ニ移スハ便宜トス
- 三 本文ハ成ルヘク簡單ニシテ要ヲ得ルヲ主トシ末尾「此段及照會候也」「此段及回答候也」「此段及申添候也」等ノ文字ハ省略スヘシ
- 四 行文中「御」字ノ如キハ努メテ之ヲ省略スヘト雖爲ニ甚シキ敬意ヲ缺キ感情ヲ傷フカ如キハ採ラサル所ナリ現業事務ノ如キ直接公衆ト往復スル向ハ特ニ注意ヲ要ス
- 五 依命通牒ノ如キハ番號ノ下「通牒」ノ上ニ「依命」ノ二字ヲ加フルカ又ハ末文「、、、、、」ト云フカ如ク單ニ其ノ意ヲ明カナラシムルニ止ムヘシ
- 六 左記ノ終末ヲ表ハス爲以上等ノ文字ヲ用ウルハ適宜トス
- 七 特ニ書式ノ定メアルモノハ其ノ書式ニ依ルヘシ

八 照會書ニハ「回答書ニハ本書ノ番號ヲ記載セラレタシ」ト欄外ニ記載シ置クヲ便宜トス

○岩手縣名ノ文字ハ從來「岩手」又ハ「巖手」ノ二様ニ表示シ來リタルモ「岩手」ト一定セ
ル趣ニ付爾今事業上ニ使用ノ場合ハ右ニ準據アレ(一三、二、郵三〇〇各)

○回議書類中單ニ一枚ノモノ及ヒ之ニ類スル用紙半切二枚位ノモノハ取扱中散逸ノ虞アルニ
付可成厚紙一枚ヲ添綴相成度(三五、九、文二三九各局課長)

○通牒文ヲ命令體ニ改ムルノ件(三二、五、文九〇各局課)

從來各府縣其他地方部局ノ大臣宛上申ニ對シ又ハ事務處理上大臣ヨリ指揮セララルヘキ事項
ニ關シ往々大臣名ヲ用キスシテ局課所長ノ依命通牒ヲ以テ處理シ來リ候處自今右等ノ類ハ
指令又ハ達示等命令ノ體式ニ據リ大臣名ヲ以テ令達シ特ニ詳細ナル説明ヲ要スル向ハ別ニ
局課所長ノ通牒ヲ相添候様致度依命

追テ事件ノ性質ニ於テ命令體ヲ用フルノ不穩當ナルモノハ本文ノ限りニ無之候

○電報發送方注意ノ件(三七、二、官文七一)

局報濫用禁止ノ件別紙ノ通り決裁相成候ニ就テハ貴局(課)ニ於テモ不急ノ事件ヲ電報ニ

テ發送スヘカラサルハ勿論電文ニ冗長ノ文字ヲ使用セサル様御注意相成度從來例ニ依レハ立案後又ハ決裁後期日ノ切迫ヲ理由トシテ筆達案ヲ其ノ儘電報案ニ用候場合有之候得共今後右様ノ場合ニハ局課長ノ認諾ヲ得テ簡明ナル電文ニ更訂候様致度又地方局ヨリ到達セル局報ノ中不急ノモノアルカ若ハ冗長ノ文字ヲ使用セルモノアルトキハ主管局課長ヨリ其ノ都度注意ヲ加フルカ其他適當ノ方法ヲ以テ嚴重御取締相成候様致度依命
追テ官報モ本文ニ準シ相當御取締相成度

○公文書處理上注意ノ件（六、三、官文九三）

- 一、文書ノ處理遲滞ニ付テハ主務課長、練習所長、博物館長其責ニ任スルコト
- 二、回議案ノ文例ハ往復文書式ニ依リ簡明ヲ主トスルコト
- 三、文書中單ニ參考又ハ知照若ハ記帳等ノ爲ニ合評スルモノハ決裁後回覽ニ附スル等可成合評ヲ減少スルコト
- 四、伺案中「仰高裁」「可然哉」等ノ語句ハ之ヲ略シ回答中照會書ノ文言ヲ繰返スカ如キハ之ヲ避クル等可成無用ノ手數ヲ省略スルコト
- 五、回答案ニ附記スル理由長キニ涉ルモノハ要領ヲ簡條書ニスル等可成簡明ニスルコト
- 六、回覽文書ハ本書ノ欄外餘白ニ回覽者捺印スルコトトシ特ニ回覽票等ヲ用ヒサルコト

- 七、申告ニ關シ事實調査若ハ其ノ他ノ理由ニ依リ本書ヲ回送スル場合參考上必要アルトキハ其ノ要領ノミヲ摘記シ置キ全文ノ謄寫ヲ省略スルコト
- 八、（省略）

○部内ニ對スル令達又ハ指令省略ノ件（六、七、官文二五七）

從來内部ニ對シ或ル事項ニ付令達又ハ指令ノ際ハ別ニ處理上ノ通牒ヲ附スルヲ例トセルモ爾今特ニ其ノ必要アルモノノ外令達又ハ指令ヲ省略シ左ノ例ニ依リ依命通牒ヲ以テ處理セラレタシ

「何々ノ件承認セラル左記各項（處理）（了知）アリタシ」

○文書取扱ニ關シ注意ノ件（六、八官文三〇九）

- 一、局課收受ノ文書ニシテ重要ナルモノハ收受ノ際直ニ上司（次官以上）ノ査閱ニ供スルコト
- 二、收受ノ際上司ノ査閱ヲ經タル文書ハ（文書課收受ノモノタルト局課收受ノモノタルトヲ問ハス）之ヲ單ニ供覽トシテ取扱フ場合ハ上司ニ再出ヲ要セサルコト
- 三、回議文書中件名ノミニテ事體明瞭ナルモノハ本文ニ再ヒ之ヲ繰返ヘササルコト
- 四、回議文書ハ達意ヲ旨トスルヲ以テ要領ヲ記スニ止ムヘク從テ文體ノ如キモ部内ニ達ス

ルモノハ勿論、部外ニ宛ツルモノト雖モ特ニ他ノ文體ニ依ルヲ必要トスル場合ノ外ハ大體電報文ニ準シ起案スルコト

五、回議文書中理由ハ關係ノ複雑ナルモノノミニ限り之ヲ附シ尙此ノ場合ニ於テモ冗長ノ文句ヲ避ケ要點ヲ摘記スルコト

◎起案ニ關スル特定事項

○差押郵便物ノ通知ハ其都度伺案ヲ廢シ左記文例ニ依リ公報ニ掲載ス(二、四、通業一四八八五、一二、通業五六五四)

左記新聞紙(又ハ出版物)ハ風俗ヲ壞亂(又ハ安寧秩序ヲ害)スルモノト認メ何月何日新聞紙法(又ハ出版法)第何條ニ依リ發賣頒布禁止並差押(出版法ノ場合ハ「發賣頒布禁止及差押」トス)ノ處分ヲナセシ旨内務省ヨリ通牒アリタリ

一、處分ヲ受ケタル新聞紙又ハ出版物ニ關スル主要事項

一、内務省ヨリ發見ノ際廻送方來牒ノモノハ左ノ追書ヲ加フルコト

「追テ右該當ノ新聞紙(又ハ出版物)發見セラルトキハ封皮ニ「差押郵便物在中」ト表記シ通信局ニ送付スヘシ

一、外國發行ノモノニシテ新聞紙法第二十四條第二項ニ依リ同法施行地域内ニ輸入又ハ移入禁止セラレタルモノナルトキハ左ノ項ヲ追書スルコト

「右新聞紙ハ新聞紙法施行地域内ニ輸入又ハ移入ヲ禁止セラレタルニ付爾後該題名ノモノ發見ノ際ハ特ニ規定アルモノノ外封皮ニ「輸入禁止郵便物在中」ト朱記シ通信局ニ送付スヘシ」

起案ニ關スル特定事項

○三等局長會建議事項ハ處理顛末蒐錄ノ便宜上文書課ニ於テ取纏メ各主管課ノ回覽ニ供ス
(四、五、官文一八〇〇)

○切手類模造取締規則ニ依リ本省ニ於テ許可ヲ爲シタルトキハ申請者居住地ノ所轄一等局ヲ經由シテ許可書ヲ發スルニ付當該局ニ於テハ原簿ヲ設ケ相當事項ヲ記入シ置クヘシ(四三、一、通業八三五九、各一)

○輕易ナル申告ヲ移牒スル場合ハ其ノ申告書余白ニ別紙様式ノ印章ヲ押捺相當事項ヲ記入ノ上申告要領ヲ申告處理原簿ニ登記ノ上伺ヲ經テ發送スルコト但シ事體重大ナルモノ及殖民地ニ通牒スヘキモノハ原簿ニ登記シ正式起案ノ手續ヲ爲スコト(様式略ス)(五、九、通業四二四九)

●公報掲載事項ニ關スル注意

○公報ニ掲載スル認可及聞届ノ指令ハ他局ニ於テ同一事情ノモノト雖モ直ニ援用スルコトヲ得ス(二八、一一、多度津)

○例規トナリ又ハ部内一般ニ了知セシムヘキ通牒ハ公報ニ掲載シ別ニ文書ヲ發送セサルニ付直ニ之ニ依リ處理スヘシ(三八、五、經主甲三五〇七、各)

○公報ニ掲載スル伺指令ヲ他局ニ於テ援引準據スルハ事理當然ナリ(四二、一〇、官文三三一、各)

○省令公達等改廢ノ場合題號ナキモノハ公報ニ限り參照トシテ件名ヲ附記ス(二、九、西部)

第一條 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

第二條 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

第三條 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

(四) 題名ナキモノニシテ單行文ノ場合

、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

◇法令一部改正ノ場合

用 例

(一) 題名アルモノ

何々法(何々令等)中左ノ通改正ス

(二) 題名ナキモノ

昭和何年法律第 號(勅令第 號)中左ノ通改正ス

(三) 條文アルモ簡單ナルモノニ用ユ

何々法(何々令)中又ハ昭和何年法律第 號(勅第 號)中「、 、 、」ヲ「、 、 、」ニ改ム

條文ニ關スルモノ

(一) 全條改正ノ場合

文 例

備 考

何々法令及何々法令中「、 、 、」ヲ「、 、 、」ト改ムトスルモ差支ナシ

左ノ用例ヲ廢ス

第何條 、、、、、、、、、、、、、、、、、
(全條改正又ハ末尾ニ追加ノトキ)

○
第何條ノ「二」、、、、、、、、、、(全條ヲ條ト條トノ間)ニ追加スルトキ)
第何條ノ三、、、、、、、、、、

〔以下倣之〕

(二) 條中改正ノ場合

第何條中「、、、、」ヲ「、、、、」ニ改ム
第何條中「、、、、」ノ(上)(下)(前)(次)ニ「、、、、」ヲ加フ
第何條中「、、、、」ヲ削ル

(三) 全條削除ノ場合

第何條 削除
第何條 ヲ削ル (兩用)

(四) 項改正ノ場合

第何條何項ヲ左ノ如ク改ム
、、、、、、、、、、、、、、、、、、

○
第何條第何項ノ次ニ左ノ一項(何項)ヲ加フ
、、、、、、、、、、、、、、、、、、

○(項中一部改正ノ場合)

第何條第何項中「、、、、」ヲ「、、、、」ニ改ム

第何條第何項中「、、、、」ノ(上)(下)(前)(次)ニ「、、、、」ヲ加フ

(備考) 第何項ヲ言ハスシテ改正スル箇所明カナルトキハ單ニ第何條中

〔第何條ヲ左ノ如ク改ム〕

○
〔第何條ノ次ニ左ノ何條ヲ加フ〕

○
〔第何條ヲ第何條ノ二トシ其ノ前ニ左ノ一條ヲ加フ〕

○
〔第何條ヲ第何條ニ改メ第何條以下順次繰下ク等ノ類〕

條名共ニ消滅ス

ト書ス

第何條第何項ヲ削ル

號、但シ書、表ハ左ノ場合ノ外項ノ改正

文例ニ準ス

第何條(第何項)中但書ヲ削ル

第何條(第何項)ニ左ノ但シ書ヲ加フ

、、、、、、、、、

別表ノ如ク定ム

別表ノ如ク改ム

條中改正ヲ連續シテ言フ場合

第何條中「、、、、、、、、」

、「ヲ」、、、、、、、、

○

「、、、、、、、、」

ニ「、、、、、、、、」

、レニ改ム

號ノ書キ方

第何條

一、、、、、、、、

二、、、、、、、、

◇法令廢止ノ場合

用 例

(一) 題名アルモノ

附 則

何々法(何々令等)ハ之ヲ廢止ス
本令ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 題名ナキモノ

附 則

昭和何年法律第 號(勅令第 號)ハ之ヲ廢止ス

(三) 條項廢止

第何條(第何項)ハ之ヲ廢止ス

文 例

備 考

何々ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止スト云フ
ヲ要セス

◇準用其ノ他ノ例

用 例

何々法(令)ヲ準用ス
 何々法(令)第何章ヲ準用ス
 第何條ノ規定ヲ準用ス
 本令ニ定ムルモノ、外必要ナル事項ハ、
 、、ヲ以テ之ヲ定ム
 判任官ノ待遇トス

備 考

、、、、必要ナル規定ハ、
 ○判任官ヲ以テ待遇ス
 ○判任ノ待遇トス

◇文例ニ關スル諸則

- 一 附則ハ多條項ノモノハ本文ノ條ヲ追フテ條ヲ附スルコト
- 一 一部改正ノ附則ニハ條ヲ設ケス
- 一 附則一箇條ノトキハ條ヲ掲ケス
- 一 特別ノ場合ノ外ハ法令中ニ左ノ條項ヲ掲ケス
 本法(令)施行ニ關スル細則ハ命令ヲ以テ(主務大臣)之ヲ定ム
- 一 引用法令ノ年月番號ハ其ノ名稱ノミニテ明白ナル場合ニ於テハ之ヲ記セス
- 一 法(令)ノ一部ヲ改正追加スル場合ニ於テ舊文多キモノハ原法令ノ用字ヲ襲用ス
- 一 法律案理由書ハ左ノ形式ヲ用ウ
 何々法案理由書(題名アルモノ)

、、、、何々法律案理由書(題名ナキモノ)

何々法^(廢止)_(改正) 法律案理由書(題名アルモノ)

昭和何年法律第何號^(廢止)_(改正) 法律案理由書(題名ナキモノ)

一 法律中既ニ改正セラレタル條項ヲ再ヒ改正スルニ際シ本文題名ノ上ニ年番號ヲ冠スル必要アルトキハ最初ノ年番號ヲ用ウルコト

用字例

明治四十二年十一月二十五日
官文第三八七號 通牒

用字例	ア	アル	充ツル	新ニ	豫メ	當ル	預ラス	改メサル	非サレハ	(出席スルニ) 非サレハ
	備考			新タニ	豫	當タル	預カラス	改タメサル		
イ	在ラス	(此ノ限ニ) 在ラス	在リテハ	(官吏ニ在リテハ) 府縣ニ於テハ	在リタル者	(在ル者ヲ) モ包含ス	至リ	謂フ	雖	違反
	在ラス				在ル者又ハ在リタル者(二者連續) ノ場合		云フ	雖モ		違背、違反

用字例(ア、イ)

ウ	以上、以下 二圓以上ハ共 ニ二圓ヲ含ム	承クル 受クル 賣拂フ 内	ウ
オ	置ク 終リ(名詞ノト キハ終)	承ル 内チ	オ
ウ	各 同ク 遅クトモ 於テハ	各々(々) 同シク 遅クモ	ウ
オ	及 及ヒ 及サス	及 及ヒ 及サス	オ
ウ	府縣ニ於テハ (官吏ニ在リテハ)	テハ	ウ
オ	及 及ヒ 及サス	及 及ヒ 及サス	オ
ウ	於テハ	於テハ	ウ
オ	及 及ヒ 及サス	及 及ヒ 及サス	オ
ウ	於テハ	於テハ	ウ
オ	及 及ヒ 及サス	及 及ヒ 及サス	オ

カ	關ル 係ル 被リ 掲クル 買入ルル 且 代ル 代フル 兼ネシム 拘ラス 限リ(名詞ハ) 限ニ在ラス	カ
キ	汽關 行政裁判所ニ出訴 スルコトヲ得	キ
ケ	汽關 行政訴訟ヲ提起ス 行政訴訟ヲ爲スコ トヲ得	ケ
カ	關ル 係ル 被リ 掲クル 買入ルル 且 代ル 代フル 兼ネシム 拘ラス 限リ(名詞ハ) 限ニ在ラス	カ
キ	汽關 行政裁判所ニ出訴 スルコトヲ得	キ
ケ	汽關 行政訴訟ヲ提起ス 行政訴訟ヲ爲スコ トヲ得	ケ
カ	關ル 係ル 被リ 掲クル 買入ルル 且 代ル 代フル 兼ネシム 拘ラス 限リ(名詞ハ) 限ニ在ラス	カ
キ	汽關 行政裁判所ニ出訴 スルコトヲ得	キ
ケ	汽關 行政訴訟ヲ提起ス 行政訴訟ヲ爲スコ トヲ得	ケ

コ	毎ニ 應ヘ 請ヒ 構 此ノ 之ヲ 越エサル 異リタル コト (コト、ムスル)	シ	出願(ネノ部) 願出 所長 一人
サ	定ムル 避クル 妨ケス 先チ 爲ササル 差出スヘシ 先ニスヘシ	シ	願出 所長 一人
コ	毎ニ 應ヘ 請ヒ 構 此ノ 之ヲ 越エサル 異リタル コト (コト、ムスル)	シ	出願(ネノ部) 願出 所長 一人
コ	毎ニ 應ヘ 請ヒ 構 此ノ 之ヲ 越エサル 異リタル コト (コト、ムスル)	シ	出願(ネノ部) 願出 所長 一人

ス	据置ク 乃チ 少クトモ 凡テ 總テ	セ	選擇	ソ	其ノ 具フル 備置キ
ス	据置ク 乃チ 少クトモ 凡テ 總テ	セ	選擇	ソ	其ノ 具フル 備置キ
タ	但シ 直ニ 立會ハシム 爲ニ 爲	ツ	ツツ 付テハ 付、スルニ付 就キ、本人ニ	タ	宛 付キテハ
タ	但シ 直ニ 立會ハシム 爲ニ 爲	ツ	ツツ 付テハ 付、スルニ付 就キ、本人ニ	タ	宛 付キテハ

ト		ナ	
閉ツル	停ムル	俱ニ	共ニ
トキ	トモ	届出ツヘシ	届出テスヘシ
ナリ	ナシ	無シ	仍ホ
仍	爲ス	仍ホ	仍ホ
ト		ナ	
尚	尙ホ	尙	尙ホ
並ニ	並ニ、并ニ	尙	尙ホ
願出テサルトキハ	願出サルトキハ	何年以上	何年以上
シ	シ	合亦同	合亦同
何年	何年	何年	何年
ノ	ノ	ノ	ノ
延ハス	延ス	延ハス	延ス
何分ノ一	何分一	何分ノ一	何分一
、、スルノ權利	、、スル權利	、、スルノ權利	、、スル權利
、、スルノ必要	、、スル必要	、、スルノ必要	、、スル必要
、、ヲ除クノ外	、、ヲ除ク外	、、ヲ除クノ外	、、ヲ除ク外

ハ		ヒ		フ	
初	始ニ	始リ	均シク	久シキ	引續キ
初メ	始メニ	始マリ	均ク、等シク	久キ	引續
再ヒ	再タヒ	再タヒ	再タヒ	再タヒ	再タヒ
附寄	附寄	附寄	附寄	附寄	附寄
理由ヲ付ス	理由ヲ付ス	理由ヲ付ス	理由ヲ付ス	理由ヲ付ス	理由ヲ付ス
交付	交付	交付	交付	交付	交付
議ニ付ス	議ニ付ス	議ニ付ス	議ニ付ス	議ニ付ス	議ニ付ス
ヘ		ホ		マ	
「ヘシ」ヲ主トス	「ヘシ」ヲ主トス	「ヘシ」ヲ主トス	「ヘシ」ヲ主トス	「ヘシ」ヲ主トス	「ヘシ」ヲ主トス
スヘシ	スヘシ	スヘシ	スヘシ	スヘシ	スヘシ
スルコトヲ要ス	スルコトヲ要ス	スルコトヲ要ス	スルコトヲ要ス	スルコトヲ要ス	スルコトヲ要ス
要件タル場合	要件タル場合	要件タル場合	要件タル場合	要件タル場合	要件タル場合
可シ	可シ	可シ	可シ	可シ	可シ
此ノ法律、此ノ勅令	此ノ法律、此ノ勅令	此ノ法律、此ノ勅令	此ノ法律、此ノ勅令	此ノ法律、此ノ勅令	此ノ法律、此ノ勅令
マ、マ、マテ、迄	マ、マ、マテ、迄	マ、マ、マテ、迄	マ、マ、マテ、迄	マ、マ、マテ、迄	マ、マ、マテ、迄
モ亦、亦タ	モ亦、亦タ	モ亦、亦タ	モ亦、亦タ	モ亦、亦タ	モ亦、亦タ
益々	益々	益々	益々	益々	益々
免ル	免ル	免ル	免ル	免ル	免ル
自カラ	自カラ	自カラ	自カラ	自カラ	自カラ
見做ス	見做ス	見做ス	見做ス	見做ス	見做ス

ム	、、セムトスル	トキ	、、セントスル
モ	以テ 戻入ルル 求ムル 求ニ モノ 者 申立ツル 最	用キ 用ウ	用ユ 最モ
ヨ	基キ 基ケル 若、若ハ	由リ 依リ	譲渡シ 譲受ケ 譲渡スル
ユ	基ツキ 基ツケル 若シ、若クハ		
ヤ	己ム (ヤム、ステニ)		止ム、己己己ハ又 オノ、己己己トモ 書ク

ル	入ルル	因リ 因テ
ワ	分チテ	分テ
字數	一、二、三、十、萬、圓 壹、貳、參、拾、万、円	

ニ之ニ副署ス

第四條

皇室典範ノ改正ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ
宮内大臣年月日ヲ記入シ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第五條

皇室典範ニ基ツク諸規則、宮内官制其ノ他皇室ノ事務ニシ勅定ヲ經タル規程ニシテ
發表ヲ要スルモノハ皇室令トシ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス國務大臣ノ
職務ニ關連スル皇室令ノ上諭ニハ内閣總理大臣又ハ内閣總理大臣及主任ノ國務大臣
ト俱ニ之ニ副署ス

第六條

皇族會議及樞密顧問又ハ其ノ一方ノ諮詢ヲ經タル皇室令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス
法律ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ帝國議會ノ協賛ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大
臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副
署ス

第七條

樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル法律ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス
勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他
ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル勅令及貴族院ノ諮詢又ハ議決ヲ經タル勅令ノ上諭ニハ其ノ
旨ヲ記載シ帝國憲法第八條第一項又ハ第七十條第一項ニ依リ發スル勅令ノ上諭ニハ
其ノ旨ヲ記載ス

第八條

帝國議會ニ於テ帝國憲法第八條第一項ノ勅令ヲ承諾セサル場合ニ於テ其ノ効力ヲ失
フコトヲ公布スル勅令ノ上諭ニハ同條第二項ニ依ル旨ヲ記載ス
國際條約ヲ發表スルトキハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

第九條

前項ノ上諭ニハ樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大
臣年月日ヲ記入シ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス
豫算及豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スノ件ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

第十條

前項ノ上諭ニハ帝國議會ノ協賛ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大
臣年月日ヲ記入シ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス
閣令ニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

省令ニハ各省大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス
宮内省令ニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

第十一條 皇室令、勅令、閣令及省令ハ別段ノ施行時期アル場合ノ外公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日ヲ經テ之ヲ施行ス

第十二條 前數條ノ公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス

第十三條 國書其ノ他外交上ノ親書、條約批准書、全權委任狀、外國派遣官吏委任狀、名譽領事委任狀及外國領事認可狀ニハ親署ノ後國璽ヲ鈐シ主任ノ國務大臣之ニ副署ス外務大臣ニ授クル全權委任狀ニハ内閣總理大臣之ニ副署ス

第十四條 親任式ヲ以テ任スル官ノ官記ニハ親署ノ後國璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

内閣總理大臣ヲ任スルノ官記ニハ他ノ國務大臣又ハ内大臣、宮内大臣ヲ任スルノ官記ニハ内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

前二項ニ依ルモノノ外勅任官ノ官記ニハ國璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

奏任官ノ官記ニハ内閣ノ印ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス宮内官ニ付テハ宮内省ノ印ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十五條 親任式ヲ以テ任シタル官ヲ免スルノ辭令書ニハ國璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

内閣總理大臣ヲ免スルノ辭令書ニハ他ノ國務大臣又ハ内大臣、宮内大臣ヲ免スルノ辭令書ニハ内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

前二項ニ依ルモノノ外勅任官ヲ免スルノ辭令書ニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

奏任官ヲ免スルノ辭令書ニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十六條 爵記ニハ親署ノ後國璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

第十七條 一位ノ位記ニハ親署ノ後國璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス二位以下四位以上ノ位記ニハ御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス五位以下ノ位記ニハ宮内省ノ印ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十八條 爵位ノ返上ヲ命シ又ハ允許スルノ辭令書ニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

第十九條 勳二等功三級以上ノ勳記ニハ親署ノ後國璽ヲ鈐シ勳三等功四級以下ノ勳記ニハ國璽ヲ鈐シ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞勳局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ之ニ署名セシム勳記ニハ勳章ノ種別ニ從ヒ號數ヲ附シ簿冊ニ記入スル旨ヲ附記シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ賞勳局書記官之ニ署名ス

第二十條 記章ノ證狀並外國勳章及記章ノ佩用免許ノ證狀ニハ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞勳局

總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ之ニ署名セシム
證狀ニハ其ノ種別ニ從ヒ號數ヲ附シ簿冊ニ記入スル旨ヲ附記シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ
賞勳局書記官之ニ署名ス

第二十一條 勳章及記章並外國勳章及記章ノ佩用免許ノ證狀ヲ褫奪スルノ辭令書ニハ内閣總
理大臣ヲ奉シ賞勳局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ之ニ署名セシム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
公文式ハ之ヲ廢止ス

●官吏服務紀律

(明治二十年七月二十九日
勅 令 第 三 九 號)

第一條 凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各其
職務ヲ盡スヘシ

第二條 官吏ハ其職務ニ付本屬長官ノ命令ヲ遵守スヘシ但シ其命令ニ對シ意見ヲ述ルコトヲ
得

第三條 官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス廉耻ヲ重シ貪汚ノ所爲アルヘカラス

官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス威權ヲ濫用セス謹慎懇切ナルコトヲ務ムヘシ

第四條 官吏ハ己ノ職務ニ關スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩
スルコトヲ禁ス其ノ職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

裁判所ノ召喚ニ依リ證人又ハ鑑定人ト爲リ職務上ノ秘密ニ就キ訊問ヲ受クルトキハ
本屬長官ノ許可ヲ得タル件ニ限り供述スルコトヲ得

第五條 官吏ハ私ニ職務上未發ノ文書ヲ關係人ニ漏示スルコトヲ禁ス

第六條 官吏ハ本屬長官ノ許可ナクシテ擅ニ職務ヲ離レ及職務上居住ノ地ヲ離ルルコトヲ得
ス

第七條

官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ營業會社ノ社長又ハ役員トナルコトヲ得ス

第八條

官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其職務ニ關シ慰勞又ハ謝儀又ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ直接ト間接トヲ問ハス總テ他人ノ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス

官吏外國ノ君主又ハ政府ヨリ授與セントスル所ノ勳章榮賜俸給並贈遺ヲ受クルニハ天皇陛下ノ裁可ヲ要ス

第九條

左ニ掲ケタル者ト直接ニ關係ノ職務ニ居ル官吏ハ其饗嚙ヲ受クルコトヲ得ス

一 官廳ノ工事ヲ受負フ者

一 官廳ノ爲替方又ハ出納ヲ受クル者

一 官廳ノ補助金ヲ受クル起業者

一 官廳ノ用品ヲ調達スル者

一 官廳ト諸般ノ契約ヲ結フ者

第十條

凡ソ上官タル者ハ職務ノ内外ヲ問ハス所屬官吏ヨリ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス

第十一條

官吏竝ニ其家族ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ直接ト間接トヲ問ハス商業ヲ營ムコトヲ得ス

第十二條

官吏ハ取引相場會社ノ社員タルコトヲ得ス及間接ニ相場商業ニ關係スルコトヲ得ス

第十三條

官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス

第十四條

浪費シテ產ヲ破リ其分ニ應セサル負債ヲ爲ス者ハ過失ノ一タルヘシ

第十五條

官吏ハ私立郵船會社又ハ私立鐵道會社ヨリ無賃乘船無賃乘車切符ヲ受クルコトヲ得ス

第十六條

凡ソ局長所長其他一部ノ長ハ各所屬官吏ヲ監督シ其過失若シ懲戒處分ヲ行フノ區域ノ内ニ在ラサル者ハ之ヲ訓告スルコトヲ務ムヘシ若シ懲戒處分ヲ要スト認ムルトキハ事狀ヲ具ヘテ之ヲ本屬長官ニ稟告スヘシ其情ヲ知り隱蔽シテ稟告セサル者亦過失タルコトヲ免レズ

第十七條

本紀律ハ高等官判任官及俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者ニ適用ス

●官廳執務時間 (大正十一年七月四日) 閣令第六號 改正 (大正十三年六月二十四日) 閣令第四號

官廳ノ執務時間ハ休日及休暇日ヲ除キ左ノ通トス

四月一日ヨリ七月二十日迄

午前八時ヨリ午後四時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス

七月二十一日ヨリ八月三十一日迄

午前八時ヨリ午十二時迄

九月一日ヨリ十月三十一日迄

午前八時ヨリ午後四時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス

十一月一日ヨリ三月三十一日迄

午前九時ヨリ午後四時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス

土地ノ狀況ニ依リ又ハ事務ノ性質上必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ内閣總理大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ執務時間ノ變更、繰替又ハ延長ヲ爲スコトヲ得
事務ノ狀況ニ依リ必要アルトキハ執務時間外ト雖執務スヘキモノトス
本屬長官ハ所屬職員ニ對シ七月二十一日ヨリ八月三十一日迄ノ間ニ於テ事務ノ繁閑ヲ計リ二

官廳執務時間

十日以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得但シ事務ノ都合ニ依リ當該期間内ニ於テ休暇ヲ與フルコトヲ得サル場合ニ於テハ他ノ期間ニ於テ之ヲ與フルコトヲ妨ケス

現業ニ従事スル者ノ執務時間及休暇ニ付テハ主務大臣別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

土曜ノ夜間ニ於テ又ハ事務ノ都合ニ依リ之ヲ與フルコトヲ得

十一月一日ヨリ十一月三十一日まで

半箇八割ヨリ半箇四割迄ヨリ十一月一日ヨリ十一月三十日まで

十一月一日ヨリ十一月三十日まで

半箇八割ヨリ半箇二割迄

十一月二十一日ヨリ八月三十一日まで

半箇八割ヨリ半箇四割迄ヨリ十一月一日ヨリ十一月三十日まで

十一月一日ヨリ十一月三十日まで

官廳ノ事務ノ都合ニ依リ之ヲ與フルコトヲ得

官廳執務時間 (十一月一日ヨリ十一月三十日まで) (十一月一日ヨリ十一月三十日まで)

第五類 分課分掌及委任

分課分掌

第五類 分課、分掌及委任

● 遞信省分課規程 (抄)

第十條 郵務局業務課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 郵便及小包郵便事業ニ屬スル業務ノ規定ニ關スル事項
- 二 郵便及小包郵便事業ノ監督ニ關スル事項
- 三 郵便及小包郵便事業ノ調査ニ關スル事項
- 四 削除
- 五 本局主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項
- 六 本局主管ニ屬スル給與ニ關スル事項
- 七 本局主管ニ屬スル統計ニ關スル事項
- 八 局中他課ニ屬セサル事項

八 似中...
 九 本局...
 十 本局...
 十一 本局...
 十二 本局...
 十三 本局...
 十四 本局...
 十五 本局...
 十六 本局...
 十七 本局...
 十八 本局...
 十九 本局...
 二十 本局...

禁止職 代理 代理 代理 代理

●郵務局分掌規程 (抄)

郵務局分掌規程

第一條 郵務局業務課ニ左ノ二係ヲ置キ事務ヲ分掌ス

庶務係

監督係

第二條 業務課庶務係ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人事ニ關スル事項
- 二 機密文書ニ關スル事項
- 三 分課分掌規程ニ關スル事項
- 四 統計ニ關スル事項
- 五 記録編纂ニ關スル事項
- 六 乘車船證其ノ他身分ヲ證明スヘキ證票ニ關スル事項
- 七 豫算ノ經理ニ關スル事項
- 八 職員ノ手當及給與ニ關スル事項

郵務局分掌規程

郵務局分掌規程

四二四

- 九 職員ノ待遇方法ノ調査ニ關スル事項
- 十 他係ニ屬セサル事項

第三條

業務課監督係ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 郵便及小包郵便事業ニ屬スル法規ニ關スル事項
- 二 郵便及小包郵便事業ニ屬スル各般業務ノ取扱方法ニ關スル事項
- 三 郵便及小包郵便事業用品ノ型式及使用局所ニ關スル事項
- 四 郵便切手類及收入印紙賣捌ニ關スル事項
- 五 郵便及小包郵便事業ニ屬スル損害賠償、官損處分、訴願及訴訟ニ關スル事項
- 六 郵便及小包郵便事業ニ屬スル申告其他事故處分ニ關スル事項
- 七 郵便及小包郵便事業ノ制度及組織ノ調査ニ關スル事項

第四條

削除

局長委任規程

第一條

各局長ハ左ニ掲クル事項ヲ裁決施行ス

- 一 課長、支局長及各部所長ヲ除クノ外職員ノ勤務ヲ指定スル事
- 二 雇員ヲ進退スル事
- 三 傭人ヲ傭使スル事
- 四 課長、支局長及部所長ヲ除クノ外職員ニ内國出張ヲ命スル事
- 五 至急ヲ要スル場合ニ於テ課長、支局長又ハ各部所長ニ内國出張ヲ命スル事
- 六 職員ノ歸省、看護、墓參、轉地療養並受驗願ヲ處理シ及除服出仕ヲ命スル事
- 七 民事訴訟ニ對スル國代表者ヲ指定スル事
- 八 公達以下ノ形式ヲ以テ定メラレタル式紙帳簿類ノ様式ヲ變更スル事
- 九 法規ノ解釋ニ付成例アルモノニ對スル指令ヲ爲ス事
- 一〇 主管ノ事務ニ付公達以下ノ解釋ヲ決定シ又ハ業務取扱方法ノ疑義ニ付指令ヲ爲ス事

- 一一 主管ノ事務ニ付他官廳其他部外ノ者ト照會往復スル事
- 一二 主管ノ事務ニ關スル申告ヲ處理スル事

局長委任規程

四二五

局長委任規程

四二六

- 一三 主管ノ事務ニ關シ官報又ハ新聞紙等ニ廣告スル事
- 一四 報告及諸届ヲ處理スル事、但取消又ハ改正ヲ命スヘキモノ及異例ニ屬スルモノヲ除ク

第二條

- 一五 伺濟ノ事項ニ對シ支拂豫算ノ増減ヲ通知スル事

本規程ノ事項ニシテ大臣名若クハ省名ヲ以テ施行スヘキモノト局長名若クハ局名ヲ以テ施行スルヲ得ルモノトノ區別ハ成規定例ヲ案シ之ニ遵由スヘシ其疑義ニ涉ルモノハ豫メ大臣ノ決裁ヲ承クヘシ

第三條

局長ハ箇々ノ事項ニ付其ノ輕重ヲ甄別シ委任ノ範圍ニ屬スル事項ト雖モ重要ト認ムルモノハ大臣ノ決裁ヲ受ケ、委任ノ範圍ニ屬セサル事項ト雖モ輕易ト認ムルモノハ局長限り決裁施行スヘシ

第四條

局長ハ裁決施行ニ屬スル事項ト雖モ他局ニ干涉スルモノハ尙ホ合議ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條

若シ關係局ト意見合同セサルモノアルトキハ特ニ大臣ノ決裁ヲ承クヘシ
局長ハ委任事項中輕易ノ事件ハ更ニ之ヲ部下ノ課長、支局長若クハ部所長ニ分任スルコトヲ得

第六條

各局長ヘ特ニ委任スヘキ事項ハ別ニ之ヲ定ム

第七條

本規程ハ官房各課所館長、貯金局長、簡易保險局長及電氣試驗所長ニ適用ス

● 郵務局長委任規程

郵務局長ハ左ニ掲ケル事項ヲ裁決施行ス

- 一 郵便ニ關スル取扱規程ニ依ル特別ノ式紙帳簿使用方ヲ承認スル事
- 二 郵便事業ニ關スル事故ノ處分ヲ爲ス事
- 三 事業用物品規程ニ依ル郵便ニ關スル物品ノ型式ヲ定メ及其ノ使用局所ヲ指定スル事
- 四 郵便切手類模造ヲ許可スル事
- 五 鐵道郵便車室乗車證票及其ノ他ノ分ヲ證明スヘキ證票ヲ交付スル事
- 六 郵便取扱時間ヲ特定シ又ハ臨時之ヲ變更スル事
- 七 特殊日附印ノ一部地方ニ於ケル使用ヲ承認スル事
- 八 郵便物拾得者ヘ報勞金ヲ給與スル事
- 九 郵便特殊有技者勤勉手當給與人員ヲ増減スル事
- 十 地方局長專決ニ屬スル郵便ニ關スル事項ニシテ告示、公達ヲ要スルモノヲ定例ニ依リ告示、公達スル事
- 十一 伺濟ニ係ル郵便局所又ハ郵便事務ノ開廢及一、二等郵便局名改稱又ハ移轉ヲ告示スル事

郵務局長委任規程

郵務局長委任規程

四三〇

- 十二 三等局以下ノ郵便局所ヲ移轉スル事
- 十三 郵便局所名改稱其ノ他名稱變更ニ伴フ關係告示及公達ヲ改正スル事
- 十四 請願郵便施設請願者地位承繼ヲ承認スル事
- 十五 請願郵便施設ニ對スル維持費ヲ定例ニ依リ改正又ハ免除スル事
- 十六 特定三等局ノ局舎構造ヲ決定スル事
- 十七 郵便區畫、集配區畫、市内外區畫及集配方法ヲ變更シ又ハ集配度數ヲ増減スル事
- 十八 郵便事業用自轉車ノ定數ヲ定ムル事
- 十九 通信官署ニ於ケル郵便事業ニ屬スル雇傭人給料定率超過經理ヲ承認スル事
- 二十 通信官署ニ於ケル郵便事業ニ屬スル定員外臨時雇傭人ノ使役ヲ承認スル事
- 二十一 通信官署ニ於ケル郵便事業ニ屬スル定員定率、渡切經費及各種受負料ヲ増減スル事但シ一般改定、一、二等郵便局ノ新設又ハ等級改定ノ場合ヲ除ク
- 二十二 郵便線路(一、二等鐵道及水路郵便線路ヲ除ク)ノ開廢變更、郵便線路發著時刻、鐵道便發著時刻及遞送方法改正、小包郵便遞送管區ヲ變更スル事
- 二十三 郵便局所又ハ郵便線路ノ開廢變更等ニ伴ヒ郵便物區分規程ヲ改正スル事
- 二十四 鐵道及水路郵便線路ニ於ケル便種ノ變更便數ノ増減又ハ受渡局ノ開廢變更ヲ爲スル事

二十五 行囊主管局ヲ指定シ其ノ受持區域ヲ變更シ又ハ各主管局相互間行囊送受方ヲ指定スル事

- 二十六 郵便物ノ遞送ニ關シ定例ニ依リ運送命令ヲ發シ又ハ之ヲ解除變更スル事
- 二十七 郵便物運送受命者ニ對シ違約謝金、辨償金及損害賠償金ヲ決定スル事
- 二十八 郵務局長ノ裁決ニ屬スル事項ニ付キ鐵道省所管鐵道及船舶郵便物協定書ヲ改竊スル事

- 二十九 鐵道船舶郵便係員ノ事務室ヲ開廢變更スル事
- 三十 鐵道船舶郵便室ヲ開廢變更スル事
- 三十一 内外船舶ニ臨時郵便物ヲ搭載スル事
- 三十二 外國郵便規則ニ依ル損害賠償ヲ審査決定スル事
- 三十三 郵便ニ關スル條約、約定類ノ規定ニ基キ郵便料特殊取扱料金ヲ告示スル事
- 三十四 萬國郵便聯合總理局及外國郵政廳ノ通報ニ基ク輕易事項ヲ告示公達スル事
- 三十五 郵便ニ關スル條約、約定類ノ規定ニ基ク事項ヲ通報シ又ハ統計表ヲ送付スル事
- 三十六 軍艦閉囊交換局ヲ指定スル事
- 三十七 外國郵便閉囊交換局ヲ指定變更スル事
- 三十八 外國發著閉囊小包ノ遞送及其ノ取扱料金ヲ決定スル事

郵務局長委任規程

四三一

- 三十九 外國郵便物繼越料遞送料及表記料等ヲ精算スル事
- 四十 引換濟國際返信切手券ニ對スル貸借ヲ精算スル事
- 四十一 差出人ニ還付スルコトヲ得サル外國小包ノ處分ニ關聯シ不能徵收料金ノ官損處分ヲ爲ス事

●遞信局長職務章程 (大正二年六月公達第三五七號)

第一條 遞信局長ハ主管事務ニ關スル法律命令ヲ執行シ且部下ノ職員ヲ監督シ其ノ進退功過ヲ遞信大臣ニ具狀ス

第二條 遞信局長ハ左ノ事務ヲ專決施行ス

- 一 課長及各部所長ヲ除クノ外局員ノ服務ヲ指定スル事
- 二 局雇員ヲ進退スル事
- 三 部下職員ノ歸省、看護、墓參、轉地療養、受験願ヲ處理スル事
- 四 部下職員ノ除服出仕ヲ命スル事
- 五 部下職員及其ノ家族ノ營業願ヲ處理スル事
- 六 部下職員ヲ内地ニ出張ヲ命シ又ハ管轄區内ニ駐在ヲ命スル事
- 七 削除
- 八 三等局長以下身元引受人ノ變更ヲ許可スル事
- 九 三等局長以下ノ他職兼務ヲ許可スル事
- 十 三等局長以下犯罪アリト認知シタルトキ其ノ情狀ニ依リ服務ヲ停止スル事
- 十一 講習生學費手當金ノ償納ヲ免除又ハ猶豫スル事

- 十二 部下職員ニ對シ他官廳其ノ他ヨリ囑託ノ受諾ヲ許可スル事
- 十三 三等局長以下ニ對シ渡切經費減額並違約謝金及辨償金徵收ノ處分ヲ爲ス事
- 十四 遺失物法又ハ水難救護法ニ依リ遺失物又ハ漂流物等拾得者ニ報勞金ヲ給與スル事
- 十五 公衆傷害慰藉金及非常災害等ノ場合ニ於ケル部外盡力者ニ對スル慰勞金ヲ給與スル事但シ總額一千圓以内ニシテ既達豫算内支辨ノモノニ限ル
- 十五ノ二 三百圓以下ノ諸謝金ヲ贈與スル事但シ既達豫算内支辨ノモノニ限ル
- 十六 附帶私訴提起ニ關スル事
- 十七 亡失毀損物品ノ辨償ヲ命スル事但シ物品事務規程ニ依ルモノヲ除ク
- 十八 部下職員ノ受クル贈與ノ受領申請ヲ許可スル事
- 十九 國稅滯納處分ノ例ニ依リ徵收ヲ要スルモノヲ除クノ外各種徵收金ノ分納及延納ヲ許可スル事
- 二十 郵便切手類及收入印紙配給局並同配給區域ヲ指定變更スル事但シ區内ヲ通シ定員ニ増加ヲ要スル場合ヲ除ク
- 二十一 郵便柱函、郵便掛函及電話機持退手當ヲ支給スル事
- 二十二 現業員勤勉手當ヲ給與スル事
- 二十三 官吏療治料ヲ給與スル事

- 二十四 同居セサル親族ニ對スル家族移轉料ノ支給ヲ認可スル事
- 二十五 會計規則第三百三十六條ノ検査員同第三百三十七條ノ立會官吏及同第四百四十六條ノ計算書作成官吏ヲ命スル事
- 二十六 出納官吏及出納員ニ對スル檢定書ヲ處理スル事
- 二十七 郵便電信遞送集配用喇叭、驛鈴、銃器ノ使用ヲ認可スル事
- 二十八 民事訴訟ヲ提起スル事
- 二十九 一、二等局渡切費支給定額ヲ決定シ又ハ一、二等局及特定三等局渡切費ニ臨時増額スル事但シ既達豫算内支辨ノモノニ限ル
- 二十九ノ二 渡切經費引繼責任額ヲ改定スル事
- 三十 非常災害其ノ他事務ノ繁忙時ニ於ケル臨時焚出料ヲ支出スル事但シ既達豫算内處辨ノ場合ニ限ル
- 三十ノ二 自轉車ヲ増備スル事但シ既達豫算内ヲ以テ處辨シ得ル場合ニ限ル
- 三十一 三等局以下局所ノ移轉ヲ許可スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 三十二 三等局以下ニ對シ規定時間外ノ取扱ヲ許可スル事
- 三十三 削除

- 三十四 遞信省徽章ノ使用及模造並通信日附印ノ模造ヲ許可スル事
- 三十五 講習生ノ現業局執務期間延伸ヲ認可スル事
- 三十六 天災事變等ニ依リ急遽ノ處置ヲ要スル場合通信疏通上機宜ノ應急措置ヲ講スル事
- 三十六ノ二 普通三等局ヲ郵便取扱所ニ、郵便取扱所ヲ普通三等局ニ改定竝普通三等局郵便物集配事務ヲ開廢スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 三十七 郵便局及電信局臨時出張所又ハ臨時分室ヲ開廢スル事但シ其ノ所要經費及物品カ業務勘定既達豫算及同勘定所屬物品又ハ豫備機ヲ以テ處辨シ得ルモノニ限ル
- 三十七ノ二 毎年一定ノ期間ヲ限リ開設スル郵便、電信局所ノ開設期間ヲ變更スル事但シ既達豫算ヲ以テ支辨シ得ルモノニ限ル
- 三十七ノ三 既設備ヲ利用シ普通三等局以下ノ電信電話事務ノ開始竝直接之ニ必要ナル回線計畫ヲ爲ス事但シ既達豫算ヲ以テ支辨シ得ルモノニ限ル
- 三十八 三等局以下ノ局所名ヲ改稱スル事
- 三十九 決定濟ニ係ル局所又ハ事務ノ開廢、局所ノ移轉、電信電話回線ノ開廢、變更施行期日ヲ定ムル事
- 四十 決定濟ノ電信電話施設ニ對スル現金、物品及勞力ノ寄附ヲ聽許スル事

- 四十一 成規定例アル事項ニ付事務取扱ヲ指示スル事
- 四十二 鐵道船舶郵便運送命令違背處分ニ關スル事
- 四十三 遞送集配受負規程ニ依リ違約謝金ヲ徵收スル事
- 四十四 郵便私書函ヲ設置スル事
- 四十五 郵便函、郵便集配所ヲ開廢、移轉スル事
- 四十六 郵便區畫、集配區畫及市内外區畫ヲ變更シ又ハ集配度數ヲ増減スル事但シ區内ヲ通シ經費ニ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 四十七 遞送手兼掌集配及受負集配ヲ施行又ハ廢止スル事但シ區内ヲ通シ經費ニ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 四十八 郵便規則第七十三條ノ適用地ヲ指定シ又ハ之ヲ削除スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 四十九 通常道路郵便線路（順送便ヲ除ク）ヲ開廢、變更スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 五十 二、三等水路郵便線路ヲ開廢、變更スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 五十一 通常道路郵便線路ニ於ケル遞送荷量ヲ特定シ又ハ人車送ニ補助人夫ヲ附シ若ハ之

ヲ解除スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク

五十二 局數ヲ増加セスシテ一、二等鐵道郵便線路(特ニ指定シタルモノヲ除ク)ノ區間閉囊便受渡局ヲ變更スル事

五十二ノ二 鐵道郵便線路(一、二等ノ線路ニ在リテハ特ニ指定シタルモノニ限ル)ノ區間閉囊便ヲ開廢シ又ハ受渡

局ヲ變更スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク

五十三 鐵道郵便線路、索道郵便線路及一等水路郵便線路ノ發著時刻(特ニ指定シタル以外線路ニ在リテハ搭載列車ヲ變更セサルモノニ限ル)及通常小包併送便ヲ變更シ又ハ受渡便ヲ開廢、變更ス

ル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク

五十四 鐵道郵便線路ニ於ケル臨時締切便ヲ開設スル事但シ開設期間ハ引續キ六日以上ニ

亘ルコトヲ得ス

五十五 削除

五十六 郵便繼立所及郵便交換所ヲ開廢シ並遞送上ノ局所(受渡局所ヲ除ク)ヲ指定スル事

五十七 鐵道及船内郵便係員湯供給所ヲ開廢又ハ移轉スル事

五十八 郵便物持込標準時間ヲ定ムル事

五十九 郵便行囊普通主管局ノ受持區域ヲ指定又ハ變更スル事

六十 各應歲入金又ハ歲出金受拂時期ニ於テ資金又ハ過剩金遞送ノ爲郵便線路ノ開設、増便ヲ爲シ又ハ遞送手ヲ増加スヘキ遞送便ヲ指定スル事

六十一 削除

六十二 削除

六十三 削除

六十四 官應用及私設無線電信電報託送取扱ノ開廢期日及託送電報ノ種別ヲ決定スル事

六十五 私設電信規則第二十條及官應用電信電話規程ニ依リ電信施設者ニ對シ必要ノ物件

六十六 電報取扱時間及電報取扱種別ヲ變更スル事

六十七 電報取扱所ニ於ケル電報取扱時間外ノ取扱及電報別使解船配達ノ取扱ヲ開廢スル

六十八 電信區畫ヲ設定又ハ變更スル事

六十九 資本勘定豫算及機械ノ増設ヲ要セサル場合ニ於テ電信電話回線ヲ變更スル事但シ

其ノ回線カ他管區ニ跨ル場合ヲ除ク

七十 電話規則ニ依リ通話停止、加入其ノ他ノ申請認可取消、加入取消又ハ加入除名ノ

處分ヲ爲ス事

- 七十一 定例ニ依リ豫約通話ノ申請ヲ認可スル事但シ短期豫約通話ニ關スルモノヲ除ク
- 七十二 火災報知電話ヲ設置スル事
- 七十三 市内専用電話規則第一條第二項ニ依ルモノヲ許可スル事
- 七十三ノ二 市内専用電話ノ使用許可取消處分ヲ爲ス事
- 七十四 電話番號簿私製方認可スル事
- 七十五 既達豫算ノ範圍内ニ於テ豫約専用電話機設置ヲ認可スル事
- 七十六 定例ニ依リ甲種増設電話施設地域ヲ認定スル事
- 七十七 定例ニ依リ電話特急架設ヲ承認スル事但シ既達豫算ヲ以テ支辨シ得ルモノニ限ル
- 七十八 經費豫算内ニ於テ電話加入ノ請求ヲ受理シ線路ヲ建設シ機械ヲ裝置スル事
- 七十九 電話規則第四十七條第一項但書ノ規定ニ依リ加入名義ノ變更ヲ認可スル事
- 八十 電話事務員ノ養成委託ヲ受クル事
- 八十一 臨時公衆電話ヲ開廢スル事但シ其ノ所要經費及物品カ業務勘定既達豫算及同勘定所屬物品又ハ豫備機ヲ以テ處辨シ得ルモノニ限ル
- 八十二 区内ヲ通シ數ノ増加ヲ來ササル範圍内ニ於テ公衆電話ヲ開廢スル事
- 八十三 公衆電話機設置場所ヲ變更スル事

八十四 電話呼出區域ヲ設定又ハ變更スル事

八十四ノ二 五級地以下(六大都市ヲ除ク)ノ電話加入區域ヲ設定又ハ變更スル事但シ加入區域ノ組替ニシテ既達豫算ヲ以テ支辨シ得サルモノ竝加入區域ヲ合併スルモノヲ除ク

八十四ノ三 市外通話區域及市外通話料ヲ設定又ハ變更スル事但シ他管内ニ跨ルモノヲ除ク

八十五 定例ニ依ル定時通話區域ヲ設置又ハ變更スル事

八十六 鑛業特設電話所ヲ開廢スル事及同專用地域ヲ變更スル事

八十七 制限外共同線及連接加入ヲ許可スル事

八十八 既達豫算ヲ以テ施行シ得ル無料電話ヲ認可スル事

八十九 電話ノ加入區域外加入(八軒以内)ヲ許内スル事

九十 放送無線電話ノ試驗電波發射其ノ他試驗放送ヲ許可スル事

九十一 放送無線電話ノ放時刻ノ臨時變更「スタヂオ」外「マイクロホン」臨時設備又ハ有線若ハ無線中繼ノ臨時設備ヲ許可スル事但シ其ノ實施又ハ使用ノ期間二十日ヲ超ユルモノヲ除ク

九十二 業務勘定既達豫算ノ範圍内ニテ同勘定所屬物品又ハ豫備機ヲ繰替使用シ臨時ニ電

信電話回線ノ接續ヲ變更シ機械ヲ増減シ通信方式ヲ變更スル事但シ其ノ回線カ他管區ニ跨ル場合ヲ除ク

九十三 管轄區内局所間電話中繼順路ノ指定並電信電話中繼順路ノ變更ヲ爲ス事

九十四 定例ニ依ル官私設有線電信電話ノ施設、變更、讓渡及有効期間伸長並工事落成期限ノ變更ヲ許可スル事

九十四ノ二 官應用及私設電信電話ノ施設變更ニ伴フ本省線路ヘノゴム線ノ添架又ハ市内電話ケーブル心線ノ使用並之カ工事ノ依託ヲ許可スル事

九十四ノ三 官應用軍用又ハ私設ノ電線及電池維持ノ依託ヲ許可スル事

九十五 保守受負ノ契約解除ニ係ル私設電信及電話線ヲ撤去スル事

九十六 局舎移轉ニ際シ電線引込及機械裝置變換工事ヲ爲ス事但シ既達豫算内ニテ支辨シ得ルモノニ限ル

九十六ノ二 電信電話線ノ線種ヲ變更シ並單線式ヲ複線式ニ變更スル事但シ既達豫算ヲ以テ支辨シ得ルモノニ限ル

九十七 電信線、電話線建設條例第五條ニ依ル電線移轉願ヲ許可スル事

九十八 電信線、電話線、無線電信柱及無線電話柱ヲ保守スル事但シ海底線ノ修補ハ特ニ命スルモノニ限ル

九十九 電信線、電話線建設條例第三條ニ掲ケタル事項ヲ爲ス事

百 保存依託ニ係ル私設電線同一線路内電柱ノ移轉及同一家屋内機械ノ位置ヲ變更スル事

百一 私設電信規則第十三條ノ二ニ依リ私設電信電話及鑛業特設電話ノ電線ヲ架空強電流電線路ノ支持物ニ添架ヲ許可スル事但シ電氣工作物規程本則第九十二條乃至第九十九條ノ設備ヲ爲スモノニ限ル

百二 電氣工作物規程ニ依リ電信線、電話線及之ニ附屬スル金屬體ニ關シ電氣事業者ヨリノ承諾ノ請求ヲ處理スル事

百三 電氣工作物規程ニ依リ電信線、電話線ニ關シ電氣事業者ヨリ立會ヲ請求シタル場合ニ於テ其ノ立會人ヲ命スル事

百四 削除

百五 削除

百六 電氣事業法施行規則第七十九條ニ依ル電氣料金ノ設定、變更中一契約供給容量一千「キロワット」以下ニ對スルモノヲ認可スル事

百七 電氣事業法施行規則第二十二條第一號及自家用電氣工作物施設規則第十七條第一號ノ場合ニ於ケル電氣料金ヲ認可スル事

- 百八 電氣工作物又ハ其ノ工事中ノ狀況ヲ検査スル事
- 百九 電氣工作物検査ノ結果ニ依リ低壓又ハ高壓ノ配電線路（配電變壓器ヲ含ム）竝電氣使用場所ニ於ケル屋外屋内工事ノ改修ヲ命スル事
- 百十 電氣工作物ノ臨時検査ヲ爲ス事
- 百十一 削除
- 百十二 船舶ノ積量測度ヲ爲ス事
- 百十三 船舶ノ登録ヲ爲ス事
- 百十四 船舶國籍證書及假船舶國籍證書ヲ交付スル事
- 百十五 船舶ノ検査ヲ爲ス事
- 百十六 造船事業ヲ監督スル事
- 百十七 造船鐵材ノ調査ヲ爲ス事
- 百十八 船舶滿載吃水線ノ指定ヲ爲ス事
- 百十九 遠洋漁業獎勵ニ依ル漁船ノ製造監督及検査ヲ爲ス事
- 百二十 海技免狀ヲ交付スル事
- 百二十一 水先免狀ヲ交付スル事
- 百二十二 船員手帖ヲ交付スル事

- 百二十三 海員雇傭契約ノ公認及認證ヲ爲ス事
- 百二十四 船長就職及退職ノ認證ヲ爲ス事
- 百二十五 海員ノ遺産ノ提出ヲ命シ之ヲ處理スル事
- 百二十六 海難ノ調査ヲ爲ス事
- 百二十七 航海日誌ヲ檢閲スル事及船長ノ報告書ヲ認證スル事
- 百二十八 船燈信號器及救命具ノ檢定及監査ヲ爲ス事
- 百二十九 海事代願人ノ取締ヲ爲ス事
- 百三十 海運狀況ヲ調査スル事
- 百三十一 前十九號ノ外法令ニ依リ管海官廳ノ事務ニ屬セシメラレタル事
- 百三十二 資金及過超金ノ受授便及特別受授局ヲ指定スル事
- 百三十三 資金又ハ過超金ノ遞送ヲ命シタル銀行及爲替手數料ノ變更ヲ許可スル事
- 百三十四 郵便貯金特別拂ノ取扱ヲ開廢スル事
- 百三十五 制限外超過切手貯金ヲ處分スル事
- 百三十五ノ二 貯金ノ預入及拂戻月日ヲ更正スル事
- 百三十六 事故ニ罹リタル郵便貯金ニ對スル缺損利子徴收方ヲ決定スル事
- 百三十六ノ二 爲替證書、振替貯金拂出證書及貯金通帳檢閱通告書等ノ誤達ニ基ク拂戻、

再度貯金通帳ノ請求又ハ改印轉居届等ヲ取消ス事

百三十七 再度通帳請求ニ對スル料金免除方ヲ決定スル事

百三十八 簡易生命保險證書及郵便年金證書ノ再度請求ニ對スル料金免除方ヲ決定スル事

百三十九 保險料拂込延滞料免除方ヲ決定スル事

百四十 積立金貸付分配原資ノ範圍内ニ於テ地方自治團體ニ對シ小學校、實業補習學校

及傳染病院ノ建設並之カ舊債償還ノ資金ノ貸付ヲ決定スル事但シ同一貸付目的

ニ對スル同一年度内ニ於ケル借入申込ノ總額カ二萬圓ヲ超ユルモノニ付テハ此

ノ限ニ在ラス

百四十一 前各號ニ比シ輕易ノ事項

第三條 遞信局長ハ其ノ專決施行ニ屬スル事務ノ一部ヲ部課所長、出張所長、事務主任タル

局員又ハ一、二等及特定三等局長ニ分任スル事ヲ得

●一、二等郵便局、電信局及電話局長(在外局長ヲ除ク)職務章程

(大正二年六月公達第三七一號)

第一條 一、二等郵便局、電信局及電話局長(在外局長ヲ除ク)ハ主管ノ事務ニ關スル法令ヲ執行

シ且部下ノ職員ヲ監督シ其ノ進退功過ヲ遞信局長ニ内申ス

第二條 一、二等郵便局、電信局及電話局長(在外局長ヲ除ク)ハ左ノ事項ヲ專決施行ス

一 局員ノ服務ヲ指定スルコト

二 雇員ヲ進退スルコト

三 判任以下局員ノ歸省、看護、墓參、轉地療養及受験願ヲ許否スルコト

四 判任以下局員ノ除服出仕ヲ命スルコト

五 雇員及其ノ家族ノ營業願ヲ許否スルコト

六 郵便函ヲ廢置變更スルコト

六ノ二 郵便函及電話機持退手當ヲ給與スルコト

六ノ三 集配區劃ヲ變更スルコト但シ配置定員ニ異動ヲ來スモノハ此ノ限ニ在ラス

七 前各號ニ比シ輕易ノ事項

一、二等郵便局、電信局及電話局長(在外局長ヲ除ク)職務章程 四四七

附録 判決例

● 司法判決例

一、郵便

- 郵便條例ニ所謂郵便物隠藏ノ所爲ニハ窃取意義ヲ包含セス從テ之ヲ開封シ封中ノ印形又ハ貯金拂戻證書ヲ隠藏スルモ別ニ窃盜罪ヲ構成セス（明治二八、一〇、大審院）
- 郵便税ヲ免ルル目的ヲ以テ使用濟ノ郵便端書ヲ再ヒ使用シタルトキハ其ノ端書ハ犯用物件トシテ沒收セラル（明治三〇、二、大審院）
- 郵便税ヲ免ルル目的ヲ以テ使用濟ノ郵便端書ヲ使用シタル所爲ハ刑法第九十九條ノ罪ニアラスシテ郵便條例第二百三十七條（郵便法第四十七條）ノ犯罪ナリ（明治三〇、二大審院）
- 一旦貼用ノ上消印ヲ施シ印紙ノ効用ヲ終リタルモノハ再ヒ印紙トシテ使用スヘカラサル紙

片タルニ過キス從ツテ此ノ紙片ヲ切斷シ其斷片ヲ彼此斷合シテ新ニ印紙ヲ製造シタル所爲ハ印紙ノ偽造ナリトス(明治三六、大審院)

○郵便切手ノ再貼用ハ必スシモ詐欺取財ノ場合ニ限ルモノニ非ス從テ郵便切手再貼用ノ制裁中ニ詐欺取財ノ制裁ヲ包含セス(明治三四、四、大審院)

○郵便局雇員ニシテ小包郵便ニ關スル事務ヲ擔任シ金員ノ封入セル小包郵便ヲ受取り其ノ封包ヲ開披シ金員ヲ窃取シタルトキハ其所爲ハ監守盜ナリトス(明治三〇、六、大審院)

○郵便條例第二百三十四條(郵便法第五十二條)ニ所謂「之ヲ受取人ニアラサル者ニ交付シ」トアルハ受取人ニ交付セサル意思ヲ以テ第三者ニ交付シタル場合ヲ云フ(明治三一、一、大審院)

○郵便法第五十二條ノ郵便物受取人ニ非サル者ニ交付シ又ハ情ヲ知テ之ヲ受取りタル行爲ハ其行爲カ通信阻害ノ目的ニ出テタル場合ニ非サレハ之ヲ罰セサルノ法意ナリトス(明治三六、二、大審院)

○郵便法第二條ノ罪ハ信書ノ送達ヲ以テ營業ト爲シタルニ依リ成立ス而シテ其送達賃金ヲ費消シタル事實ハ罪トナルヘキ事實ニアラサルヲ以テ之ヲ認定シタル證據ヲ明示スルヲ要セス(明治三五、三、大審院)

○郵便法第二條ニ所謂運送營業者トハ公衆ノ依託ヲ受ケ物品ヲ一ノ場所ヨリ他ノ場所ニ運送スルヲ以テ日常ノ業ト爲ス者ヲ指稱シ其運送ノ目的タル物品ノ種類、運送區域ノ大小又ハ運送機關ノ有無如何ハ之ヲ問フノ要ナキモノトス(明治三七、一二、大審院)

○郵便法第二條ノ信書トハ通信文ヲ包含スル文書ヲ指稱ス通信トハ特定人ニ對シ自己ノ意思ヲ表示シ若ハ或ル事實ヲ通知スルノ謂ナレハ文書ニシテ特定ノ人ニ對シ發信者ノ意思ヲ表示シ又ハ事實ヲ通知スルモノナル以上ハ同法ノ信書ニ該當ス(明治三七、一一、大審院)

○郵便法第二條ニ所謂信書トハ通信文ヲ記述シタル書面ノ義ナルヲ以テ苟クモ差出人ヨリ名宛人ニ對シ意思ノ傳達ヲ媒介スヘキ文字ヲ記載セル書面ハ其ノ何タルヲ論セス凡テ之ヲ包含スルモノトス而シテ其書面ニ封皮ヲ施スト否ト將タ開封ノモノナルト否トハ信書タル性質ニ何等ノ影響ヲ及ホスコトナシ(明治三七、一二、大審院)

○信書トハ特定ノ人ニ對シテ自己ノ意思ノ傳達ヲ媒介スヘキ文書ヲ總稱シ封緘ノ有無ハ問フ所ニ非ス從ツテ封緘ヲ施シタル書狀ハ勿論開封ノ書狀及郵便葉書モ亦之ニ包含スルモノトス(明治四〇、九、大審院)

○竊盜罪ノ目的タル物ハ必スシモ經濟的交換價值ヲ有スルモノニ限ラス財産權ノ目的タル物ナルヲ以テ足ル從テ消印濟收入印紙ノ如キハ交換價值ヲ有セストスルモ獨立シテ若クハ證書ニ貼用セラレ證書ノ一部ヲ成シテ財産權ノ目的タルコトヲ得ルヤ論ナシ故ニ公正證書ノ原書ニ貼用セル消印濟ノ收入印紙ヲ剝離シテ之ヲ領得シタル行爲ハ竊盜罪ヲ構成ス(四四、大審院)

○郵便事務ニ從事スル者ニシテ郵便官署ノ取扱中ニ係ルモ自己ノ占有ニ屬セサル郵便物ヲ不法ニ自己ノ支配内ニ移ストキハ郵便法第五十一條ニ該當スルモ其職務上占有スル郵便物ヲ不法ニ領得セハ業務上ノ橫領罪ヲ構成ス(四四、同)

○郵便集配人ハ其配達中ニ係ル郵便物自體ニ付テハ事實上ノ支障アルヘキモ封入ノ物件ハ依然他人ノ占有内ニ存スルモノナルヲ以テ其物件ヲ奪取シタル所爲ハ橫領罪ニ非スシテ竊盜罪ヲ構成スヘキモノトス(明治四五、四、大審院)

○郵便局ノ雇員不足稅未納稅ノ郵便物アルニ當リ郵便切手ヲ貼付セスシテ其金額ヲ騙取シタル所爲ハ詐欺取財罪ヲ構成ス若シ其不足稅未納稅ヲ徵收シタル後惡意ヲ生シ費消シタルトキハ委託金費消罪又ハ監守盜ヲ構成ス(明治三一、一、大審院)

○郵便集配人ニシテ郵便物ヲ自ラ配達セス他人ニ委託シテ送致シタル所爲ハ法律上罪トナラス(明治三一、一、大審院)

○集配人カ委託配達ノ目的ヲ以テ郵便物ヲ他人ニ交付シタル所爲ハ郵便法第五十二條ニ該當ス(大正五、八、秋田地方)

○郵便切手貼用ノ郵便物ヲ寄託セラレタル場合ニ於テ其切手ヲ剝取タル所爲ハ委託物費消罪ヲ構成ス(明治三一、一、大審院)

○郵便條例二百三十四條(郵便法第五二條)ニ所謂「已レニ屬セサル郵便物ヲ開封シ云々」トアルハ信書ノ秘密ヲ侵ス意思ヲ以テ開封シタル場合ヲ謂フニ止マリ竊盜ノ目的ヲ遂行スル意思以テ開封シタル場合ヲ包含セス(明治三二、一二、大審院)

○郵便物ニ關スル監守盜ハ刑法第二百八十九條ニ依リ處分スヘキモノニシテ郵便法第五十一條ニ依リ處斷スヘキモノニ非ス(明治三四、二、大審院)

○代金引換小包郵便ノ引換代金ヲ受領スル權限ナキ者カ郵便物ノ受取人ニ對シ其ノ權アル如ク詐ハリ引換代金ヲ騙取シタル所爲ハ受取人ニ於テ實害ヲ受クルト否トヲ問ハス詐欺取財ヲ構成ス(明治三五、一、大審院)

○民事訴訟ニ付キ法律上ノ國ノ代表者カ法律ノ規定ニ依リ其訴訟ヲナスヘキ旨ヲ指定シタルトキハ爾後指定セラレタル者ハ國ヲ代表スルモノニシテ此者ハ指定者ノ代理又ハ代表ニアラス(明治三五、一、大審院)

○郵便電信局ノ通信事務員ハ雇員ニシテ官吏ニ非ス從テ通信事務員ニシテ其ノ監守ノ責アル郵便物ヲ窃取シタル所爲ハ郵便法第五十一條ニ依リ刑法竊盜ノ例ニ照シ一等ヲ加ヘ處斷スヘキモノニシテ監守盜ヲ以テ論スヘキモノニ非ス(明治三六、一、大審院)

○郵便葉書ト雖モ其内容ノ記載ト葉書ナル物體ト相俟テ一種ノ財物ナリトス從テ詐欺ノ手段ヲ用ヒ之ヲ詐取シタル所爲ハ刑法第三百九十條第一項ニ所謂人ノ財物ヲ騙取シタルモノト

ス(明治三六、一〇、大審院)

○郵便事務ニ從事スル者ニシテ郵便官署ノ取扱中ニ係ルモ自己ノ職務上ノ占有ニ屬セサル郵便物ヲ不法ニ自己ノ支配内ニ移シタル場合ニ於テハ郵便法第五十一條ノ犯罪成立スヘシト雖モ郵便現業事務ニ從事スルモノカ其職務上占有セル郵便物ヲ不法ニ領得シタルトキハ業務上ノ横領罪成立スルモノトス(大正三、四、大審院)

○封緘郵便ニ封入ノ物件ニ對シ差出人ノ有スル占有ハ郵便物ノ送達ヲ受託シタル郵便官署ノ當該官吏カ該郵便物ヲ保管スルニ依リテ之ヲ持續スルモノナレハ其吏員カ郵便物自體ノ所持ヲ失ヒタルトキハ差出人ハ當然該占有ヲ喪失スルモノトス(大正六、一〇、大審院)

○如上ノ郵便物ハ刑法第二百五十四條ニ所謂占有ヲ離レタル他人ノ物ニ該當スルヲ以テ被告カ擅ニ之ヲ領得シタル行爲ハ同條ニ依ル横領罪ニ該リ竊盜罪ヲ構成スルモノニ非ス(大正六、一〇、大審院)

○郵便ヲ以テ爲ス送達ト雖モ送達ヲ受クヘキ本人ニ之ヲ爲スコト能ハサルトキハ民事訴訟法第四百四十五條(改正法第七十一條)ニ則リ送達ヲ爲スヘキモノトス(大正七、六、大審院)

○郵便局集配人タル被告カ郵便局ノ取扱ニ係ル被害ノ配達スヘキ紙幣在中ノ普通郵便物ヲ占有中不法ニ之ヲ領得シタル所爲ハ業務上横領罪ニシテ刑法第二百五十三條ニ該當スルモノトス(大正七、一一、大審院)

○書留通常郵便物配達證書ノ一部タル受取人證印欄ニ受取人カ捺印ヲ爲スモ其行爲ハ受取證ヲ作成シタルモノト謂フヲ得サルモノトス(大正八、七、大審院)

○郵便局ノ取扱中ニ係ル郵便物ノ内部ニ在ル物件ノ占有ハ依然トシテ郵送ヲ託シタル差出人ニ存スルヲ以テ右郵便物在中ノ爲替券ヲ窃取スルカ爲ニ不法ニ郵便物ヲ開披スル所爲ハ該窃盜罪ノ手段ニ該當スルモノトス(大正九、六、大審院)

○郵便法第五十三條第一項ニ所謂正當ノ事由ナキモノタルニハ必スシモ通信ヲ阻害スル目的ニ出ツルコトヲ要セス郵便事務取扱ノ煩ヲ厭ヒ故ニ郵便物ヲ放置スルカ如キコトモ亦之ニ該當スルモノトス(大正一一、一一、大審院)

○送達證ノ對照其ノ他成規ノ手續ヲ怠リ仍テ郵便物ヲ紛失シタル行爲ハ郵便法第五十三條第二項ニ該當ス(大正一二、二、廣島地方)

○甲郵便局ニ宛テタル貯金通帳在中ノ郵便カ誤テ乙郵便局ニ到達シタル場合ニ乙郵便局長カ不正ニ之ヲ領得シタルトキハ刑法第二百五十三條ノ業務上横領罪ヲ構成スルモノス(大正一二、六、大審院)

○郵便法第五十三條第二項ニ所謂失ヒタリトハ郵便物ノ事實上ノ支配者カ其支配ヲ不適法ニ失フヲ云フモノナレハ遞送途中行囊ヲ遺失シ後ニ他ニ拾得セラレ發見シタル場合ノ如キ當然本條ノ適用ヲ受クルモノトス(大正一四、五、岩見澤區)

○配達手甲カ局取扱ニ係ル小包郵便物ノ表裝ヲペン先ヲ以テ毀棄シ且其ノ情ヲ知ラサル乙ヲシテ受取人ニ非ラサル丙ニ交付シタル場合ニ於テモ同局局長ハ右小包郵便物ヲ自己ノ過失ニ因リテ失ハシメタルモノナリ因ツテ郵便法第五十三條第二項ニ依リ罰金三十圓ニ處ス(昭和二、八、網走區)

○郵便料ヲ完納シタル郵便物ニ宛所ノ表示トシテ町村字ノ名ヲ掲ケ番地ヲ記載セサルトキト雖其ノ字内ニ於ケル受取人ノ住所又ハ居所ニ其ノ配達アリタルトキハ之カ受取ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス(昭和四、二、大審院)

○事務繁忙ニ紛レ郵便函ノ開函ヲ失念シ爲ニ郵便物ヲ遅延セシメタル所爲ハ郵便法第五十三條違反トナラス（昭和四、一一、富岡區）

○郵便法第三十三條第一項第一號ニ所謂亡失トハ郵便官署ノ従業員ノ過失ニ基ク場合ハ勿論其ノ不法行爲ニ因ル場合ヲモ包含ス（大正一一、一、東控）

○郵便法第三十三條第一項第一號ニ所謂亡失ニハ郵便集配人カ郵便物ヲ配達セスシテ在中ノ有價證券ヲ横領シタル場合ヲモ包含スルモノトス（昭和二、一一、大審院）

○郵便官署ハ通常郵便物タル信書中ニ封入シタル郵便切手ノ紛失ニ對シテ賠償ノ責ニ任セスト雖モ是唯法規上賠償ノ責任存セサルニ因ルモノニシテ爲メニ該物件ノ郵便物タルヲ妨クルモノニ非ス（大正四、四、大審院）

○郵便法第三十三條第一項第四號ニ依リ損害ノ賠償ヲ爲シ仍テ生セル官損ニ對シ訴訟提起ノ場合ノ請求原因ハ民法第四百二十二條ニ所謂債者務ノ代位權ニ基クモノト認ムヘキニ其ノ請求原因ヲ不當利得ニ基クトナセルハ單ニ其抱懷セル法律上ノ見解ヲ演述セルニ止マルニ不拘原審カ本請求原因ヲ不當利得ナリト速斷シ其ノ基本タル事實關係ニ關スル控訴人ノ主

張ヲ深ク吟味スルコトナク直ニ本訴請求ヲ棄却シタルハ失當ナルヲ以テ原判決ヲ廢棄ス（一四、九、鹿兒島地方）

○行政行爲ニ因リ一私人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テハ法令ニ特別ノ規定アラサル限り私法上ノ責任ヲ生セサルモノトス（明治四〇、大審院）

○小包郵便物ニ書狀及通貨ヲ合裝シタル所爲ハ書狀合裝ノ點ハ郵便法第二十條ニ違犯シ同第四十五條、第五十五條、舊刑法第百十二條、第七十條第一項、刑法施行法第二十一條、第九條、第二十條ニ該リ通貨合裝ノ點ハ郵便法第四十七條第一項後段刑法施行法第十九條、第二十條ニ該當シ一個ノ所爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸ルルモノニ付刑法第五十四條ニ依リ重キ通貨合裝ノ點ニ付定マレル刑ニ從ヒ罰金四圓ニ處シ刑法第十八條ヲ適用シ押收品ノ中書狀及通貨ハ刑法第十九條ニヨリ沒收ス（四四、九、吳區）

○郵便法第二十條ニ所謂添狀トハ小包郵便物ノ内部ニ添付セル書面ニシテ郵便規則第十條ノ認可スル事項ヲ記載シアルモノヲ指稱ス（大正五、二、大審院）

○振替貯金加入者カ自己ノ營業ニ關シ金高拾圓ヲ超ユル現金受領證書ヲ發行シ集金郵便ニ託

シテ支拂人ニ交付シタルトキハ其ノ受領證書ハ印紙稅法第四條第二十九號ノ受取書ニ該當シ之ニ印紙ヲ貼用セサルニ於テハ同法第十一條ノ違反罪ヲ構成ス(昭和四、三、大審院)

○郵便官署カ明治四十四年十月二十五日附通信局、郵便貯金局ヨリ遞信管理局、通信官署ニ發シタル通牒通業第六三二八號ニ從ヒ印紙ヲ貼用セサル現金受領證書ヲ受理シ集金郵便ノ委託ニ應スルモ此ノ事實ハ委託者印紙稅法違反ノ免責事由トナラス(昭和四、三、大審院)

○郵送ニ係ル書狀ハ宛名人之ヲ所持スルモ常ニ其ノ有ニ屬スルモノニ非ス(昭和五、三、大審院)

○一定ノ期間ヲ示ス場合ニ何月迄ト記載シテ特ニ日時ヲ明示セサルトキハ其ノ月ノ末日迄ヲ意味スルモノトス(明治三八、大審院)

○輸入トハ船舶ヨリ陸揚シテ我國内ニ運ヒ入ル行爲ヲ云フ領海及海内ニ入ルモノヲ以テ輸入アリト云フヲ得ス(明治四〇、六、大審院)

一、郵便切手類及收入印紙

○切手賣捌人ニ非サル者カ切手及印紙ヲ密賣シタル所爲ハ賣捌規則違反トシ略式命令ヲ以テ右ノ罪ニ定メタル罰金ノ合算額五十圓ニ處ス又右犯人ニ切手類買受請求用紙ヲ賣渡シ總代人ヨリ割引價格ニテ買入ル、ノ便宜ヲ與ヘタル切手類賣捌人ノ所爲ハ從犯トシテ罰金十圓ニ處ス(大正三、七、東京區)

○收入印紙賣捌人ニアラサル者カ收入印紙ノ割引密賣ヲ有シタル所爲ハ罰金二十五圓ニ處ス(大正三、七、東京區)

○收入印紙賣捌規則第二條ハ郵便局吏員又ハ郵便切手若クハ收入印紙ノ賣捌人ト雖モ郵便局又ハ郵便切手若クハ收入印紙ノ賣捌所以外ニ於テハ收入印紙ノ賣捌ヲ爲スヘカラサル旨ヲ定ムルト同時ニ前示吏員又ハ賣捌以外ノ者ハ絕對ニ收入印紙ノ賣捌ヲ爲スコトヲ得サル旨ヲ定メタルモノトス(大正四、一一、大審院)

○郵便切手賣捌規則第四條ニ所謂賣捌トハ何人ヲ問ハス不定多衆ニ郵便切手類ヲ賣渡ス行爲ヲ汎稱スルモノニシテ賣捌人ノ賣渡行爲ノミニ限定スルコトヲ得サルモノトス(大正四、

一一、大審院

○郵便局ノ通信事務員カ業務上郵便切手ヲ賣捌キ受領シタル代金ハ其ノ業務上ノ占有ニ屬ス
(大正一一、四、大審院)

○三等郵便局又ハ收入印紙賣捌所ニ於テ收入印紙賣捌規則第二條及第三條ニ依リテ郵便官署
ヨリ收入印紙ノ賣渡ヲ受クルニ當リ成規ノ割引ヲ受ケ得ルハ正當ノ手續ニ依リ賣渡ノ請求
ヲ爲ス場合ニ限り三等局長若ハ收入印紙賣捌人カ不正ノ手段ヲ用ヒ收入印紙ノ拂下ヲ受ケ
因テ國庫ニ損害ヲ被ラシメタル場合ハ右規定ノ利益ヲ受クルヲ得サルモノトス(大正一一、
三、大審院)

一、通信日附印

○郵便局ノ日附印ハ官印ナリ(明治三三、一一、大審院)

○甲乙及ヒ丙郵便電信局ノ消印ヲ偽造行使シタル所爲ハ縱令其偽造印ヲ同一ノ文書ニ押用セ
ル場合ト雖モ三箇ノ官印偽造行使罪ヲ構成ス故ニ其ノ或モノニ對シテ起訴スルモ爾余ノモ
ノハ之ニ包含セラル、コトナシ(明治三七、五、大審院)

○郵便局ハ其郵便物ニ押捺シタル消印日附ニ關シ一私人ノ爲ニ證明ヲ爲スヘキ職務權限ヲ有
セス從テ其證明ハ之ヲ適法ノ證據ト爲スヘキモノニ非ス(明治四〇、二、大審院)

○郵便局ノ日附印ハ郵便局ヲ表示シ且郵便物ノ發着日時、印紙ノ消印等ヲ證明スルモノナレ
バ舊刑法ニ在リテハ官署ノ印ニ該當シ刑法ニ在リテハ公務所ノ印章ニ該當ス(明治四二、
六、大審院)

○郵便局ニ備付アル受付時刻記入印ノ日附印ヲ不正ニ使用シ其影蹟ノ空間ニ年月日ノ數字ヲ
記入シタル所爲ハ郵便局ノ公印ヲ不正ニ使用シタルモノニ非スシテ郵便局ノ署名ヲ偽造シ
其ノ受付時刻證明書ヲ偽造シタルモノナリトス(明治四三、五、大審院)

○遞信省徽章通信日附印及郵便切手類模造取締規則第二條ニ所謂郵便官署ニ於テ使用スル通
信日附印ニ紛ハシキ印影トハ該官署ニ於テ使用スル通信日附印ト外觀上混同誤認セラル、
虞アル印影ヲ指スモノトス(大正一〇、一〇、大審院)

○遞信省徽章通信日附印及郵便切手類模造取締規則第二條ハ通信日附印ノ混同誤認ヲ防止ス
ルヲ目的トスルモノナルカ故ニ其印影ノ有スル印影ノ主要構成部分並ニ其ノ圖形文字若ク

ハ記號カ通信日附印ノ印影ト何等紛ハシキ處ナキ場合ニ於テハ該規則ノ適用無キモノトス
(大正一四、一、大阪地方)

○大正博覽會特殊日附印ニ紛ラハシキ日附印ヲ製造シ繪葉書ニ押捺販賣シタル所爲ハ取締規則違犯トシテ罰金三十圓ニ又右犯人ノ依頼ニヨリ同印版ヲ製造シタル所爲ハ同上罰金二十圓ニ處ス(大正三、六、東京區)

○郵便局ノ郵便物ニ押捺スル日附印ヲ偽造シテ郵便物ニ押捺スルハ郵便局ニ於テ郵便物ヲ引受ケタルコトヲ證スル郵便局ノ作ルヘキ文書ヲ偽造シタルモノトス(昭和三、一〇、大審院)

一、雜

○郵便局ノ集配人ハ其ノ局ノ雇員ニシテ局長ノ雇人ニアラス(明治二九、三、大審院)

○三等郵便局ハ官署ニシテ其ノ局長ハ官吏ナリ(明治三〇、六、大審院)

○郵便電信局ノ印章ヲ偽造スルニ當リ電信ノ二字ヲ遺脱スルモ官印偽造罪ノ構成ヲ妨ケス

(明治三一、一一、大審院)

○三等郵便電信局ノ通信事務員ハ明治二十九年十月二日遞信省公達郵便及電信局雇採用規則ノ規定ニ從ヒ三等郵便局長ニ於テ雇ヲ命シ通信事務ニ從事セシムルモノナレハ官制上所謂高等官判任官ノ資格ナキハ勿論之ニ準シ又ハ其ノ待遇ヲ受クルモノニ非ス從テ該雇員ハ官吏ニ非ス(明治三五、一二、大審院)

○通信事務員ハ雇員ニシテ官吏ニ非ス(明治三六、一、大審院)

○明治二十一年六月遞信省公達第三百三十一號ニ依リ三等郵便電信局長ニ於テ疾病其ノ他ノ事故ニ依リ雇員ヲシテ局務ヲ代理處辨セシムルトキト雖モ其雇員ハ局長ト同一ニ官吏ノ待遇ヲ受クルモノニ非ス從テ此場合ト雖モ其身分ハ純然タル一ノ雇員ナリトス(明治三六、一二、大審院)

○郵便取扱所ハ官衙ニ非ス且郵便物取扱人ハ私人ニシテ官吏ニ非サルモ郵便取扱所ニ於テ取扱人ノ擔任司掌スル所ノ郵便事務ハ官廳ノ事務ナリトス從テ取扱人名義ノ貯金拂戻證書ヲ偽造シ之ニ取扱人ノ職印ヲ盜用シタルハ官文書偽造行使及官印盜用罪ヲ構成ス(明治三六、一〇、大審院)

○三等郵局ノ通信事務員ハ明治二十九年十月遞信省公達郵便及電信局雇採用規則ニ從ヒ三等郵便局ニ於テ命スヘキ同局ノ雇員ニシテ一個人タル局長其者ノ雇人ニ非ス(明治三七、六、大審院)

○一等郵便局ノ官舎建築ニ際シ隣地ヲ侵害シタリトスル訴訟ニ付テハ遞信大臣ニ於テ國ヲ代表スヘキモノトス(明治三八、二、大審院)

○民事訴訟ニ付キ國ノ代表者ヲ定メタル勅令及省令ハ私訴ニ付テモ亦之ヲ適用スヘキモノナリ(明治三九、二、大審院)

○郵便局通信事務員ハ局長ノ指揮ニ從ヒ事務ヲ取扱フ雇員ニ過キスシテ官吏ノ資格ヲ有セサルハ勿論法律上局長印及ヒ日附印ヲ監守スルノ職責ヲ有スルモノニ非ス(明治四〇、七、大審院)

○國家ノ行爲ニシテ主トシテ其ノ財産上ノ利益ノ爲メニスルモノハ即チ國家ノ私經濟的動作ニシテ私法ノ適用ヲ受クルモ其主トシテ公共ノ利益ノ爲ニスルモノハ公法上ノ行爲トシテ公法ノ適用ヲ受クヘキモノトス(明治四三、三、大審院)

○郵便電信及電話官署ニ於ケル現業備人ハ官制職制其ノ他ノ法令上職員ト稱スルヲ得サルモノトス(大正八、四、大審院)

○現業備人タル集配人ハ郵便電信及ヒ電話官署現業備人規程ニ依リ公務ニ従事スル者ナリト雖モ職員ニ非サレハ之ニ對シ暴行ヲ爲シ以テ其ノ公務ノ執行ヲ妨害シタルトキハ刑法第二百三十四條ニ依リ業務妨害罪ヲ構成スルモ同第九十五條ノ公務執行妨害罪ヲ構成セサルモノトス(大正八、四、大審院)

○郵便局長ハ爲替貯金事務締切後ト雖モ其ノ職務ヲ執ルヲ得ヘキモノナレハ該事務締切後職務上受取リタル集金郵便金ハ帳簿記入等正規ノ手續ヲ經サルモ其性質公金ニシテ同局長カ業務上保管スヘキモノトス(大正九、一、大審院)

○私設會社カ政府ヨリ補助金ノ下付ヲ受ケ主務官廳ノ令令セル般路ニ於テ旅客貨物ノ運送及郵便物ノ遞送ヲ爲スヘキコトヲ約シ之カ運送行爲ニ従事スルハ同條ノ政府ニ對シ請負ヲ爲スニ該當セサルモノトス(大正一〇、一、大審院)

○郵便切手賣捌人ナルモノハ單ニ政府ヨリ郵便切手類ヲ法定ノ割引價格ニ依リ買受ケ之ヲ定

價ヲ以テ公衆ニ賣捌クモノニ過キスシテ其賣捌ハ政府ノ委託ヲ受ケテ之ヲ爲スモノニ非ス
從テ又割引價格ニ依リ郵便切手類ヲ買受クルハ政府ヨリ報酬ヲ受クル趣旨ノモノニ非サル
ヲ以テ衆議院議員選舉法第十三條第二項ニ所謂請負ニ該當セサルモノトス(大正一〇、一二、
大審院)

○鐵道船舶郵便法ニ依リ船舶運送業者カ郵便物ヲ運送スルハ政府トノ契約ニ因ルニ非スシテ
行政行爲タル郵便官署ノ命令ニ依ルモノナルヲ以テ同法ニ依リ船舶運送業者ニ對シ郵便官
署ノ支拂フ運送料ハ契約上負擔スル給付義務ノ報酬ニ非サルモノトス從テ同法ニ依リテ郵
物ヲ運送スルモ衆議院議員選舉法第十三條第二項ニ所謂政府ニ對シ請負ヲ爲シタルモノト謂フ
ヲ得サルモノトス(大正一〇、六、大審院)

○衆議院議員選舉法第十三條第二項ニ所謂政府ニ對シ請負ヲ爲ス法人トハ法人ノ營業カ主ト
シテ政府ニ對シ請負ヲ爲スコトヲ目的トスル法人ヲ指稱スルモノニシテ廣ク旅客及貨物ノ
運送ヲ營業ノ目的トシ郵便物ノ運送ヲ目的トスルニ非サルトキハ同條項ノ法人ニ該當セサ
ルモノトス(大正一〇、六、大審院)

○三等郵便局ニ於ケル通信事務員ノ任務ハ局長ノ命ヲ受ケ其ノ權限ニ屬スル文書ノ作成又ハ

帳簿ノ記入ヲ爲スニ過キサルヲ以テ擅ニ局長名義ニテ虚偽ノ文書ヲ作成シ又ハ備付ノ帳簿
ニ虚偽ノ記入ヲ爲スハ刑法第一百五十五條第一項ノ罪ヲ構成スルモ同法第一百五十六條ニ該當
セス(大正一一、一二、大審院)

● 行政判決例

○ 行政官廳ノ職權ニ依リテ與ヘタル認可ノ効力ハ之ヲ取消ササル間ニ存在スルモノナルヲ以テ之ヲ取消シタル處分ハ遡及ノ効力ヲ有セス（明治三四、行政裁）

○ 行政廳ハ處分ノ錯誤ヲ發見シタル場合ニ於テハ何時タリトモ之ヲ取消スコトヲ得而シテ其ノ取消處分ハ特別ノ場合ヲ除クノ外既往ニ遡リ効力ヲ生スヘキモノトス（明治三五、行政裁）

○ 通信官署ノ局所長ニ付交付セラレタル渡切經費ノ支拂殘額ハ當然其ノ收入ニ歸スヘキ金圓ニシテ而モ年々繼續的ニ生スルモノトス從テ其ノ剩餘額ヲ當該局所長ノ第三種所得金額ニ計算シタルハ相當ナリ（明治四二、行政裁）

○ 期間ハ反對ノ明文ナキ以上其ノ事項ノ生シタル日ノ翌日ヨリ起算スルヲ通例トス（明治四三、行政裁）

○ 日、週、月又ハ年ヲ以テ定メタル期間ノ計算ニ付テハ民法第四百十條民事訴訟法第六十

五條刑事訴訟法第十五條ニ依リ其ノ初日ヲ算入セサルヲ我邦法制上ノ一般原則ト認ム(明治四四、行政裁)

○期間ヲ計算スルニ日ヲ以テスルモノハ其ノ翌日ヨリ起算スルヲ通則トスルモノニシテ法制ノ翌日ナル文字ハ單ニ之ヲ明ニシタルニ止マレハ翌日ノ文字ナキ場合ハ總テ當日ヨリ起算スヘキモノナリト謂フヲ得ス(大正二、行政裁)

○期間ヲ計算スルニ日ヲ以テスルモノハ事實ノアリタル日ノ翌日ヨリ起算スルヲ通則トス(大正四、行政裁)

○第三種郵便物ノ認可ヲ取消シタル處分ハ明治二十三年法律第百六號第一ノ所謂租稅及手續料ノ賦課ニ關スルモノト謂フコトヲ得ス(大正二、行政裁)

○郵便法第七條第二項ニ所謂郵便専用ノ物件トハ専ラ郵便ノ爲ニ使用セラル、物件ノ義ニシテ其ノ所有權カ國ニ屬スルト將タ一個人ニ屬スルト又其ノ使用關係カ官ノ直營ニ係ルト將タ民間請負事業ニ係ルトハ問ハサル趣旨ナリ(昭和四、七、行政裁)

○郵便用物件ノ課稅ニ關シテハ郵便法第七條第二項ノ規定ヲ以テ特別法ト解スルヲ相當トス(昭和四、七、行政裁)

參照

●郵便法

(明治三十三年三月十二日
法律第五十四號)

第一條

郵便ハ政府之ヲ管掌ス
何人ト雖信書ノ送達ヲ營業ト爲スコトヲ得ス

第二條

運送營業者、其ノ代表者又ハ代理人其ノ他ノ從業者ハ其ノ運送方法ニ依リ他人ノ爲
ニ信書ノ送達ヲ爲スコトヲ得ス但シ貨物ニ添付スル無封ノ添狀又ハ送狀ハ此ノ限ニ
在ラス

第三條

運送營業者ハ郵便官署ノ要求アルトキハ其ノ運送方法ニ依リ郵便物ノ運送ヲ拒ムコ
トヲ得ス此ノ場合ニ於テ郵便官署ハ相當ノ運送料金ヲ支給ス

第四條

職務執行中ノ郵便遞送人郵便集配人及郵便專用車馬等ハ道路ニ障礙アリテ通行シ難
キ場合ニ於テ塙壁又ハ欄柵ナキ宅地田畑其ノ他ノ場所ヲ通行スルコト得此ノ場合ニ
於テ郵便官署ハ被害者ノ請求ニ因リ其ノ損害ノ賠償ヲ爲スヘシ

第五條

職務執行中ノ郵便遞送人郵便集配人及郵便專用舟車馬等事故ニ遭遇シタル場合ニ於
テ郵便遞送人郵便集配人又ハ郵便吏員ヨリ助力ヲ求メラレタル者ハ正當ノ事由ナク
シテ之ヲ拒ムコトヲ得ス此ノ場合ニ於テ郵便官署ハ助力者ノ請求ニ因リ相當ノ報酬

郵便法

ヲ爲スヘシ

第六條 職務執行中ノ郵便遞送人郵便集配人及郵便専用舟車馬等ニ對シテハ渡津、運河、道路、橋梁其ノ他ノ場所ニ於ケル通行錢ヲ請求スルコトヲ得ス

職務行中ノ郵便遞送人郵便集配人ハ何時ニテモ渡津ノ出船ヲ求ムルコトヲ得

第七條 郵便専用ノ物件及現ニ郵便ノ用ニ供スル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

郵便専用ノ物件ハ何等ノ賦課ヲ受クルコトナシ

郵便物及其ノ取扱ニ必要ナル物件ハ海損ヲ分擔セス

第八條 郵便官署ハ郵便物ノ遞送中又ハ其ノ發送ノ準備完了ノ後ニ限り其ノ差押ヲ拒ムコトヲ得

ヲ得

第九條 郵便物検査ヲ受クヘキ場合ニ於テハ他ノ物件ニ先チテ直ニ検査ヲ受ク

第十條 郵便取扱ニ關シ無能無力者ノ郵便官署ニ對シテ爲シタル行爲ハ能力者ノ爲シタルモノト看做ス

ノト看做ス

第十條ノ二 郵便ニ依ル取立金ハ拂渡其ノ他ノ處分ニ關シテハ之ヲ郵便爲替金トシ郵便爲替

法ヲ適用ス

第十一條 郵便官署ハ郵便物ノ受取人ノ眞偽ヲ調査スル爲受取人ヲシテ必要ナル證明ヲ爲サ

シムルコトヲ得

第十二條 郵便物ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ宛所ニ配達ス

第十三條 郵便物ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限り差出人ノ請求ニ因リ之ヲ還付スルコトヲ得

第十四條 宛所ニ配達シ又ハ受取人ニ交付スルコト能ハサル郵便物ハ差出人ニ還付ス其ノ差出人ニ還付スルコト能ハサルモノハ主務大臣ノ指定シタル郵便官署ニ於テ之ヲ開

披スルコトヲ得

第十五條 前條ニ依リ開披シタル郵便物ニシテ尙配達還付ヲ爲スコト能ハサルモノハ郵便官署ニ於テ之ヲ保管ス

署ニ於テ之ヲ保管ス

保管ノ郵便物ニシテ有價物ニ非サルモノハ其ノ保管開始ノ日ヨリ三箇月内ニ交付

ヲ請求スル者ナキトキハ之ヲ棄却シ其ノ有價物ニシテ滅失若ハ毀損ノ虞アルモノ

又ハ其ノ保管ニ過分ノ費用ヲ要スルモノナルトキハ之ヲ賣却シ其ノ代金ヲ保管ス

但シ賣却ヲ要シタル費用ハ賣却金ヲ以テ之ニ充ツ

有價物及賣却代金ハ郵便物ノ保管開始ノ日ヨリ一ケ年内ニ交付ヲ請求スル者ナル

トキハ國庫ニ歸屬ス

第十六條 郵便官署ハ郵便物引受ノ際郵便禁制品ヲ封シ又ハ成規ニ違反シタルモノアリト認

第十六條

ムルトキハ差出人ニ其開示ヲ求ムルコトヲ得

差出人前項ノ開示ヲ拒ミタルトキハ其ノ郵便物ノ取扱ヲ拒絕ス

第十六條ノ二 郵便官署ハ其ノ取扱中ニ係ル郵便物ニシテ郵便禁制品ヲ封入シ又ハ成規ニ違

反シタルモノアリト認ムルトキハ差出人又ハ受取人ニ其ノ開示ヲ求ムルコトヲ得

差出人若ハ受取人前項ノ開示ヲ拒ミタルトキ又ハ差出人若ハ受取人ニ其ノ開示ヲ求ムルコト能ハサルトキハ主務大臣ノ指定シタル郵便官署ニ於テ其ノ郵便物ヲ開披スルコトヲ得

第十七條 郵便物ハ通常郵便物及小包郵便物トス

第十八條 通常郵便物ノ種類及料金ハ左ノ如シ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ料金ヲ低減スルコトヲ得

第一種 書狀 重量十五グラム又ハ其ノ端數毎ニ 金 三 錢

第二種 郵便葉書 一 通常葉書 金 一 錢 五 厘
二 往復葉書 金 三 錢

第三種 每月一回以上刊行スル定期刊行物重量七十五グラム又ハ其ノ端數毎ニ 金 三 錢

第四種 書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書、畫、圖、商品見本及雛形、博物學上ノ標本 重量百十グラム又ハ其ノ端數毎ニ 金 五 厘
又ハ其ノ端數毎ニ 金 二 錢

第五種 農産物種子 重量百十グラム又ハ其ノ端數毎ニ 金 一 錢

前項各種ニ該當セサル物件及該當スルモ封緘シタルモノハ第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

異種ノ郵便物ヲ合裝シタルモノハ其ノ種類中ノ最高料金ヲ納付スヘキ郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス但シ第二種郵便物ヲ他種ノ郵便物ト合裝スルトキハ第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

郵便葉書ノ表面又ハ第三種乃至第五種ノ郵便物ニ通信文ヲ記載シタルモノハ特ニ命令ヲ以テ規定シタル場合ヲ除クノ外第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

第十九條 小包郵便物ノ料金並郵便物ノ特殊取扱ニ關スル料金ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二十條 信書ハ小包郵便物ト爲シ又ハ小包郵便物ニ合裝スルコトヲ得ス但シ無封ノ添狀又ハ送狀ハ此ノ限ニ非ラス

第二十一條 第三種郵便物ト爲スヘキ定期刊行物ハ主務官署ノ認可ヲ受ケタルモノニ限ル

第二十二條 郵便禁制品ノ種類及郵便物ノ容積、重量、包裝等ニ關スル制限ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二十三條 受取人ハ郵便料ヲ完納シタル郵便物ノ受取ヲ拒ムコトヲ得ス
差出人ハ還付郵便物ノ受取ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十四條 郵便ニ關スル既納及過納ノ料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ還付セ

第二十五條

命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外郵便料未納又ハ不足ノ郵便物ハ受取人其ノ不納額ニ倍ノ料金ヲ納付シテ之ヲ受取ルコトヲ得其ノ納付ヲ拒ミタルトキハ差出人ニ還付シ差出人ヨリ之ヲ徴收ス受取人不明其ノ他ノ事由ニ由リ之ヲ差出人ニ還付スル場合亦同シ

第二十六條

郵便ニ關スル料金納付ノ義務ハ其ノ納付スヘキ日ヨリ六箇月内ニ納付ノ告知ヲ受ケサルニ因リテ消滅ス

第二十七條

郵便ニ關スル料金ノ不納金額ハ郵便官署ニ於テ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徴收ス

第二十八條

前項ノ不納金額ニ付郵便官署ハ國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス
郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、無線電信、無線電話、年金恩給支給、國庫金受拂又ハ收入印紙賣捌ノ事務ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ムル所ニヨリ無料ト爲スコトヲ得

第二十九條

郵便ニ關スル料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外郵便切手其ノ郵便料金ヲ表彰スヘキ證票ヲ以テ納付スヘシ

第三十條

郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證票ハ政府之ヲ發行ス

第三十一條

郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證票ノ汚斑毀損シタルモノハ其ノ效用ヲ失フ

第三十二條

成規ノ手續ヲ經テ郵便物ヲ交付シタルトキハ正當ノ交付ヲ爲シタルモノト看做ス

第三十三條

成規ニ依リ差出シタル郵便物ノ取扱ニ關シ郵便官署ハ左ノ場合ニ限り其ノ損害ヲ賠償ス

- 一 書留通常郵便物ヲ亡失シタルトキ
- 二 書留小包郵便物若ハ價格表記郵便物ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ
- 三 郵便ニ依ル取立金證券ヲ亡失シ又ハ其ノ效力ヲ失ハシメタルトキ
- 四 代金引換郵便物ノ取立金ノ取立ヲ爲サスシテ之ヲ交付シタルトキ

第三十四條

賠償金額ハ命令ノ定ムル所ニ依ル
郵便物交付ノ際外部ニ破損ノ痕跡ナク且重量ニ變易ナキトキハ損害ナキモノト看做ス

第三十五條

第三十三條ノ場合ト雖左ノ事項ニ該當スルトキハ損害賠償ノ限ニ非ラス
一 差出人又ハ受取人ノ過失ニ因リタルトキ

- 二 不可抗力ニ因リタルトキ
- 三 其ノ郵便物ノ性質又ハ瑕疵ニ因リタルトキ

第三十六條 郵便物ノ差出人又ハ受取人ハ其ノ郵便物ニ郵便官署ノ賠償スヘキ損害アリト認ムルトキハ其ノ受取ヲ拒ムコトヲ得但シ郵便物受取ノ後ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三十七條 第三十三條ニ依ル損害賠償ハ差出人又ハ其ノ承諾ヲ得タル受取人之ヲ請求スルコトヲ得

第三十八條 本法ニ依ル損害賠償又ハ報酬ノ請求權ハ主務大臣ノ指定シタル郵便官署ニ對シ左ノ期間内之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

- 一 第四條ニ依ル賠償及第五條ニ依ル報酬ハ其ノ事實アリタル日ヨリ三箇月
- 二 第三十三條ニ依ル賠償ハ郵便物差出ノ日ヨリ一箇年

第三十九條 郵便官署ノ損害賠償又ハ報酬ニ關スル決定ニ對シ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四十條 郵便官署ニ於テ損害賠償ヲ爲シタル後其ノ郵便物ヲ發見シタルトキハ之ヲ其ノ賠償受領者ニ通知スヘシ此ノ場合ニ於テ賠償受領者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ賠償金ノ全部又ハ一部ヲ返付シテ其ノ郵便物ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

得

第四十一條 第二條ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役及千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ金錢物品ヲ收得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ價格ヲ追徵ス

第四十二條 何人ト雖第三條ノ場合ニ於テ郵便物ノ運送ヲ拒ミ又ハ其ノ運送ヲ爲ササル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第四條ノ場合ニ於テ通行ヲ拒ミ又ハ第五條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ助力ヲ拒ミ又第六條ノ場合ニ於テ通行錢ヲ強要シ若ハ正當ノ事由ナクシテ渡津ノ出船ヲ拒ミ又ハ第二十三條ニ違反シテ郵便物ノ受取ヲ拒ミタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四十四條 郵便官署ノ取扱中ニ係ル信書ノ秘密ヲ侵シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ヲ處ス

郵便事務ニ従事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第四十五條 削除

第四十六條 郵便禁制品ヲ郵便物トシテ差出シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ其ノ物件ヲ沒收ス

第四十七條 不法ニ郵便ニ關スル料金ヲ免レ又ハ他人ヲシテ之ヲ免レシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四十八條 郵便事務ニ從事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

行使ノ目的ヲ以テ帝國政府若ハ郵便聯合條約國政府ノ發行スル郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證票ヲ偽造若ハ變造シ又ハ其ノ使用ノ痕跡ヲ除去シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

偽造、變造シ若ハ使用ノ痕跡ヲ除去シタル郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證票ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ輸入シ、人ニ交付シ若ハ其ノ交付ヲ受ケタル者ハ罪前項ニ同シ

第四十九條乃至第五十一條 削除

第五十二條 便郵官署ノ取扱中ニ係ル郵便物ヲ正當ノ事由ナクシテ開披、毀損、隱匿若ハ放棄シ又ハ受取人ニ非サル者ニ交付シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

但シ刑法第二百五十八條又ハ第二百五十九條ニ該當スル場合ニ於テハ同條ノ刑ニ處ス

第五十三條

郵便事務ニ從事スル者正當ノ事由ナクシテ郵便物ノ取扱ヲ爲サス又ハ之ヲ遲延セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十四條

郵便専用ノ物件又ハ現ニ郵便ノ用ニ供スル物件ニ對シ損傷其ノ他郵便ノ障礙ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十五條

第四十一條、第四十四條、第四十七條、第四十八條、第五十二條及第五十四條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四十八條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ用ニ供シタル物ハ之ヲ沒收ス

第五十五條ノ二

第四十八條ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

第五十五條ノ三

偽造、變造シ又ハ使用ノ痕跡ヲ除去シタル帝國政府又ハ郵便聯合條約國政府ノ發行スル郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證票ハ何人ニ屬スルヲ問ハス裁判ニ依リ沒收スル場合ノ外行政處分ヲ以テ之ヲ官沒ス

官没ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六條 郵便物ニ關シ條約ニ別段ノ規定アルモノハ各其ノ規定ニ依ル

附 則 省略

●郵便規則 (明治三十三年九月一日) 省令第四十二號

(目次 省略)

第一章 郵便物ノ種別

第一節 總 則

第一條 内地相互間並内地ト朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島相互間ニ發著スル郵便物ノ取扱ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル但シ名宛地内ノ取扱ニ關シテハ各其ノ宛地ニ施行スル法令ニ依ル

第一條ノ二 左ノ物件ヲ郵便禁制品トス

- 一 公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スヘキ文書、圖、畫其ノ他ノ物件但シ犯罪搜查其ノ他ノ必要ニ依リ官署相互間ニ發著スルモノニシテ封緘シ且書留又ハ價格表記ト爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 二 爆發性、發火性其ノ他郵便吏員ニ危害ヲ加ヘ又ハ郵便物ニ損害ヲ與フヘキ物件但シ爆發性、發火性以外ノ藥品及生活セル病原菌並病原菌含有ノ疑アル検査材料ニシテ特別ニ定ムル所ニ依リ特別ノ包裝ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

郵便規則

第一條ノ三

三 法令ニ依リ移出入ヲ禁シタル物件但シ移出又ハ移入ヲ爲ササル場合ヲ除ク
左ノ物件ハ小包郵便ニ依ルニ非サレハ郵便物トシテ之ヲ移出又ハ移入スルコト
ヲ得ス

一 名宛地ニ於テ移入税又ハ内國税ヲ課シ若ハ差出地ニ於テ出港税ヲ課スヘキ物件
二 移出又ハ移入ニ關シ政府ノ許可又ハ検査ヲ受ケ若ハ法令ノ規定ニ依ル特別ノ手
續ヲ要スル物件

第二條

通貨ハ通貨價格表記ト爲スニ非サレハ郵便物トシテ之ヲ差出スコトヲ得
金銀、寶石、珠玉其ノ他ノ貴重品ハ物品價格表記若ハ書留ト爲スカ又ハ通貨價格表

第三條

通常郵便物ノ容積ハ其ノ長四十センチメートル三十五センチメートル厚十五センチ
メートルヲ限トシ其ノ重量ハ第三種乃至第五種郵便物ニ在リテハ一キログラム一商
品本及雛形ニ在リテハ三百五十グラムヲ超過スヘカラス
小包郵便物ノ容積ハ其ノ長幅及厚各六十センチメートルヲ限トシ其ノ幅及厚十五セ
ンチメートル以内ノモノハ長サ九十センチメートルヲ限トシ其ノ重量ハ六キログラ
ムヲ超過スヘカラス

第四條

郵便物ノ容積及重量ノ制限ヲ超過シ其ノ他成規ニ違反シテ差出シタル郵便物ハ特ニ

規定シタル場合ノ外之ヲ差出人ニ還付ス

前項ノ場合ニ於ケル料金ノ徴收ニ關シテハ左ノ區別ニ依ル

一 郵便料未納又ハ不足ノモノナルトキハ其ノ不納額ノ二倍ヲ徴收ス
二 第二條第一項ノ規定ニ違反シタルモノナルトキハ通貨價格表記料ノ三倍ヲ徴收
ス

三 第二條第二項ノ規定ニ違反シタルモノ通常郵便物ナルトキハ通常郵便物書留
料ノ三倍、小包郵便物ナルトキハ普通小包郵便料ト書留小包郵便料トノ差額ノ
三倍ヲ徴收ス

四 第四十六條第二項ノ規定ニ違反シタルモノニシテ其ノ價格表記料ニ不足アルト
キハ其ノ不足額ニ對スル三倍ヲ徴收ス

五 第二號及第四號ノ場合ニ於テ在中ノ通貨金千圓ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ
對シテハ價格表記料ノ累加率ニ依リ算定シタル金額ニ相當スル料金ノ三倍ヲ徴
收ス

第四條ノ二

郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、無線電信、無線電話、簡易生命保險、
郵便年金、恩給支給、國庫金受拂又ハ收入印紙賣捌ノ事務ニ關スル郵便物ハ左
ニ掲クルモノニ限り無料ト爲スコトヲ得

- 一 遞信官署ヨリ發スルモノ
- 二 損害賠償又ハ料金還付ノ請求ヲ爲ス爲遞信官署ニ宛テ發スルモノ
- 三 業務上ノ必要ニ基キ遞信官署ノ依頼ニ依リ遞信官署ニ宛テ發スルモノ
- 四 遞信官署ニ對シ注意ヲ促シ又ハ事故ノ調査ヲ求ムル爲遞信官署ニ宛テ發スルモノ
- 五 特ニ規定シタルモノ

第五條

無料郵便物ハ其表面ニ「通信事務」ノ文字ヲ記載スヘシ

無料郵便物ノ差出人又ハ受取人カ官署若ハ官吏ナルトキハ其ノ官署名若ハ官職氏名私人ナルトキハ其ノ宛所氏名ヲ外部ニ明記スヘシ

第六條ノ一

前二項ノ規定ニ反スル郵便物ハ有料郵便物トシテ取扱フ

無料ノ性質ヲ有セサルモノヲ無料郵便物トシテ差出シタルトキハ差出人ニ還付シ未納額ノ二倍ヲ徵收ス

無料郵便物ニ無料ノ性質ヲ有セサル音信文ヲ記載シ又ハ有料郵便物ヲ添附シタルモノ亦同シ

第六條ノ二

小包郵便料及特殊取扱ヲ要スル郵便ニ關スル料金ハ前納ニ限ル但シ留置ト爲シタル普通通常郵便料及特ニ規定シタルモノハ此ノ限ニアラス

第七條

郵便ニ關スル料金ノ未納又ハ不足カ郵便官署ノ過失ニ依リタルトキハ其ノ不納額ハ之ヲ徵收セス

第八條

之ヲ徵收セス

郵便ニ關スル料金ニシテ左ニ記載シタルモノハ其ノ納付人ノ請求ニ依リ通貨ヲ以テ納付シタルモノハ通貨郵便切手ヲ以テ納付シタルモノハ郵便切手ヲ以テ之ヲ還付ス

- 一 郵便官署ノ過失ニ因リ徵收シタル郵便ニ關スル料金
- 二 特殊取扱ノ請求アリタル郵便物ニシテ郵便官署ノ過失ニ因リ其ノ取扱ヲ爲サザリシ場合ニ於ケル特殊取扱ノ料金但シ書留小包郵便物ニ在リテハ普通小包郵便料ト書留小包郵便料トノ差額
- 三 郵便官署ノ過失ニ因リ普通郵便ニ依リテ到達シ得ヘキ時刻ヨリ後レテ受信人ニ到達シタル別配達取扱ノ料金
- 四 名宛變更、取戻、代金引換ノ取消又ハ代金引換金額變更ノ請求アリタル郵便物ニシテ郵便官署ノ過失ニ因リ其ノ取扱ヲ爲サザリシ場合ニ於ケル請求手数料
- 五 書留又ハ價格表記ノ郵便物差出後配達證明ノ請求アリタルトキ郵便官署ノ過失ニ因リ其ノ郵便物ノ配達未了ナルコト判明シタル場合ニ於ケル配達證明料金
- 六 亡失又ハ失効ニ因リ損害賠償ヲ爲スヘキ場合ノ書留郵便物、價格表記郵便物、集金郵便ノ郵便ニ關スル料金
- 七 閉囊配達ヲ第六十八條ノ三ノ期間ノ中途ニ於テ廢止シタル場合ニ於ケル廢止ノ郵便規則

翌月ヨリノ閉囊配達料金月割額

第九條

前條ノ料金還付ノ請求ハ其ノ料金ヲ納付シタル郵便官署ニ之ヲ爲スヘシ其ノ期間ハ第一號乃至第五號ハ料金納付ノ日ヨリ六十日第六號ハ損害賠償決定ノ日ヨリ三十日第七號ハ閉囊配達廢止ノ日ヨリ三十日トス

第九條ノ二

郵便ニ關スル料金ヲ郵便切手ヲ以テ徵收又ハ還付ノ際五厘未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨テ六厘以上一錢未満ノ端數アルトキハ之ヲ五厘トシテ計算ス

第十條

第三種乃至第五種郵便物及小包郵便物ハ其ノ外部ニ左記ノ事項ニ限り之ヲ記入シ又ハ別ニ記載シテ添付スルコトヲ得

- 一 差出人及受取人ノ宿所氏名
 - 二 差出人及受取人ノ身分、職業、商標其ノ他ノ稱號等
 - 三 日附及要用、至急、貴酬等ノ慣用語
 - 四 贈呈、納本、注成品等四字以内ノ送達上ノ慣用語
 - 五 定期刊行物ニ前金切レ又ハ何月何日限り前金滿了等ノ慣用語
 - 六 送達上郵便官署ニ必要ナル注意ヲ示ス語辭
- 前項郵便物ニハ其ノ内部ニ前項各號ノ外尙左ノ事項ニ限り之ヲ記入シ又ハ別ニ記載シテ添付スルコトヲ得

一 郵便物ノ名稱、番號、數量、價格、寸尺、重量

二 定期刊行物、書籍、印刷物、書、畫、圖、業務用書類ニ正誤、注意、點、線、批評ノ類

三 圖、畫及寫眞ニ説明又ハ著色

四 商品見本及雛形、農産物種子及博物學上ノ標本ニ生産地及種類ヲ確知スル爲必要ノ事項

五 農産物種子ニ播種ノ時季及説明

六 名刺ニ四字以内ノ慣用語

前二項以外ノ事項ヲ記入シ又ハ別ニ記載シテ添付シタル小包郵便物ハ之ヲ差出人ニ還付ス

第十一條

郵便ニ關スル料金納付ノ爲ニ用ヒタル郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證票ハ郵便官署ニ於テ之ヲ消印ス

郵便物ニ貼付シタル郵便切手ハ郵便ニ關スル料金納付ノ爲ニ用ヒタルモノト看做シ前項ト同一ノ取扱ヲ爲ス

第十二條

郵便物ノ包装方ハ別ニ之ヲ定ム

第十三條

内地ト朝鮮トノ間ニ發著スル小包郵便物ニ關シテハ本令ニ定ムル事項ノ外日滿郵

便規則第十條ノ二乃至第十條ノ四及第十四條ノ規定ヲ準用ス

第十三條ノ二 郵便取扱所ニ於テ取扱ヲ爲ス郵便事務ノ範圍ハ別ニ之ヲ定ム

第二節 通常郵便物

第十四條ノ一 書狀トハ全部或ハ幾部ヲ筆記シタルト印刷シタルトニ關セス特定ノ人ニ對スル通信文ニシテ郵便葉書ニ依ラサルモノヲ云フ

第十四條ノ二 全部印刷シタル無封ノ書狀及盲人用點字ノ無封ノ書狀ハ其ノ料金ヲ重量三十

五グラム又ハ其ノ端數毎ニ金二錢トス大分部ヲ印刷シタル左記無封ノ書狀又同シ

一 官公署、公共團體、社寺、學校又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ヨリ發スルモノ

二 營業者ヨリ其ノ營業ニ關シ發スル報知書、送狀、契約申込書、契約ノ承認又ハ拒絶書、請求書、督促狀、計算書、見積書、明細書、領收書

前項ノ郵便物ニハ返信用ニ充ツル爲封筒相當料金ノ郵便切手貼付ヲ妨ケス通常葉書若ハ相當料金ノ郵便切手ヲ貼付シタル私製葉書ニ差出人ノ宿所氏名又ハ返信用文ヲ印刷シタルモノ一枚ヲ限り添付スルコトヲ得

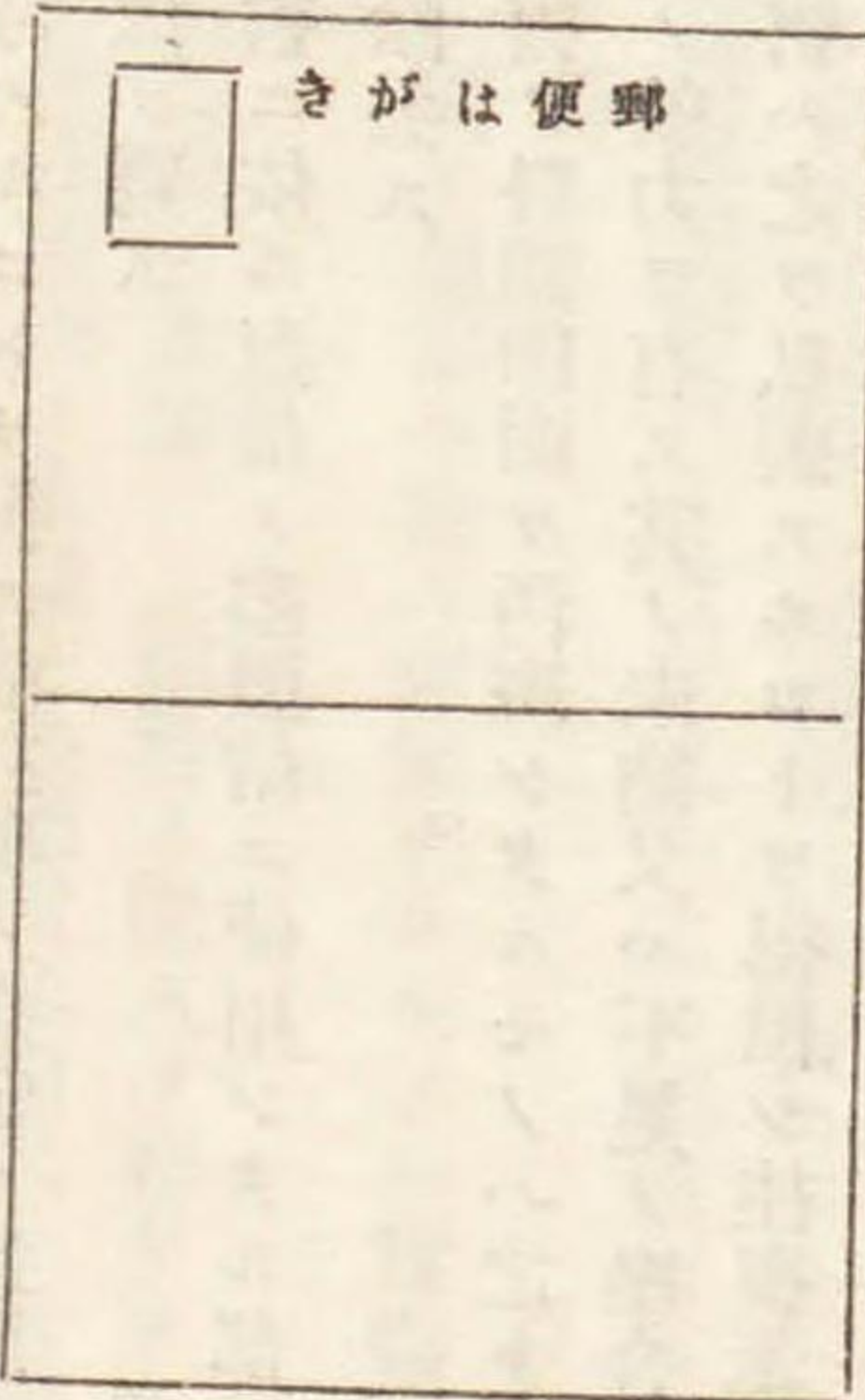
第一項後段ノ郵便物ニハ其ノ外部ニ差出人ノ資格ヲ記載スヘシ

第十五條

本條ノ郵便物ニ付テハ第十條ノ規定ヲ準用ス

郵便葉書ハ其ノ表面ニ左記ノ事項ニ限り之ヲ記載スルコトヲ得

- 一 差出人及受取人ノ宿所氏名、身分、職業及商標其ノ他ノ稱號等
- 二 日附及要用、至急、貴酬等ノ慣用語
- 三 送達上郵便官署ニ必要ナル注意ヲ示ス語辭又ハ徽號
- 四 郵便繪葉書ノ表面ニ左式ノ如ク下部二分ノ一以内ニ線條ヲ畫スルトキハ其ノ線内ニ通信文等



往復葉書ハ發信ノ際其ノ返信部ニ前項ノ規定ニ牴觸セサル限り返信ニ必要ナル事項ヲ豫メ記載スルコトヲ得

郵便葉書ハ原形ノ儘使用シ契約書、委任狀、受領證等ト爲サムカ爲收入印紙ヲ裏面ニ貼付スル場合及第十八條ノ二第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外ニ何等ノ物品ト雖添付スルコトヲ得ス前三項ノ規定ニ違反シタル郵便葉書ハ第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

第十六條 往復葉書ニ依ル返信ノ際發信ニ使用シタル部分ヲ除去セサルトキハ郵便官署ニ於テ之ヲ除去ス

第十七條 郵便葉書ノ料額印面ヲ汚斑シタルモノハ之ト同額ノ郵便切手ヲ貼付スルニ依リ郵便葉書ノ效力ヲ有ス其ノ未納又ハ不足ノ場合ニ於テハ其ノ不納額ノ二倍ヲ徵收ス

第十八條 郵便葉書ハ之ヲ私製スルコトヲ得但シ往復葉書及封緘葉書ハ此ノ限ニ在ラス私製葉書ハ通常葉書ト看做シ之ト同額ノ料金ヲ徵收ス

- 第十八條ノ二 私製葉書ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ調製スヘシ
 - 一 紙質ハ通常葉書ノ紙質ト同等以上トス
 - 二 厚サハ通常葉書ヲ以テ標準トス
 - 三 寸法ハ縦十三センチメートル五以上十四センチメートル五以内横八センチメートル五以上九センチメートル五以内トス
 - 四 重量ハ一枚三グラムヲ以テ標準トス

五 表面ノ色合ハ白色又ハ他ノ淡色トス

裝飾又ハ愛玩ノ爲寫眞、薄キ紙片、織物若ハ木羽ヲ私製葉書ノ裏面ニ貼付セムトスルモノハ前項ノ制限ニ牴觸セス且容易ニ剝脱毀損セサル様其ノ全面ヲ紙ニ密着セシムヘシ

私製葉書ニハ其ノ表面宛所ノ記入及郵便切手ノ消印ニ妨ケナキ程度ニ於テ透シ又ハ浮出ノ文字、畫紋ヲ施スコトヲ得

第十八條ノ三 私製葉書ノ表面ニハ其ノ上部又ハ左側部ノ中央ニ「郵便葉書」又ハ之ニ相當スル文字ヲ明瞭ニ印刷又ハ筆書スヘシ
「萬國郵便聯合」ノ文字又ハ之ニ相當スル歐文ハ前項ノ文字ニ之ヲ併記スルコトヲ得

第十八條ノ四 第一項ノ規定ニ依ル表示ナキモノハ實物ニ就キ種類相當ノ取扱ヲ爲ス
削除

第十八條ノ五 私製葉書ノ表面ニハ宛所ノ記入ヲ妨ケサル限リ左ノ事項ヲ印刷スルコトヲ得
一 郵便葉書表面ノ記載方並通常葉書又ハ萬國郵便聯合葉書ニ準シ郵便切手ヲ貼付スヘキ位置及其ノ貼付方ノ注意文
二 印刷又ハ發行所賣捌店ノ所在、名稱

三 單純ナル輪廓

第十八條ノ六 萬國郵便條約施行規則ニ依リ調製シタル私製ノ通常郵便葉書ハ之ヲ私製葉書ト看做ス

第十九條 第三種郵便物ト爲スヘキ定期刊行物ノ認可ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十九條ノ二 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物以下定期刊物ト稱ス中日刊ノ新聞紙ニ付テハ發行人又ハ賣捌人ヨリ差出ス場合ニ限リ其ノ一部(一日分)ノ重量百十グラム迄ハ其ノ料金ヲ金五厘トス、百十グラムヲ超ユル部分ニ付テハ郵便法第十八條ノ規定ニ依ル

第十九條ノ三 盲人用點字ノ定期刊行物ハ其ノ料金ヲ重量五百五十グラム又ハ其ノ端數毎ニ金五厘トス

第二十條 定期刊行物ハ其ノ刊行物初頁上部ニ其ノ名稱、發行期日、回數、逐號番號、發行年月日及何年何月何日第三種郵便物認可ノ文字、次頁以下ハ上部ニ其ノ名稱又ハ略記、發行年月日及第三種郵便物認可ノ文字ヲ印刷スヘシ但シ官報及冊子トナシタル刊行物ハ最初及最終ノ頁面ノミニ印刷スルコトヲ得

第二十一條 定期刊行物ハ本紙ノ重量ニ超過セス官報ニ付テハ此限ニ在ラス本紙ト同性質ノ記事、廣告又ハ書、畫、圖ヲ印刷シ之ニ本紙ノ名稱、番號竝ニ發行ノ年月日及附録ノ文字

ヲ記入シ且冊子ト爲ササルモノニ限リ附録トシテ之ヲ其ノ本紙ニ添附スルコトヲ得

第二十二條 緊急時事ヲ報道スル爲メ臨時ニ刊行スル定期刊行物ノ號外ハ定期刊行物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

第二十三條 定期刊行物ノ號外ハ之ニ本紙ノ名稱、發行ノ年月日、何年何月何日第三種郵便物認可及號外ノ文字ヲ記入スヘシ

第二十三條 定期刊行物ニハ其ノ發行者ニ於テ其ノ記事ニ關スル物品ニシテ本紙ノ重量ヲ超過セサルモノニ限リ之ヲ綴込又ハ貼付スルコトヲ得

定期刊行物ニハ其ノ發行者ニ於テ郵便振替貯金拂込用紙及自己宛ノ宿所氏名ヲ印刷シタル私製葉書各一枚ヲ限リ添付スルコトヲ得

第二十三條ノ二 盲人用點字ノ書籍、印刷物及業務用書類ハ其ノ料金ヲ重量五百五十グラム又ハ其ノ端數毎ニ金一錢トス

第二十四條ノ一 第三種郵便物ニ非サル印刷物ニシテ毎月一回以上繼續刊行シ且發行ノ都度其ノ當月又ハ其翌月中ニ一月ノ發行ニ付百通以上差出スモノハ約東郵便物トシテ特ニ承認シタル場合ニ限リ其ノ料金ヲ前條ニ該當スルモノハ重量三百五十グラム又ハ其ノ端數毎ニ金五厘其ノ他ノモノハ重量百十グラム又ハ

其ノ端數毎ニ金一錢トス

第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ印刷物ニ之ヲ準用ス

第二十四條ノ二

印刷物ニハ其ノ發行者ニ於テ其ノ記事ニ關スル物品ニシテ其ノ印刷物ノ重量ヲ超過セサルモノニ限り綴込又ハ貼付スルコトヲ得

印刷物ノ差出人ハ注文用ニ充ツル爲自己ノ宿所氏名ヲ印刷シタル封筒一枚ヲ限り添付スルコトヲ得

第二十五條

業務用書類トハ全部若ハ一部ヲ筆書シタル各種ノ文書ニシテ特定ノ人ニ對スル通信文ノ性質ヲ有セサルモノヲ云フ

第二十六條

寫眞、書、畫、圖及博物學上ノ標本ハ扁額其他特殊ノ裝備ヲ加ヘサルモノヲ云フ但シ掛軸ト爲スハ此ノ限ニアラス

第二十七條

商品見本及雛形ハ見本又ハ雛形トシテ其ノ性質又ハ形狀ヲ示スニ足ルヘキ數量ヲ限り其ノ營業者ト往復シ又ハ勸業ノ爲ニ官公署若ハ公共團體ト往復スルモノヲ云フ

前項ノ郵便物ニハ其ノ表面ニ商品見本又ハ雛形ノ文字及其ノ外部ニ差出人又ハ受取人カ營業者ナルトキハ其ノ營業名、官公署若ハ公共團體ナルトキハ其ノ名稱ヲ記載スヘシ

第三節 小包郵便物

第二十八條

小包郵便物ノ料金ハ左ノ如シ

一 内地小包郵便料

同一郵便區市内 普通 金六錢
書留 金十二錢

五百グラム迄	一キログラム迄	ニキログラム迄	三キログラム迄	四キログラム迄	五キログラム迄	六キログラム迄
十錢	十四錢	二十二錢	三十錢	三十八錢	四十六錢	五十四錢
十五錢	二十二錢	三十錢	三十八錢	四十六錢	五十四錢	六十二錢

其ノ普通 書留

二 内地、朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島相互間小包郵便料

普通(朝鮮ニ發著スルモノヲ除ク)

五百グラム迄	一キログラム迄	ニキログラム迄	三キログラム迄	四キログラム迄	五キログラム迄	六キログラム迄
二十七錢	三十四錢	四十七錢	六十錢	七十三錢	七十九錢	八十五錢
四十三錢	四十九錢	六十二錢	七十五錢	八十八錢	九十四錢	一圓

第二十九條

普通小包郵便物ニハ表面看易キ場所ニ「小包」ト記入スヘシ

第三十條

朝鮮ニ宛テタル小包郵便物ノ差出人ハ郵便官署ノ指示スル所ニ從ヒ所定ノ式紙ニ

其ノ包有品ノ名稱、數量及價格ヲ品種別ニ記載シ之ヲ郵便物ト共ニ差出スヘシ

第三十一條 削除

第三十二條 削除

第三十三條 削除

第二章 郵便物ノ特殊取扱

第一節 總則

第三十四條

集配事務ヲ取扱ハサル郵便官署ニ於テ取扱ヲ爲ササル郵便物ノ特殊取扱ノ範圍ハ別ニ之ヲ告示ス

第三十五條

郵便物ノ特殊ノ取扱ニ要スル料金ハ左ノ如シ

- 一 別配達料 一箇ニ付
 - 陸上八キロメートル以内ハ金三十錢八キロメートルヲ超過シタルトキハ四キロメートル迄毎ニ金二十五錢ヲ加フ
 - 船舶料ハ別ニ其ノ實費ヲ受取人ヨリ徵收ス
 - 解船料ハ別ニ其ノ實費ヲ受取人ヨリ徵收ス
 - ヨリ徵收ス
- 二 留置通知料 一箇ニ付 金 三 錢

- 三 引受時刻證明料 一箇ニ付 金 十五 錢
- 四 配達證明料 一箇ニ付 金 三 錢

五 内容證明料 一箇ニ付
一通ノ謄本一枚ノモノハ金十錢二枚以上ノモノハ一枚ヲ増ス毎ニ金十錢ヲ加フ
同時ニ二箇以上同文ノモノヲ差出ストキハ内一箇ヲ除キ他ハ前記料金ノ半額

六 通常郵便物書留料 一箇ニ付 金 十 錢

七 價格表記料
書留郵便物ノ料金ヨリ普通郵便料ヲ差引キタル金額ノ外通貨價格表記ハ表記金額十圓迄毎ニ金十錢物品價格表記ハ表記金額十圓迄毎ニ金五錢

八 代金引換料 一口ニ付 金 五 錢

九 閉囊配達料 一箇年 金 四 圓

第三十六條

左記ノ郵便物ハ各其ノ下ニ記載セル文字ヲ表面見易キ場所ニ記入スヘシ

- 一 別配達郵便物 別配達又ハ何局別配達
- 二 留置郵便物 留置若ハ何局留置又ハ留置通知
- 三 引受時刻證明郵便物 引受時刻證明
- 四 配達證明郵便物 配達證明
- 五 内容證明郵便物 内容證明又ハ同文内容證明

六 書留通常郵便物 書留

七 價格表記郵便物

通貨價格表記ハ通貨、價格表記金何程、貴重品ヲ合
裝シタル場合ハ價格表記合計金何程、内通貨、表記
金何程、品名、表記金何程
物品價格表記ハ品名、價格表記金何程

八 代金引換郵便物 代金引換金何程

九 書留小包郵便物 書留小包

第三十六條ノ二 離島其ノ他交通不便ノ地ニ在ル者ニ對シテハ留置ニ非サル集金郵便ノ取立
ノ請求ニ應セサルコトアルヘシ

第二節 別配達

第三十七條

書留又ハ價格表記ノ郵便物別配達ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ別配達料ニ關スル里程不明ナルトキハ別配達料ノ最少額以上
ヲ納付スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ不足額ハ受取人ヨリ之ヲ徴收ス若受取人納付
セサルトキハ差出人ヨリ之ヲ徴收ス

郵便物ノ受取人ハ一定ノ期間ヲ限リ書留又ハ價格表記郵便物ノ別配達ヲ配達郵
便官署ニ請求スルコトヲ得但シ之カ爲事務ニ差支アルトキハ拒絶スルコトアル

ヘシ

前項ノ別配達料金ハ配達ノ際受取人ヨリ之ヲ徴收ス

第三十八條

別配達ノ請求ヲ爲シタル受取人ハ何時ニテモ其ノ請求ヲ取消スコトヲ得

別配達時ノ郵便物ハ通常ノ配達時刻ニ拘ハラズ直ニ特使ヲ以テ之ヲ配達ス

別配達ノ郵便物ニシテ配達ノ際受取人不在其ノ他ノ事故ニ依リ交付スルコト能
ハサルトキハ別配達ノ效力ヲ失フ

第三節 留置

第三十九條

留置郵便物ハ差出人指定ノ郵便官署ニ留置キ受取人ノ出頭ヲ待テ之ヲ交付ス

第四十條

留置郵便物ノ差出人ハ留置郵便官署ヨリ其ノ受取人ニ該郵便物到着ノ通知ヲ
請求スルコトヲ得

第四十條ノ二

郵便物ノ留置期間十日トス

交通不便ニシテ其ノ受取人前項ノ期間ニ出頭シ能ハスト認ムル地ニ宛テタル
郵便物ニ限リ特ニ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

第四節 引受時刻證明

第四十一條

書留通常郵便物ハ引受時刻證明ト爲スコトヲ得

第四十一條ノ二 引受時刻證明郵便物ハ引受ノ際差出人ニ交付スヘキ受領證ニ其ノ引受時刻

第四十一條ノ三 配達郵便官署ニ於テ引受時刻證明郵便物ノ配達ヲ了シタルトキハ直ニ之ヲ差出人ニ通知ス

第四節ノ二 配達證明

第四十二條

書留又ハ價格表記ノ郵便物ハ配達證明ト爲スコトヲ得

第四十二條ノ二

配達郵便官署ニ於テ配達證明郵便物ノ配達ヲ了シタルトキハ其ノ配達ノ證明書ヲ差出人ニ送付ス

第四十二條ノ三

差出人ハ書留又ハ價格表記ノ郵便物差出後一年以内ニ於テ該郵便物ノ受領證ヲ提出シ之カ配達證明ヲ引受郵便官署ニ請求スルコトヲ得

第四十三條

前項ノ請求ヲ爲ストキハ金六錢ヲ納付スヘシ

引受郵便官署ニ於テ郵便物差出後配達證明ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ配達ノ濟否ヲ差出人ニ通知ス

第四節ノ三 内容證明

第四十三條ノ二

封緘シタル書留通常郵便物ニシテ日本字又ハ漢字ヲ以テ明瞭ニ記載シタル文書ヲ内容トシタルモノハ内容證明ト爲スコトヲ得但シ他ノ物件ヲ封入スルコトヲ得ス

第四十三條ノ三

前項ノ文書ニハ亞刺比亞數字又ハ簡單ナル記號ヲ混記スルコトヲ得

二個以上ノ内容證明郵便物ニシテ其ノ内容文書カ名宛人宿所氏名ノミヲ異ニセルモノハ其ノ名宛人宿所氏名カ各封皮記載ノモノト一致スル場合ニ限リ之ヲ同文ノモノトシテ差出スコトヲ得

第四十三條ノ四

内容證明ノ取扱ヲ受ケムトスルトキハ其ノ郵便物ニ内容文書ノ謄本二通ヲ添ヘ差出スヘシ

二箇以上同文ノモノハ其ノ總テヲ通シ二通ノ謄本ヲ差出スヘシ

前各項ノ場合ニ於テ差出人認證謄本ノ交付ヲ要セサルトキハ謄本一通ヲ差出スコトヲ得

第四十三條ノ五

内容證明郵便物ハ其ノ謄本ニ照シ之ヲ検査シ相違ナキトキハ原本及謄本ノ各通ニ差出年月日及其ニ郵便物内容證明ノ旨竝郵便官署名ヲ記入シ且一通ノ認證謄本ト原本及他ノ一通ノ認證謄本トハ郵便日附印ヲ以テ判印ヲ施シ原本ハ立會ノ上差出人ヲシテ之ヲ封緘シテ差出サシメ認證謄本ノ一通ハ之ヲ差出人ニ交付シ一通ハ郵便官署ノ文書トシテ二年間之ヲ保存ス

第四十三條ノ六

内容證明郵便物差出後二年以内ニ於テ内容文書ノ謄本ニ該郵便物ノ受領證ヲ添ヘ提出シ之カ内容検査ノ證明ヲ請求スル者アルトキハ郵便官署ニ保存

スル認證謄本ニ照シ之ヲ検査シ相違ナキトキハ前條ニ準シ相當證明ノ上之ヲ申請者ニ交付ス

第四十三條ノ七

前項ノ請求ヲ爲ストキハ謄本一通毎ニ同文ニ非サル内容證明料ト同一ノ割合ニ依ル料金ノ半額ヲ納付スヘシ

郵便官署ニ保存スル認證謄本ヲ閱覽セムトスルトキハ該郵便物差出後二年以内ニ於テ該郵便物ノ受領證ヲ提出シ之ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲ストキハ金五錢ヲ納付スヘシ但シ前條ノ請求ヲ爲スト同時ニ閱覽セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十三條ノ八

第四十三ノ四及第四十三條ノ六ノ謄本ニハ差出人及受取人ノ宿所氏名ヲ附記スヘシ但シ其ノ宿所氏名カ内容文書ニ記載ノモノト同一ナル場合ハ之カ附記ヲ省略スルコトヲ得

二箇以上同文ノモノハ受取人宿所氏名ヲ連記シ若ハ別ニ之ヲ記載シテ添付スヘシ但シ第四十三條ノ六ノ場合ニ於テ二箇以上同文ノモノニ對シ受取人ヲ異ニスルモノ毎ニ各別ノ謄本ヲ作成シ之カ證明ヲ求ムルトキハ其ノ各通ニ之ヲ記載スヘシ

前各項ニ依ル差出人及受取人宿所氏名ノ記載ハ料金徴收上謄本ノ枚數ニ算

第四十三條ノ九

入セス

前各條ニ依ル謄本ハ一行二十字一枚二十六行以内トシ文字ヲ改竄スルコトヲ得ス文字ヲ訂正、挿入又ハ削除シタルトキハ其ノ字數及箇所ヲ欄外又ハ末尾ノ餘白ニ記載シ訂正又ハ削除シタル文字ハ之ヲ讀得ル様字體ヲ存スヘシ但シ文字ノ訂正又ハ挿入ハ之カ爲ニ謄本一枚ノ制限字數ヲ超過スルコトヲ得ス

第四十三條ノ十

前項ノ欄外又ハ末尾記載ノ箇所ニハ郵便日附印及差出人又ハ申請者ノ印ヲ押捺スヘシ紙數二枚以上ニ亘ルトキハ每葉ノ綴目ニモ之ヲ押捺スヘシ

第四十三條ノ十一

内容證明郵便物ニ關シテハ名宛變更ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第五節 書留

第四十四條

郵便物ハ之ヲ書留ト爲スコトヲ得但シ價格表記ト爲シタルモノハ書留ト爲スコトヲ得ス

第四十五條

書留郵便物ハ引受ノ際差出人ハ該郵便物ノ受領證ヲ交付ス
書留郵便物ヲ配達、還付又ハ交付スルトキハ受取人又ハ差出人ニ別ニ定ムル式

紙ニ受領證印セシメ若代人之ヲ受取ルトキハ其ノ代人タル資格及氏名ヲ記入證印セシメ之ヲ送達ノ證ト爲ス
官廳、艦船、學校、會社、旅館其ノ他多人數ノ集合セル箇所又ハ之ヲ肩書シタルモノニ配達若ハ還付スヘキ書留郵便物ヲ其ノ受付ニ引渡シタルトキハ本人ニ送達シタルモノト看做ス

第六節 價格表記

第四十六條 密封シタル郵便物ハ之ヲ價格表記ト爲スコトヲ得但書留ト爲シタル郵便物ハ價格表記ト爲スコトヲ得ス

價格表記郵便物ノ表記金額ハ在中品通貨ナルトキハ其ノ金高ト異ルコトヲ得ス又通貨以外ノ物件ナルトキハ其ノ市價ヲ超過スルコトヲ得ス
價格表記金額ノ制限ハ金千圓トス

第四十七條 價格表記郵便物ノ受授ニ關シテハ第四十五條ノ規定ヲ準用ス

第七節 代金引換

第四十八條 書留又ハ價格表記ノ郵便物ハ代金引換ト爲シ其ノ郵便物ト代金トノ引換ヲ郵便官署ニ委託スルコトヲ得

代金引換郵便ニ依ル金額ノ制限ハ金千圓トシ錢位未滿ノ端數ヲ付スルコトヲ得

第四十九條

ス

代金引換郵便物ハ到着郵便官署ニ留置キ其ノ旨ヲ受取人ニ通知シ受取人ノ出頭ヲ待テ代金ト引換ニ之ヲ交付ス其ノ留置期間ハ十日間トス
受取人ハ前項通知書發送後ノ代金引換郵便物ニ對シ其ノ轉送ヲ請求スルコトヲ得ス

第一項留置ニ關シテハ第四十條ノ二第二項第八十二條ノ規定ヲ準用ス

第五十條 取立郵便官署ニ於テ代金引換郵便物ノ代金ヲ其ノ受取人ヨリ取立タルトキハ別ニ

定ムル所ニ從ヒ之ヲ差出人ニ送付ス

第五十一條

蠶種ヲ内容トスル代金引換郵便物ノ差出人ハ該郵便物カ到着郵便官署ニ到着ノ日ヨリ三日以内ニ引換ヲ了スルコト能ハサルトキ之カ還付ヲ受クヘキコトヲ豫メ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ該郵便物ノ表面ニ「蠶種留置三日」ト記載スヘシ

第五十一條ノ二

郵便振替貯金加入者ハ別ニ定ムル所ニ從ヒ其ノ口座ニ引換代金ノ振替拂込ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ郵便物ニ「何番口座拂込」ト記載スヘシ

第五十二條 代金引換郵便物ノ差出人代金引換ノ取消ヲ爲サムトスルトキハ第七十九條郵便物

取戻ノ請求ニ關スル料金又代金引換金額ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ同條郵便物名宛變更ノ請求ニ關スル料金ト同額ノ料金ヲ前納シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第八節 集金郵便

第五十三條 左ノ證書又ハ證券ハ集金郵便トシテ之ト引換ニ現金ノ取立ヲ郵便官署ニ委託スルコトヲ得

- 一 證書 現金受領證
- 二 證券 〔無記名ノ公、社債券又ハ其ノ利札
〔貨物引換證、船荷證券又ニ之ニ準スヘキモノ〕

集金郵便ニ依ル金ノ制限ハ證書ニ在リテハ一口ニ付金三圓以上金五十圓以内、證券ニ在リテハ一口ニ付金三圓以上金千圓以内トス但シ錢位未滿ノ端數ヲ付スルコトヲ得ス

第五十三條ノ二 現金受領書ニハ現金取立ノ事由及證書ノ效力ニ關スル事項ニ限り之ヲ附記スルコトヲ得

第五十四條 集金郵便ハ二通以上ノ證書又ハ證券ヲ以テ一口ト爲スコトヲ得ス但シ同一ノ委託者ニ屬シ同一ノ支拂人ヨリ同時ニ取立テ得ヘキ證券ハ此ノ限ニ在ラス

第五十五條 集金郵便ニ關スル料金ハ左ノ如シ

一 集金委託料	一口ニ付	證書	金 六 錢
二 集金留置通知料	一口ニ付	證券	金 十 五 錢
			金 三 錢

第五十六條 集金郵便ノ委託ヲ爲サムトスル者ハ集金郵便委託書ト共ニ現金ヲ取立ツヘキ證書又ハ證券ヲ郵便官署ニ差出シ郵便官署ヨリ其ノ證書又ハ證券ノ受領證ヲ受取ルヘシ

第五十六條ノ二 集金郵便委託書ハ所定ノ様式ニ適合シ且紙質良好ノモノニ限り私製ノモノヲ用フルコトヲ得
私製ノ委託書用紙ハ適當ノ切取線ヲ施シ現金受領證ヲ連續セシムルコトヲ得

第五十七條 一定ノ期日ニ取立ツヘキ證書又ハ證券ハ支拂人所在地ニ達スヘキ日數ヲ除キ該期日ヨリ早クモ十日遅クモ三日以前ニ之ヲ委託スヘシ

第五十八條 委託者左ノ取扱ヲ受ケムトスルトキハ委託書ニ其ノ旨ヲ記入シテ差出スヘシ
一 證書又ハ證券ニシテ第一回ノ取立ニ際シ其ノ金額ヲ取立ツルコト能ハサル場合ニ於テ直ニ之ヲ還付スルコト
二 證書又ハ證券ヲ差出人指定ノ取立郵便官署ニ留置キ支拂人ノ出頭ヲ待テ其

ノ取立ヲ爲スコト

三 前號ニ依ル集金郵便ノ到着ヲ支拂人ニ通知スルコト

前項第二號ニ依ル證書又ハ證券ノ留置期間ハ取立期間ト同一トシ第四十條ノ第二項ノ規定ヲ準用ス

第五十九條

集金郵便ノ取立期間ハ該證書又ハ證券取立郵便官署ニ到着ノ翌日より起算シ十日トシ第五十八條第一項第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外一定ノ期日ニ取立ツヘキモノハ其ノ期日ニ其ノ他ノモノハ成ルヘク速ニ取立郵便官署ニ於テ支拂人ノ居宅ニ就キ證書又ハ證券ト引換ニ現金ヲ取立テ其ノ取立ヲ了スルコト能ハサルモノハ第五十七條及第五十八條第一項第一號ニ該當スルモノヲ除クノ外尙一回ノ取立ヲ試ムルモノトス但シ交通不便等ノ爲取立期間内ニ取立ヲ試ムルコト能ハサルトキハ特ニ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ集金郵便ノ支拂人其ノ居宅ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉先ニ就キ前項同様手續ヲ爲スヘシ

第五十九條ノ二 集金郵便ノ支拂人ハ留置ニ非サル集金郵便ニ付テモ取立期間内ニ其ノ取立郵便官署ニ出頭シテ之カ支拂ヲ爲スコトヲ妨ケス

第六十條

現金受領證ニ依リ現金ヲ取立ツルトキハ取立郵便官署ニ於テ之ニ其ノ取立ヲ爲シタル年月日ヲ記入ス

第六十一條

左ノ場合ニ於テハ其委託ノ證書又ハ證券ヲ委託者ニ還付ス

- 一 支拂人ノ所在不明ナルトキ
- 二 支拂人集金郵便ノ取立ヲ取扱ハサル區域ニ移轉シタルトキ
- 三 一定ノ期日ニ取立ツヘキモノニシテ其ノ期日ヲ經過シタルトキ
- 四 第五十九條ニ依リ取立ヲ爲スモ其ノ金額ヲ取立ツルコト能ハスシテ取立期間ヲ經過シタルトキ
- 五 支拂人支拂ヲ拒絶シタルトキ
- 六 第五十八條第一項第二號ニ依ルモノニシテ支拂人留置期間内ニ出頭セス若ハ其ノ期間内ト雖成規ニ依ル支拂ノ手續ヲ爲ササル旨申立テタルトキ

第六十二條

集金郵便ノ取立ヲ了シタルトキハ別ニ定ムル所ニ從ヒ其取立金ヲ委託者ニ送付ス

第六十三條

郵便振替貯金加入者ハ別ニ定ムル所ニ從ヒ集金郵便振替金拂込ニ關スル特別取扱ヲ請求スルコトヲ得

第六十三條ノ二

集金郵便ノ引受ハ十二月二十五日より翌年一月三日迄取立ハ一月一日ヨリ

一月七日迄之カ取扱ヲ爲サス

前項ノ取立ヲ爲ササル期間ハ之ヲ取立期間ニ算入セス

第六十三條ノ三 委託者ハ未タ取立ヲ了セサル集金郵便ヲ取消シ該證書若ハ證券ノ還付ヲ請求スルコトヲ得

集金郵便ノ取消ニ關シテハ郵便物取戻ノ規定ヲ準用ス

第六十三條ノ四 削除

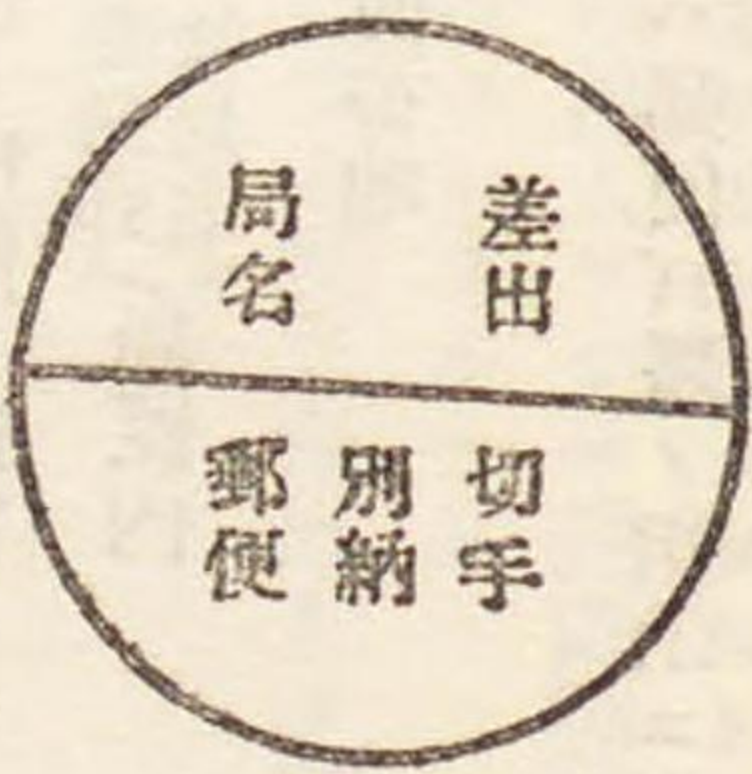
第八節ノ二 切手別納郵便

第六十三條ノ五 種別及料金額同一ノ通常郵便物ヲ同時ニ五十箇以上差出ストキハ切手別納郵便トナスコトヲ得

第六十三條ノ六 切手別納郵便物ハ通知ヲ要セサル留置ト爲スノ外他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得ス

第六十三條ノ七 切手別納郵便物ハ郵便切手ヲ貼付セス郵便物ニ料金相當ノ郵便切手ヲ添ヘ之ヲ差出スヘシ
前項ノ郵便物ハ其ノ表面ニ差出人ニ於テ左記雛形ノ印章ヲ押捺スヘシ

直徑凡三
センチメ
ートル



第六十三條ノ八 削除

第六十三條ノ九 切手別納郵便物ニハ通信日附印ヲ押捺セス

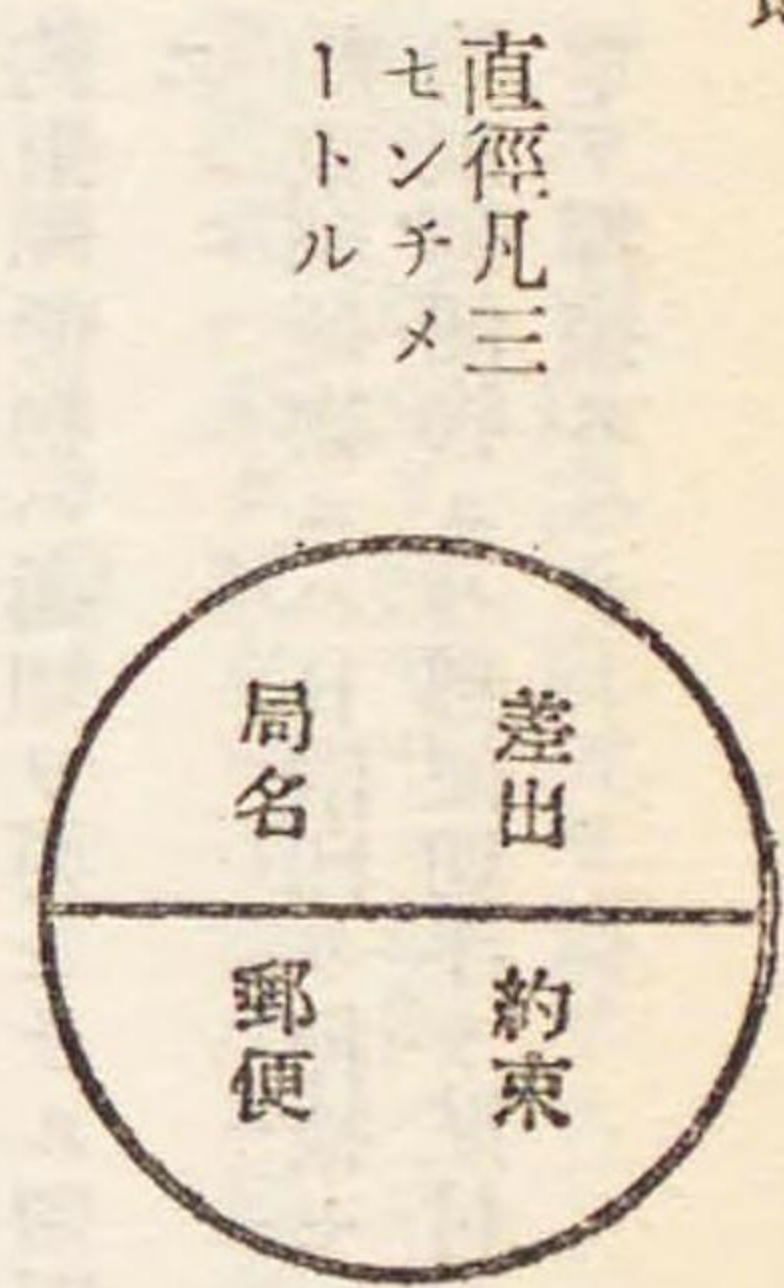
第九節 約束郵便

第六十四條 定期刊行物、書籍及印刷物ハ別ニ定ムル所ニ依リ所轄遞信局長ノ承認ヲ受ケ約束郵便ト爲スコトヲ得

第六十四條ノ二 約束郵便物ハ通知ヲ要セサル留置ト爲スノ外他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得ス

第六十四條ノ三 約束郵便物ニハ日附印ヲ押捺セス

第六十四條ノ四 約束郵便物ニハ郵便切手ヲ貼付セス差出人ニ於テ其ノ表面ニ左記雛形ノ印章ヲ押捺スヘシ



前項郵便物ノ料金ハ毎月分ヲ翌月二十日迄ニ所轄遞信局長ノ指示ニ從ヒ通貨ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第六十四條ノ五

約束郵便物ハ特殊ノ包装ヲ要スルモノノ外強質ナル白又ハ淡色ノ紙ヲ以テ包装シ帶紙ヲ用ウルトキハ其ノ幅六センチメートル以上トシ宛所ハ成ルヘク左ノ例ニ依リ明瞭ニ縦書スヘシ

何(府)何々(配達郵便局)局區内

何(町)字何何番地

某

第六十四條ノ六

約束郵便物ハ郵便官署ノ指示ニ從ヒ其ノ題號又ハ名稱及箇數等ヲ記載シタル郵送票ヲ添ヘ之ヲ豫メ承認ヲ受ケタル郵便官署ニ差出スヘシ但シ郵便官

第六十四條ノ七

署ニ於テ必要アリト認メタルトキハ其ノ差出場所ヲ指定スルコトアルヘシ郵便官署ハ差出人ヲシテ約束郵便物發送上必要ナル區域毎ニ之ヲ結束シテ差出サシムルコトアルヘシ

第六十四條ノ八

郵便官署ハ必要ニ應ジ差出人ニ對シ約束郵便物ノ見本ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第六十五條 削除

第十節 郵便私書函

第六十六條

郵便私書函ヲ使用セムトスル者ハ別ニ定ムル規定ニ依リ許可ヲ受クヘシ

第六十七條

郵便私書函使用ノ許可ヲ受ケタル者ニ宛タル郵便物ニシテ郵便私書函番號ヲ肩書シタルモノハ其ノ郵便私書函ニ配付ス郵便私書函番號ヲ肩書セサルモノト雖事務ニ差支ナキトキ亦同シ

前項ノ郵便物ニシテ多數ナルカ若ハ容積大ナル爲郵便私書函ニ配付スルコト能ハサルモノ又ハ特殊ノ取扱ヲ要スルモノナルトキハ別ニ之ヲ保管シ其ノ郵便物配達證又ハ「保管郵便物アリ」ト記シタル票札ヲ郵便私書函ニ差入ルヘシ

第六十七條ノ二

郵便私書函使用者ハ隨時其ノ郵便私書函ヲ開キ郵便物ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ郵便私書函内ニ前條第二項ノ規定ニ依ル郵便物配達證又ハ票

札差入レアルトキハ之ヲ當該郵便官署ノ窓口ニ差出シ郵便物ノ交付ヲ受クヘシ

第六十七條ノ三 郵便私書函使用者以外ノ者ニ宛テタル郵便物ト雖郵便私書函番號又ハ郵便私書函使用者ヲ肩書シタルモノハ其ノ郵便私書函ニ配付スルコトアルヘシ

第十一節 閉囊配達

第六十八條 郵便物ノ受取人ハ書留及價格表記以外ノ料金完納ノ通常郵便物ニ限り其ノ閉囊配達ヲ配達郵便官署ニ請求スルコトヲ得但シ之カ爲事務ニ差支アルトキハ拒絕スルコトアルヘシ

閉囊配達ニ要スル囊及其ノ附屬品ハ郵便官署ノ指示スル處ニ從ヒ受取人ニ於テ之ヲ提供スヘシ

第六十八條ノ二 閉囊配達ノ郵便物ハ囊ニ納メ之ニ錠ヲ施シ配達ス閉囊配達ノ郵便物受取人ヲ肩書シタル書留及價格表記以外ノ料金完納ノ通常郵便物ハ前項ノ囊ニ納メ配達スルコトアルヘシ

第六十八條ノ三 郵便物ノ閉囊配達料ハ四月一日ヨリ九月三十日迄及十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ二期ニ分チ毎期分ヲ當該期ノ前月中ニ納付スヘシ但シ閉囊配達ノ開始カ期間ノ中途ナルトキハ其ノ期間ノ料金ハ月割額ヲ以テ之ヲ前納

スヘシ

第六十八條ノ四 閉囊配達ヲ廢止セムトスルトキハ廢止ノ前日迄ニ其ノ旨配達郵便官署ニ届出ツヘシ

第三章 郵便物ノ差出

第六十九條 普通郵便ニ依ル通常郵便物及書留又ハ價格表記ニアラサル留置通常郵便物ハ郵便函ニ差入ルヘシ但シ私設郵便函ニハ私設者ニ於テ容認セル場合ノ外差入ルルコトヲ得ス小包郵便物及特殊ノ取扱ヲ要スル通常郵便物又ハ前項ノ場合ニ於テ容積大ナル爲メ若ハ箇數多キ爲メ郵便函ニ差入ルルコト能ハサルモノハ郵便官署ニ差出スヘシ

第七十條 郵便官署ニ於ケル郵便受付時間ハ別ニ之ヲ告示ス

第七十一條 郵便物ノ重量ハ其ノ郵便物ニ貼用シタル郵便切手ノ重量ヲモ合算ス但シ價格表記郵便物ニ使用スル遞信省發行ノ封皮ニシテ其ノ裏面ニ印刷シアル封皮ノ量目ハ之ヲ算入セス

第七十二條ノ一 郵便料金ノ徵收ニ關シ左ノ場合ハ同一郵便區ト看做ス
一 臨時數箇ニ分割シタル郵便區相互間
二 同一ノ行政市内ニ郵便區ノ全部又ハ一部ヲ有スル數箇ノ郵便區相互間

三 前二號ノ同一郵便區内ニ於テ連接スル郵便區市内ト之ニ隣接スル郵便區市内相互間

四 隣接スル郵便區市内相互間

第七十二條ノ二 別配達郵便料ニ關スル里程ハ郵便官署ノ定ムル所ニ依ル

第四章 郵便物ノ配達

第七十三條

深山孤島其ノ他交通困難ノ場所ニシテ通常ノ方法ニ依リ配達シ難キ地ニ居住スル者ニ宛テタル郵便物ハ到着郵便官署ニ留置キ受取人ノ出頭ヲ待テ之ヲ交付ス差出人ニ郵便物ヲ還付スル場合亦同シ

前項ノ留置期間ハ六十日トス

第七十四條

二名以上ニ宛テタル郵便物ハ其ノ内一名ニ配達ス

第七十五條

郵便官署ニ於テ誤テ郵便物ヲ正當受取人ニ在ラサルモノニ配達シタルトキ其ノ配達ヲ受ケタル者ハ速ニ其ノ事由及居所氏名ヲ記載シタル附箋ヲ爲シ料金ヲ納付スルコトナク再ヒ郵便ニ差出スカ又ハ郵便官署ニ申告スヘシ
前項ノ場合ニ於テ其ノ郵便物ヲ誤テ開披シタルトキハ之ヲ封緘シ又ハ相當ノ手當ヲ爲シ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第七十六條

第一項ノ申告書ハ無料郵便物トシテ之ヲ差出スコトヲ得
郵便官署カ郵便ノ配達又ハ還付ヲ受ケタル者ニ就キ其ノ郵便物ノ封皮及葉書ノ交付ヲ求メ又ハ其ノ郵便物ノ受授ニ關スル狀況ヲ探問スルトキハ之ヲ拒ムヘカラス

第七十七條

正當ノ事由ナクシテ第七十五條ノ手續ヲ爲サス又ハ第七十六條ノ要求ニ應セサル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第五章 郵便物ノ轉送及還付

第七十八條

郵便物ノ轉送及還付ハ別ニ料金ヲ徴收セス但シ小包郵便物ニシテ料金増加ヲ要スシ區域ニ轉送還付スル場合ハ此ノ限ニ非ラス
前項但書ノ場合ニ於テ轉送料ハ請求人ヨリ還付料ハ差出人ヨリ各其ノ差額ヲ追徴ス

第七十九條

郵便物ノ差出人ハ未タ配達ヲ了セサル郵便物ノ名宛變更又ハ取戻ヲ請求スルコトヲ得但シ之カ爲メ事務ニ差支アルトキハ拒絶スルコトアルヘシ
前項ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ郵便物差立前ナルトキハ金五錢差立後ニシテ郵便ニ依ルモノハ金八錢電信ニ依ルモノハ取戻ノ請求ニ係ルトキハ金五十錢名宛變更ノ請求ニ係ルトキハ金八十錢ヲ前納スヘシ但シ差立準備前郵便物ノ取戻請

第八十條

求ニ應シタルトキハ別ニ其ノ料金ヲ徴收セス
郵便物ノ受取人他ニ移轉シ其ノ移轉先分明ナルトキハ左ノ場合ヲ除キ之ヲ其ノ移
轉先ヘ轉送ス

郵便物ヲ差出人ニ還付スヘキ場合ニ於テ差出人他ニ移轉シタルトキ亦同シ

一 受取人朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ移轉シタル場合ニ於テ該郵便物ノ包
有品カ移出入ヲ禁シタル物件ナルトキ

二 受取人朝鮮ニ移轉シタル場合ニ於テ該郵便物カ普通小包郵便物ナルトキ又ハ
朝鮮ニ於テ移入税若ハ内國税ヲ課スヘキ物品ヲ包有スル通常郵便物ナルトキ

三 小包郵便物ハ受取人料金増加ヲ要スル區域ニ移轉シ又ハ料金ノ増加ヲ要セサ
ルモ其ノ移轉先カ朝鮮ナル場合ニ於テ差出人又ハ受取人ヨリ轉送ノ請求ナキ
トキ

第八十條ノ二

小包郵便物ノ差出人ハ該郵便物カ名宛地ノ郵便官署ニ於シ配達ヲ遂クルコト
能ハサルトキ之カ轉送還付ノ爲料金加ヲ要スル場合ニ於ケル該郵便物ノ轉送
又ハ棄却ノ處分ニ付豫メ請求ヲ爲スコトヲ得但シ前條第一號及第二號ニ該當
スル郵便物ノ轉送ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第八十條ノ三

小包郵便物ノ受取人ハ該郵便物ノ轉送ヲ名宛地ノ郵便官署ニ請求スルコトヲ

第八十條ノ四

得但シ第八十條第一號及第二號ニ該當スル郵便物ハ此ノ限ニ非ラス
小包郵便物ノ差出人又ハ受取人ニ於テ朝鮮ニ該郵便物ノ轉送ヲ請求セムトス
ルトキハ第三十條ニ定ムル事項ヲ當該郵便官署ニ通知スヘシ

第八十一條

郵便物ノ受取人既ニ移轉セルトキハ其ノ配達先ニ於テ受取人ノ所在地ヲ集配人
ニ明示シ該郵便物ノ轉送ヲ求ムルコトヲ得

書留、價格表記以外ノ通常郵便物ニシテ其ノ配達ヲ受ケタル後ナルトキハ該郵
便物ニ轉送先ヲ記載シタル付箋ヲ爲シ其ノ配達ヲ受ケタル日ヨリ社寺ヲ肩書シ
タル巡禮者ニ宛テタルモノハ三十日以内其ノ他ハ十日以内ニ料金ノ納付ヲ要ス
ルコト無ク再ヒ郵便ニ差出スコトヲ得若其ノ期限經過後郵便ニ差出シタルトキ
ハ新ニ差出シタルモノト看做ス

郵便物ヲ差出人ニ還付スヘキ場合ニ於テ差出人既ニ他ニ移轉シタルトキ亦前二
項ニ準ス

第八十二條

郵便物ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ差出人ニ還付ス

- 一 受取人所在不明ナルトキ
- 二 郵便料未納不足ナルニ依リ受取人ノ力受取ヲ拒ミタルトキ
- 三 留置期間ヲ經過シ又ハ其ノ期間内ト雖受取人ニ於テ成規ニ依ル受取ノ手續

ヲ爲ササル旨申出テタルトキ

四 受取人朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ移轉シタル場合ニ於テ該郵便物カ第八十條第一號及第二號ニ該當スルモノナルトキ

五 小包郵便物ノ受取人料金増加ヲ要スル區域ニ移轉シ又ハ料金ノ増加ヲ要セサルモ其ノ移轉先カ朝鮮ナル場合ニ於テ差出人ヨリ豫メ其ノ轉送若ハ棄却ノ請求ヲ爲サス又ハ受取人ヨリ轉送ノ請求ナキトキ

第八十二條ノ二 郵便物ヲ差出人ニ還付スヘキ場合ニ於テ差出人朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リ該郵便物ニ移出入ヲ禁シタル物件又ハ小包郵便ニ依ルニ非サレハ移出入スルコトヲ得サル物件ヲ包有スル爲還付シ能ハサルトキハ還付シ能ハサル郵便物トシテ郵便官署ニ於テ之ヲ保管シ其ノ旨ヲ差出人ニ通知ス前項郵便物ノ差出人還付シ能ハサル郵便物中ニ包有スル移出入不能物件ヲ棄却シ殘存物件ノ還付ヲ受ケムトスルトキ又ハ移出入不能物件ヲ小包郵便物トシテ還付ヲ受ケムトスルトキハ還付ニ要スル郵便料及還付手数料金二十錢ニ相當スル郵便切手ヲ添ヘ該郵便物ヲ保管スル郵便官署ニ請求スルコトヲ得但シ法令ニ依リ政府ノ許可ヲ要スルモノニ在リテハ許可證明書ヲ請求ニ添付スヘシ

第六章 損害賠償及報酬

第八十三條

郵便物ニ關スル損害ノ賠償ハ其ノ差立郵便官署所在地ヲ管轄スル遞信局ニ之ヲ請求スヘシ

郵便法第四條ニ依ル損害ノ賠償ハ損害ヲ生セシメタル郵便遞送人及郵便集配人ノ屬スル郵便官署所在地ヲ管轄スル遞信局ニ之ヲ請求スヘシ

郵便法第五條ニ依ル報酬ハ助力ヲ求メタル郵便遞送人郵便集配人又ハ郵便吏員ノ屬スル郵便官署所在地ヲ管轄スル遞信局ニ之ヲ請求スヘシ

第八十四條

郵便物ノ配達又ハ還付ノ際郵便物ニ損害アリト申立タルトキハ申立人ヲシテ其事由ヲ證明セシムヘシ郵便局ハ郵便法第三十四條ニ依リ損害ナシト看做ストキハ其ノ事由ヲ記載シタル調書ト共ニ再ヒ該郵便物ヲ申立人ニ交付スヘシ前項郵便物ニシテ損害ナシト看做ス能ハサルトキハ七日ノ期間内ニ申立人ヲ立會ハシメ之ヲ開披シテ損害ノ有無ヲ検査シ損害ナシト認メタルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル調書ト共ニ郵便物ヲ申立人ニ交付シ損害アリト認メタルトキハ申立人ニ於テ其ノ郵便物ノ任意受取方ヲ申立ツル場合ノ外損害調書ヲ作成シ之ヲ損害賠償ノ請求權ヲ有スル者ニ交付ス

第八十五條

前條第二項ノ場合ニ於テ申立人立會ヲ爲ササルトキ其ノ申立受取人ナルトキハ

郵便物ハ直ニ差出人ニ還付ス申立人差出人ナル場合ニ於テハ郵便法第十四條ニ依ル還付シ能ハサル郵便物トシテ之ヲ取扱フ

第八十六條

郵便物ニ關スル損害ノ賠償ヲ請求スル者ハ其ノ種別、品名、箇數、實價、請求金額其ノ他必要ナル事項及之ヲ請求スル事由ヲ記載シタル請求書ヲ差出スヘシ若シ第八十四條ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ請求ヲナサムトスルトキハ別ニ其ノ調書ヲ添附スヘシ

第八十七條

郵便法第四條ニ依ル損害ノ賠償又ハ第五條ニ依ル報酬ヲ請求スル者ハ其ノ請求金額及ヒ之ヲ請求スル事由ヲ記載シタル請求書ヲ差出スヘシ
損害賠償及報酬ノ請求ヲ受ケタル遞信局ニ於テハ其ノ請求ノ當否及金額ヲ審査シ其ノ決定ヲ請求人ニ通知ス

第八十八條

損害賠償ノ請求ヲ爲シタル者其ノ請求ヲ取消シタル場合ニ於テ郵便物ノ毀損ニ係ル請求ナルトキハ通便官署ハ直ニ該郵便物ヲ其ノ請求人ニ交付ス

第八十九條

郵便法第三十三條ニ依ル郵便物損害賠償ノ金額ハ左ノ割合ニ依ル

- 一 書留通常郵便物亡失ノトキハ一箇ニ付金十圓
- 二 書留小包郵便物ノ損害賠償額
 - 亡失ノトキハ 重量五百グラム迄ハ金一圓六十錢、一キログラム迄ハ金

毀損ノトキハ

二圓四十錢、一キログラム以上ハ一キログラム又ハ其ノ端數ヲ超過スル毎ニ金一圓四十錢ヲ加フ
總重量ニ對スル減重量ノ割合ニ依リ重量五百グラム迄ハ金八十錢以内、一キログラム迄ハ金一圓二十錢以内、一キログラム以上ハ一キログラム又ハ其ノ端數ヲ超過スル毎ニ金七十錢以内ヲ加フ

- 三 價格表記郵便物全部亡失ノトキハ表記金額ノ全額、一部亡失又ハ毀損ノトキハ其ノ表記金額ト殘存價格トノ差額
- 四 集金郵便ニ依ル證券ノ亡失又ハ失効ノトキハ其ノ實損額但シ取立金額ヲ超過スルコトヲ得ス
- 五 代金引換郵便物ノ取立金ノ取立ヲ爲サスシテ之ヲ交付シタルトキハ其ノ實損額

附則省略

郵便料金表

附郵便物容積及重量

Table with multiple columns and rows of text, likely containing postal rates and regulations. The text is faint and difficult to read.

●通常郵便料

●郵便料金表

(▼アルモノハ郵便物一箇ニ對スル
料金ノ全部ヲ示シタルモノナリ)

○第一種

書 狀
無封書狀

重量一五瓦又ハ其ノ端數每ニ……………金 三 錢
重量三五瓦又ハ其ノ端數每ニ……………金 二 錢

▼書

狀

瓦迄	二四〇	瓦迄	一五
瓦迄	二五五	瓦迄	三〇
瓦迄	二七〇	瓦迄	四五
瓦迄	二八五	瓦迄	六〇
瓦迄	三〇〇	瓦迄	七五
以上		瓦迄	九〇
		瓦迄	一〇五
		瓦迄	一二〇
		瓦迄	一三五
		瓦迄	一五〇
		瓦迄	一六五
		瓦迄	一八〇
		瓦迄	一九五
		瓦迄	二一〇
		瓦迄	二二五
		瓦迄	二四〇
		瓦迄	二五五
		瓦迄	二七〇
		瓦迄	二八五
		瓦迄	三〇〇
		瓦迄	三一五
		瓦迄	三三〇
		瓦迄	三四五
		瓦迄	三六〇
		瓦迄	三七五
		瓦迄	三九〇
		瓦迄	四〇五
		瓦迄	四二〇
		瓦迄	四三五
		瓦迄	四五〇
		瓦迄	四六五
		瓦迄	四八〇
		瓦迄	四九五
		瓦迄	五一〇
		瓦迄	五二五
		瓦迄	五四〇
		瓦迄	五五五

以上

(一五瓦毎ニ
金三錢増トス)

▼無封書狀

瓦迄	三五
瓦迄	七〇
瓦迄	一〇五
瓦迄	一四〇
瓦迄	一七五
瓦迄	二一〇
瓦迄	二四五
瓦迄	二八〇
瓦迄	三一五
瓦迄	三五〇
瓦迄	三八五
瓦迄	四二〇
瓦迄	四五五
瓦迄	四九〇
瓦迄	五二五

郵便料金表

郵便料金表

五六〇	五五五	六三〇	六五五	七〇〇
瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄
三	三	三	三	四〇
三	三	三	三	四〇
以上				
(三五瓦迄毎ニ 金二錢増トス)				

○第二種 郵便葉書

通常葉書	金一錢五厘
往復葉書	金三錢
封緘葉書	金三錢

盲人用點字ノ定期刊行物

重量五五〇瓦又ハ其ノ端數毎ニ	金五厘
----------------	-----

○第三種

發行人等ヨリ差出ス日刊新聞紙
前二號以外ノ定期刊行物

重量一〇〇瓦迄	金五厘
一一〇瓦ヲ超ユル部分ハ七五瓦毎ニ	金五厘
重量七五瓦又ハ其ノ端數毎ニ	金五厘

規則十九條ノ二及盲人用點字以外ノ定期刊行物

七五	一五〇	二二五	三〇〇	三七五	四五〇	五二五	六〇〇	六七五	七五〇	八二五	九〇〇	九七五	一〇五〇	一一二五
瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄	瓦迄
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
金二錢														

○第四種

書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、畫、圖、商品、見本及雛形、博、物學上ノ標本、盲人用點字ノ書籍、印刷物、業務用書類及業

重量一〇〇瓦又ハ其ノ端數毎ニ	金二錢
重量五五〇瓦又ハ其ノ端數毎ニ	金一錢
重量三五〇瓦又ハ其ノ端數毎ニ	金五厘
重量一一〇瓦又ハ其ノ端數毎ニ	金一錢

郵便規則第二十四條ノ一及業務用書類ノ適用ヲ受クル郵便物

盲人用點字ノ書籍、印刷物	三五〇瓦迄	七〇〇瓦迄	一〇五〇瓦迄	二〇〇瓦迄
及業務用書類	一〇	一〇	一〇	一〇
其ノ他	二	二	三	三
金一錢	金一錢	金一錢	金一錢	金一錢

郵便料金表

八八〇瓦迄	九九〇瓦迄	二〇〇瓦迄
八	九	一〇

郵便料金表

五三四

▼商品見本及雛形

一〇瓦迄	二錢
三〇瓦迄	四
五〇瓦迄	六
一〇〇瓦迄	八

▼前記以外ノ第四種

一〇瓦迄	二
三〇瓦迄	四
五〇瓦迄	六
一〇〇瓦迄	八
二〇〇瓦迄	一〇
三〇〇瓦迄	一三
四〇〇瓦迄	一四
五〇〇瓦迄	一六

○第五種 農産物種子

重量一一〇瓦又ハ其ノ端數毎ニ……………金一錢

▼第五種郵便物

一〇瓦迄	一
三〇瓦迄	二
五〇瓦迄	三
一〇〇瓦迄	四
二〇〇瓦迄	五
三〇〇瓦迄	六
四〇〇瓦迄	七
五〇〇瓦迄	八
一〇〇〇瓦迄	九

●小包郵便料

▼内地相互間

同一郵便區市内

普通	金六錢
書留	金十二錢

其ノ他

普通	五〇瓦迄	一〇
普通	一〇〇瓦迄	一四
普通	二〇〇瓦迄	一八
普通	三〇〇瓦迄	二二
普通	四〇〇瓦迄	二六
普通	五〇〇瓦迄	三〇
普通	六〇〇瓦迄	三三
普通	七〇〇瓦迄	三六
普通	八〇〇瓦迄	三九
普通	九〇〇瓦迄	四二
普通	一〇〇〇瓦迄	四五
書留	五〇瓦迄	一〇
書留	一〇〇瓦迄	一四
書留	二〇〇瓦迄	一八
書留	三〇〇瓦迄	二二
書留	四〇〇瓦迄	二六
書留	五〇〇瓦迄	三〇
書留	六〇〇瓦迄	三三
書留	七〇〇瓦迄	三六
書留	八〇〇瓦迄	三九
書留	九〇〇瓦迄	四二
書留	一〇〇〇瓦迄	四五

内地、朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島相互間
(朝鮮ニ發著スルモノハ書留ニ限ル)

●通常郵便書留料

金十錢

●價格表記料

書留郵便物ノ料金ヨリ普通郵便料ヲ差引キタル金額ノ外通貨價格表記ハ表記金額十圓迄毎ニ……………金十錢
物品價格表記ハ表記金額十圓迄毎ニ……………金五錢

●代金引換料

金五錢

郵便料金表

五三五

●別配達料……

陸上八軒以内ハ金三十錢八軒ヲ超過シタルトキハ四軒迄毎ニ金二十五錢ヲ加フ
解船料ハ別ニ其實費額ヲ受取人ヨリ徴收ス受取人之ヲ納付セサルトキハ差出人ヨリ徴收ス

●留置通知料……

郵便物差出ノ際……………金三錢

●配達證明料……

郵便物差出後……………金六錢

●引受時刻證明料……

……………金十五錢

●内容證明料……

一通ノ謄本一枚ノモノハ金十錢二枚以上ノモノハ一枚ヲ増ス毎ニ金四錢ヲ加フ
同時ニ二箇以上同文ノモノヲ差出ストキハ内一箇ヲ除キ他ハ前記料金ノ半額

●集金郵便料……

集金委託料……………證書金六錢
集金留置通知料……………證券金十五錢

●閉囊配達料……

……………金四圓

●訴訟、審判、審査書類送達手数料……

普通及書留郵便料金ノ外……………金五錢

▼訴訟、審判、審査書類郵便物料金

一瓦迄	一五三	一瓦迄	一〇五	一瓦迄	一三五	一瓦迄	一六五
二瓦迄	一五〇	二瓦迄	一〇二	二瓦迄	一三二	二瓦迄	一六二
三瓦迄	一四七	三瓦迄	九九	三瓦迄	一二九	三瓦迄	一五九
四瓦迄	一四四	四瓦迄	九六	四瓦迄	一二六	四瓦迄	一五六
五瓦迄	一四一	五瓦迄	九三	五瓦迄	一二三	五瓦迄	一五三
六瓦迄	一三八	六瓦迄	九〇	六瓦迄	一二〇	六瓦迄	一五〇
七瓦迄	一三五	七瓦迄	八七	七瓦迄	一一七	七瓦迄	一四七
八瓦迄	一三二	八瓦迄	八四	八瓦迄	一一四	八瓦迄	一四四
九瓦迄	一二九	九瓦迄	八一	九瓦迄	一一一	九瓦迄	一四一
一〇瓦迄	一二六	一〇瓦迄	七八	一〇瓦迄	一〇八	一〇瓦迄	一三八
一一瓦迄	一二三	一一瓦迄	七五	一一瓦迄	一〇五	一一瓦迄	一三五
一二瓦迄	一二〇	一二瓦迄	七二	一二瓦迄	一〇二	一二瓦迄	一三二
一三瓦迄	一一七	一三瓦迄	六九	一三瓦迄	九九	一三瓦迄	一二九
一四瓦迄	一一四	一四瓦迄	六六	一四瓦迄	九六	一四瓦迄	一二六
一五瓦迄	一一一	一五瓦迄	六三	一五瓦迄	九三	一五瓦迄	一二三
一六瓦迄	一〇八	一六瓦迄	六〇	一六瓦迄	九〇	一六瓦迄	一二〇
一七瓦迄	一〇五	一七瓦迄	五七	一七瓦迄	八七	一七瓦迄	一一七
一八瓦迄	一〇二	一八瓦迄	五四	一八瓦迄	八四	一八瓦迄	一一四
一九瓦迄	九九	一九瓦迄	五一	一九瓦迄	八一	一九瓦迄	一一一
二〇瓦迄	九六	二〇瓦迄	四八	二〇瓦迄	七八	二〇瓦迄	一〇八
二一瓦迄	九三	二一瓦迄	四五	二一瓦迄	七五	二一瓦迄	一〇五
二二瓦迄	九〇	二二瓦迄	四二	二二瓦迄	七二	二二瓦迄	一〇二
二三瓦迄	八七	二三瓦迄	三九	二三瓦迄	六九	二三瓦迄	九九
二四瓦迄	八四	二四瓦迄	三六	二四瓦迄	六六	二四瓦迄	九六
二五瓦迄	八一	二五瓦迄	三三	二五瓦迄	六三	二五瓦迄	九三
二六瓦迄	七八	二六瓦迄	三〇	二六瓦迄	六〇	二六瓦迄	九〇
二七瓦迄	七五	二七瓦迄	二七	二七瓦迄	五七	二七瓦迄	八七
二八瓦迄	七二	二八瓦迄	二四	二八瓦迄	五四	二八瓦迄	八四
二九瓦迄	六九	二九瓦迄	二一	二九瓦迄	五一	二九瓦迄	八一
三〇瓦迄	六六	三〇瓦迄	一八	三〇瓦迄	四八	三〇瓦迄	七八
三一瓦迄	六三	三一瓦迄	一五	三一瓦迄	四五	三一瓦迄	七五
三二瓦迄	六〇	三二瓦迄	一二	三二瓦迄	四二	三二瓦迄	七二
三三瓦迄	五七	三三瓦迄	九	三三瓦迄	三九	三三瓦迄	六九
三四瓦迄	五四	三四瓦迄	六	三四瓦迄	三六	三四瓦迄	六六
三五瓦迄	五一	三五瓦迄	三	三五瓦迄	三三	三五瓦迄	六三
三六瓦迄	四八	三六瓦迄	〇	三六瓦迄	三〇	三六瓦迄	六〇
三七瓦迄	四五	三七瓦迄	三	三七瓦迄	二七	三七瓦迄	五七
三八瓦迄	四二	三八瓦迄	六	三八瓦迄	二四	三八瓦迄	五四
三九瓦迄	三九	三九瓦迄	九	三九瓦迄	二一	三九瓦迄	五一
四〇瓦迄	三六	四〇瓦迄	一二	四〇瓦迄	一八	四〇瓦迄	四八
四一瓦迄	三三	四一瓦迄	一五	四一瓦迄	一五	四一瓦迄	四五
四二瓦迄	三〇	四二瓦迄	一八	四二瓦迄	一二	四二瓦迄	四二
四三瓦迄	二七	四三瓦迄	二一	四三瓦迄	九	四三瓦迄	三九
四四瓦迄	二四	四四瓦迄	二四	四四瓦迄	六	四四瓦迄	三六
四五瓦迄	二一	四五瓦迄	二七	四五瓦迄	三	四五瓦迄	三三
四六瓦迄	一八	四六瓦迄	三〇	四六瓦迄	〇	四六瓦迄	三〇
四七瓦迄	一五	四七瓦迄	三三	四七瓦迄	三	四七瓦迄	二七
四八瓦迄	一二	四八瓦迄	三六	四八瓦迄	六	四八瓦迄	二四
四九瓦迄	九	四九瓦迄	三九	四九瓦迄	九	四九瓦迄	二一
五〇瓦迄	六	五〇瓦迄	四二	五〇瓦迄	一二	五〇瓦迄	一八
五一瓦迄	三	五一瓦迄	四五	五一瓦迄	一五	五一瓦迄	一五
五二瓦迄	〇	五二瓦迄	四八	五二瓦迄	一八	五二瓦迄	一二
五三瓦迄	三	五三瓦迄	五一	五三瓦迄	二一	五三瓦迄	九
五四瓦迄	六	五四瓦迄	五四	五四瓦迄	二四	五四瓦迄	六
五五瓦迄	九	五五瓦迄	五七	五五瓦迄	二七	五五瓦迄	三
五六瓦迄	一二	五六瓦迄	六〇	五六瓦迄	三〇	五六瓦迄	〇
五七瓦迄	一五	五七瓦迄	六三	五七瓦迄	三三	五七瓦迄	三
五八瓦迄	一八	五八瓦迄	六六	五八瓦迄	三六	五八瓦迄	六
五九瓦迄	二一	五九瓦迄	六九	五九瓦迄	三九	五九瓦迄	九
六〇瓦迄	二四	六〇瓦迄	七二	六〇瓦迄	四二	六〇瓦迄	一二
六一瓦迄	二七	六一瓦迄	七五	六一瓦迄	四五	六一瓦迄	一五
六二瓦迄	三〇	六二瓦迄	七八	六二瓦迄	四八	六二瓦迄	一八
六三瓦迄	三三	六三瓦迄	八一	六三瓦迄	五一	六三瓦迄	二一
六四瓦迄	三六	六四瓦迄	八四	六四瓦迄	五四	六四瓦迄	二四
六五瓦迄	三九	六五瓦迄	八七	六五瓦迄	五七	六五瓦迄	二七
六六瓦迄	四二	六六瓦迄	九〇	六六瓦迄	六〇	六六瓦迄	三〇
六七瓦迄	四五	六七瓦迄	九三	六七瓦迄	六三	六七瓦迄	三三
六八瓦迄	四八	六八瓦迄	九六	六八瓦迄	六六	六八瓦迄	三六
六九瓦迄	五一	六九瓦迄	九九	六九瓦迄	六九	六九瓦迄	三九
七〇瓦迄	五四	七〇瓦迄	一〇二	七〇瓦迄	七二	七〇瓦迄	四二
七一瓦迄	五七	七一瓦迄	一〇五	七一瓦迄	七五	七一瓦迄	四五
七二瓦迄	六〇	七二瓦迄	一〇八	七二瓦迄	七八	七二瓦迄	四八
七三瓦迄	六三	七三瓦迄	一一一	七三瓦迄	八一	七三瓦迄	五一
七四瓦迄	六六	七四瓦迄	一一四	七四瓦迄	八四	七四瓦迄	五四
七五瓦迄	六九	七五瓦迄	一一七	七五瓦迄	八七	七五瓦迄	五七
七六瓦迄	七二	七六瓦迄	一二〇	七六瓦迄	九〇	七六瓦迄	六〇
七七瓦迄	七五	七七瓦迄	一二三	七七瓦迄	九三	七七瓦迄	六三
七八瓦迄	七八	七八瓦迄	一二六	七八瓦迄	九六	七八瓦迄	六六
七九瓦迄	八一	七九瓦迄	一二九	七九瓦迄	九九	七九瓦迄	六九
八〇瓦迄	八四	八〇瓦迄	一三二	八〇瓦迄	一〇二	八〇瓦迄	七二
八一瓦迄	八七	八一瓦迄	一三五	八一瓦迄	一〇五	八一瓦迄	七五
八二瓦迄	九〇	八二瓦迄	一三八	八二瓦迄	一〇八	八二瓦迄	七八
八三瓦迄	九三	八三瓦迄	一四一	八三瓦迄	一一一	八三瓦迄	八一
八四瓦迄	九六	八四瓦迄	一四四	八四瓦迄	一一四	八四瓦迄	八四
八五瓦迄	九九	八五瓦迄	一四七	八五瓦迄	一一七	八五瓦迄	八七
八六瓦迄	一〇二	八六瓦迄	一五〇	八六瓦迄	一二〇	八六瓦迄	九〇
八七瓦迄	一〇五	八七瓦迄	一五三	八七瓦迄	一二三	八七瓦迄	九三
八八瓦迄	一〇八	八八瓦迄	一五六	八八瓦迄	一二六	八八瓦迄	九六
八九瓦迄	一一一	八九瓦迄	一五九	八九瓦迄	一二九	八九瓦迄	九九
九〇瓦迄	一一四	九〇瓦迄	一六二	九〇瓦迄	一三二	九〇瓦迄	一〇二
九一瓦迄	一一七	九一瓦迄	一六五	九一瓦迄	一三五	九一瓦迄	一〇五
九二瓦迄	一二〇	九二瓦迄	一六八	九二瓦迄	一三八	九二瓦迄	一〇八
九三瓦迄	一二三	九三瓦迄	一七一	九三瓦迄	一四一	九三瓦迄	一一一
九四瓦迄	一二六	九四瓦迄	一七四	九四瓦迄	一四四	九四瓦迄	一一四
九五瓦迄	一二九	九五瓦迄	一七七	九五瓦迄	一四七	九五瓦迄	一一七
九六瓦迄	一三二	九六瓦迄	一八〇	九六瓦迄	一五〇	九六瓦迄	一二〇
九七瓦迄	一三五	九七瓦迄	一八三	九七瓦迄	一五三	九七瓦迄	一二三
九八瓦迄	一三八	九八瓦迄	一八六	九八瓦迄	一五六	九八瓦迄	一二六
九九瓦迄	一四一	九九瓦迄	一八九	九九瓦迄	一五九	九九瓦迄	一二九
一〇〇瓦迄	一四四	一〇〇瓦迄	一九二	一〇〇瓦迄	一六二	一〇〇瓦迄	一三二

以上
一五瓦迄毎ニ
金三錢増トス

●市内特別取扱郵便料

有封同文書狀 重量一五瓦迄金一錢五厘、一五瓦以上ハ一五瓦迄迄毎ニ金一錢ヲ加フ

無封同文書狀 重量三五瓦迄金一錢五厘、三五瓦以上ハ三五瓦迄毎ニ金一錢ヲ加フ

第三種郵便物 重量七五瓦迄金四厘、七五瓦以上ハ七五瓦迄毎ニ金三厘ヲ加フ

第四種郵便物 同時ニ三千一箇以上ヲ差出ストキハ三千一箇分ヨリハ重量七五瓦毎ニ金三厘

重量一〇瓦迄金六厘、一〇瓦以上ハ一〇瓦迄毎ニ金五厘ヲ加フ

同時ニ三千一箇以上ヲ差出ストキハ三千一箇分ヨリハ重量一一〇瓦迄毎ニ金五厘

郵便料金表

五四二

●郵便物名宛變更及取戻、代金引換代金取消及金額變更、集金郵便取消料

▼差立前 (但シ差立準備前ノ取戻請求ナルトキハ無料トス)

▼差立後

郵便ニ依ルモノ	金五錢
電信ニ依ルモノ	金八錢
郵便物取戻、代金引換代金及集金郵便取消	金五十錢
郵便物名宛及代金引換金額變更	金八十錢

●郵便物容積及重量

●通常郵便

容積	長	幅	厚	重量
第一種
第二種
第三種乃至第五種
商品見本及雛形	三五〇瓦

●小包郵便

容積	長	幅	厚	重量
.....
各六〇糎	六
但シ幅及厚各一五糎以内ノモノハ長九〇糎迄延ハスコトヲ得	六 (但シ速達郵便物ハ二糎ヲ超過スルコトヲ得ス)

郵便物容積及重量

五四三

昭和十一年八月六日 印刷
昭和十一年八月十日 發行

發行者 遞信省郵務局

印刷所 東京市京橋區寶町一丁目六番地
大澤印刷所

印刷者 東京市京橋區寶町一丁目六番地
大澤喜四郎

2226

明題卷 大 嘉 興 府 題

東京市京橋區寶町一丁目六番地

明題卷 大 嘉 興 府 題

東京市京橋區寶町一丁目六番地

發行券 蟹飼谷睡香園

昭和十一年四月三十日發行

昭和十一年四月二十五日印刷